

令和6年度 第3回 藤枝市子ども・子育て会議

日時：令和6年10月28日（月）
午前10時00分～
場所：藤枝市役所 第3・4委員会室
所管：藤枝市健康福祉部
こども未来応援局こども課

議事次第

- 1 開会
- 2 委員長挨拶
- 3 こども未来応援局長挨拶
- 4 出席委員確認及び議事内容確認
- 5 議事
【協議事項】
(1) 藤枝市こども計画の策定について 資料1
- 6 報告事項
- 7 その他

次回：第4回藤枝市子ども・子育て会議
令和7年3月頃を予定

藤枝市子ども計画の素案について

1 計画の概要

(1) 策定の目的

今年度、「第2期藤枝市子ども・子育て支援事業計画」が期間満了となることから、新たに子ども未来応援局3課の計画を一体化した「子ども計画」を策定し、市内の全ての子ども・若者が身体的、精神的、社会的に幸福な生活を送ることができる「子どもにやさしいまちづくり」を総合的に推進する。

(2) 計画の期間

令和7年度から令和11年度までの5年間

(3) 基本理念

すべての子ども・若者が尊重され、自分らしく幸せに生活できる

「子どもにやさしいまち」藤枝

市内のすべての子ども・若者が一人の人間として尊重され、自分らしく幸せに生活・活躍できる「子どもにやさしいまち」藤枝をつくることで、「子どもまんなか社会」の実現につなげるとともに、子ども・若者の健やかな成長により、すべての世代の市民が幸せになるまちづくりを進めていく。

(4) 基本目標

1 子どもまんなか社会に向けた気運醸成

- ・「子どもまんなか社会」「子どもにやさしいまち」の実現のため、様々な機会を捉えて普及、啓発活動を行うとともに、子ども・若者の主体的な参加機会の確保に努める。
- ・それぞれの状態に応じた多様な居場所づくりを進め、地域全体で子ども・若者を見守り支える体制を推進する。

2 子ども・若者等の心身の健康づくり

- ・若者が孤独や不安を感じることなく安心して子どもを産み育てられるよう、個々に寄り添ったきめ細やかな切れ目のない包括的な支援を行う。
- ・心身の状況や置かれた環境等に関わらず、すべての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができるよう取組を推進する。

3 子ども・若者が安全・安心に暮らせる環境づくり

- ・いじめや不登校、暴力などの対策や、互いの人格や個性を尊重し合う教育を行い、すべての子ども・若者が安心して学び健やかに育つことができる環境づくりに取り組む。

4 子ども・若者が希望を持てる社会づくり

- ・子どものこころと体の健やかな成長のため、個々のニーズや多様性に対応した教育環境の充実を図る。
- ・若者が、将来に夢や希望を持ち、自らの意思で就労、結婚、出産など将来を選択し、自立できるよう支援を行う。

5 子育て・教育の支援の充実

- ・子育て当事者が、経済的な不安や負担感を持つことなく、育児と仕事を両立しながら子育てできる環境づくりを推進する。
- ・教育・保育サービスの充実を図り、必要な時に必要なサービスを受けることができる体制づくりを推進する。

6 配慮が必要な子ども・若者への支援

- ・虐待や貧困、ヤングケアラーなど、困難な状況にある子ども・若者を誰一人取り残さず、

それぞれの状況に合わせた迅速かつ適切な支援を行う。

- ・障害や発達に特性がある子ども・若者の社会参加、自立を支援する。

(5) 目標指標

1 子どもまんなか社会に向けた気運醸成
子どもの権利を知っている小中学生の割合 / 自分の考えや意見が大切にされていると考える小中高生の割合
2 子ども・若者等の心身の健康づくり
自分のことが好きだと思う小中高生の割合
3 子ども・若者が安全・安心に暮らせる環境づくり
学校が楽しいと感じている子どもの割合
4 子ども・若者が希望を持てる社会づくり
将来の夢や希望を持っている子どもの割合 / 今幸せだと思っている若者の割合
5 子育て・教育の支援の充実
本市が安心して子育てできるまちだと思ふ人の割合
6 配慮が必要な子ども・若者への支援
困ったときに助けてくれる人がいると思う子ども・若者の割合

2 計画における主な取組等

- ・子ども・若者会議の運営等による意見表明や意見聴取の機会の確保
- ・子ども家庭センターを中心とする切れ目のない包括的な支援の充実
- ・多世代交流や不登校、発達に課題がある子ども・若者などの多様な居場所づくり
- ・幼保こ小連携による「架け橋期」の円滑な接続の推進
- ・保育士の確保をはじめ働き方改革の推進による教育・保育環境の向上
- ・放課後児童クラブの受け皿確保と指導員の確保などによる質の向上
- ・子育て世帯の移住定住を促進する住まいの新規供給

3 推進体制

本計画の推進にあたっては、「藤枝市子ども・子育て会議」による施策の実施状況に関する進捗管理、評価を行う。また子ども課をはじめ、保健、医療、教育、福祉など幅広い分野の関係課と連携を図りながら施策を推進する。進捗管理は、PDCAサイクルのプロセスを踏まえ、施策の進捗状況を検証、必要に応じて見直しや改善を行い、効果的に計画を推進していく。

4 今後のスケジュール

令和6年	10月28日	第3回子ども・子育て会議
	11月18日	計画案の承認（行政経営会議）
	12月	計画案とパブリックコメントの実施報告（市議会）
	12月	パブリックコメントの実施（～令和7年1月）
令和7年	2月5日	パブリックコメントの結果報告（行政経営会議・市議会）
	3月	公表、市民周知

藤枝市こども計画 素案

令和6年10月



目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 藤枝版ローカルSDGsの推進	4
4 計画の期間	5
5 計画の対象	6
第2章 計画策定の背景	7
1 本市のこども・若者や子育て環境を取り巻く状況	7
2 ニーズ調査の結果	19
3 こども・若者向けアンケートの調査結果	40
4 発達支援事業利用者へのアンケート調査の結果	42
5 こども・若者からの意見聴取結果	49
第3章 計画の基本的な考え方	51
1 基本理念	51
2 基本目標	52
3 施策体系図	53
4 計画の推進に関する数値目標	54
第4章 こども施策の内容	55
基本目標1 こどもまんなか社会に向けた気運醸成	55
基本目標2 こども・若者等の心身の健康づくり	61
基本目標3 こども・若者が安全・安心に暮らせる環境づくり	68
基本目標4 こども・若者が希望を持てる社会づくり	73
基本目標5 子育て・教育の支援の充実	81
基本目標6 配慮が必要なこども・若者への支援	91
第5章 子ども・子育て支援事業計画	99
1 基本的な考え方	99
2 量の見込みと確保の内容	103
第6章 計画の推進にあたって	118
1 施策の推進体制	118
2 進捗管理	118
第7章 資料編	119
1 藤枝市こども基本条例	119
2 藤枝市子ども・子育て会議条例	123
3 藤枝市子ども・子育て会議委員名簿	125

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

近年、社会環境の変化に伴い、止まらない少子化や貧困、虐待、いじめ、不登校など、こども・若者や子育てに関する課題が顕在化しています。このような中で、国は、令和5年4月に「こども家庭庁」を設置するとともに、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な法律として「こども基本法」を施行しました。さらに同年12月には同法に基づき、これまで別々に作成・推進されてきた、「少子化社会対策基本法」、「子ども・若者育成支援推進法」「こどもの貧困対策解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども政策の基本的な方針や重要事項等を定めた「こども大綱」が閣議決定され、すべてのこども、若者が身体的、精神的、社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

藤枝市（以下、「本市」という。）では、“こどもは、社会の希望であり、未来を創る力である”という考えのもと、平成27年3月に、第1期となる「藤枝市子ども・子育て支援事業計画」を、令和2年3月に「第2期藤枝市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、こども・子育てに関する様々な施策を推進してきました。さらに、妊産婦から子育て家庭、こども・若者へ切れ目のない支援を行う「藤枝市こども家庭センター」の設置や、こどもに関する施策の基本となる事項を定めた「藤枝市こども基本条例」の施行など、各種課題に対応する取組を進めています。

このたび、この「第2期藤枝市子ども・子育て支援事業計画」が期間満了となることから、本市のこども未来応援局3課（こども課、こども・若者支援課、こども発達支援センター）が所管する「子ども・子育て支援事業計画」、「子ども・若者計画」、「子どもの貧困対策計画」、「藤枝型発達支援システム行動計画」を整理・統合し、新たに「藤枝市こども計画」（以下、「本計画」という。）として策定することとしました。

この計画により、今を生きる市内のすべてのこども・若者が、夢と希望を抱きながら幸せに暮らすことができる「こどもにやさしいまち」の実現を目指し、こども・若者施策を総合的に推進していきます。

2 計画の位置づけ

2-1 法的位置づけと包含する計画

本計画は、こども基本法第 10 条第 2 項に基づくこども施策についての市町村計画であるとともに、以下の計画を包含する総合的な計画とします。

- 「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画
- 「次世代育成支援対策推進法」第 8 条に基づく次世代育成支援行動計画
- 「子ども・若者育成支援推進法」第 9 条に基づく子ども・若者計画
- 「こどもの貧困対策の解消に向けた対策の推進に関する法律」第 10 条に基づくこどもの貧困対策推進計画
- 「藤枝型発達支援システムの基本指針」に基づく藤枝型発達支援システム行動計画

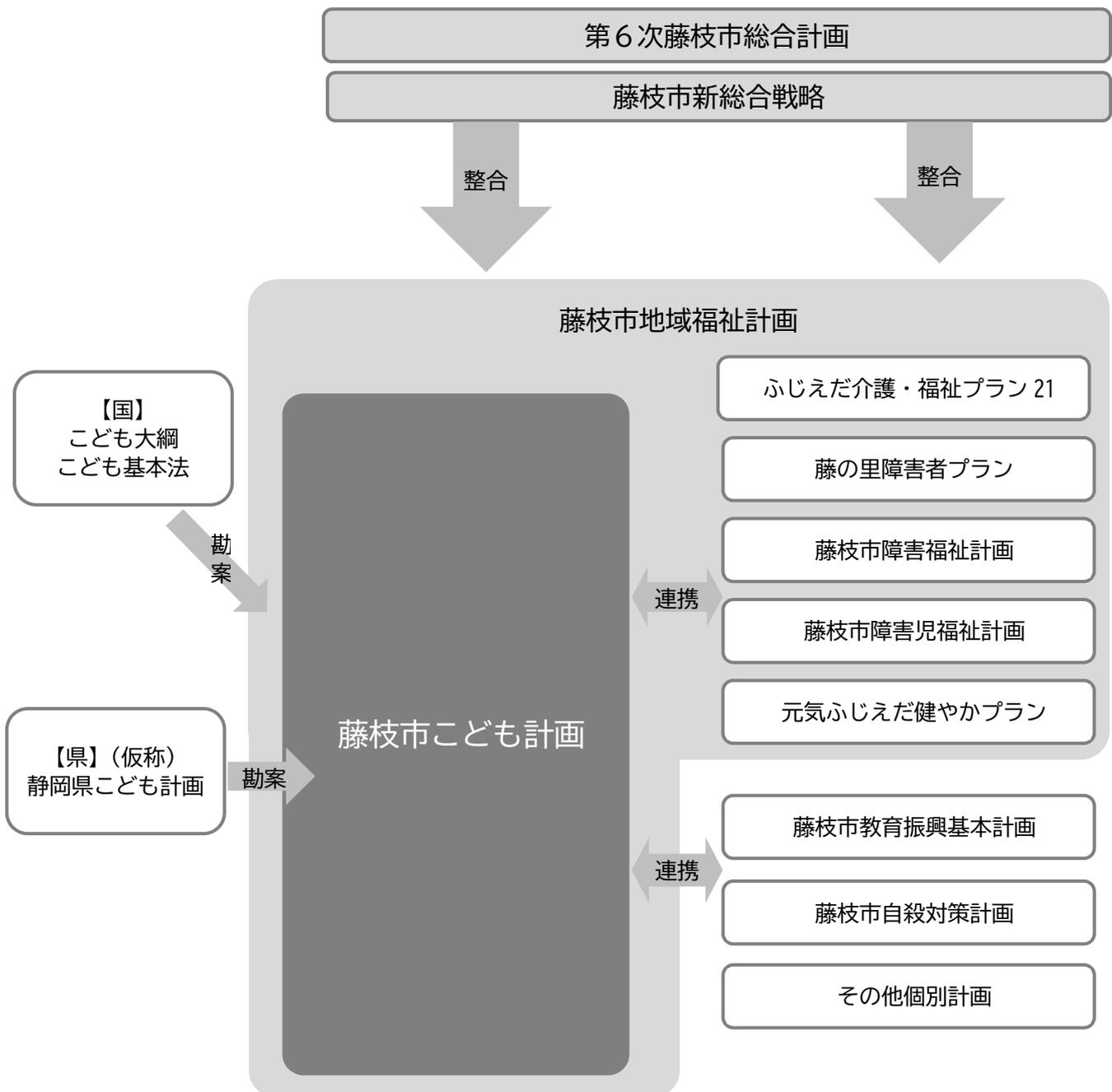
■「こども基本法」抜粋

(都道府県こども計画等)

- 第 10 条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。
- 5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

2-2 関連計画との整合

本市の最上位計画である「第6次藤枝市総合計画」をはじめ、各種法律に基づく様々な関連計画との整合を図り、効果的かつ効率的な施策の推進及び進行管理に努めます。



3 藤枝版ローカルSDGsの推進

本市では、SDGs（持続可能な開発目標）の実現に向けて取り組むべき目標を、“藤枝市独自の17の目標(ローカルSDGs)”として設定しています。

本計画に基づく施策・事業についても、ここで示したローカルSDGs実現の取組の一環として位置づけ、その推進を図ります。

本計画の基本的な方針に関わるローカルSDGsのゴールは、以下の9項目です。

- | | | | | | | | | |
|---------------------|-----------------------|-------------------|------------------------|--------------------|-----------------------|-----------------|----------------------|-------------------------|
| 1 誰もが自立して暮らせるまちをつくる | 2 食の安全を守り、持続可能な農業をつくる | 3 誰もが健康で元気なまちをつくる | 4 質の高い教育と学び続けられる環境をつくる | 5 女性が集まり活躍するまちをつくる | 8 力強い地域産業と多様な働き方を生み出す | 10 多文化共生のまちをつくる | 16 平和で安心して暮らせるまちをつくる | 17 あらゆる主体が協働・協奏するまちをつくる |
|---------------------|-----------------------|-------------------|------------------------|--------------------|-----------------------|-----------------|----------------------|-------------------------|



4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とし、計画最終年度である令和11年度に計画の見直し及び評価を行い、次期計画を策定します。

なお、時勢の変化等の必要に応じて、計画期間中であっても適宜必要な見直しを行います。

年度	令和5 2023	令和6 2024	令和7 2025	令和8 2026	令和9 2027	令和10 2028	令和11 2029	令和12 2030	令和13 2031	
	第2期藤枝市 子ども・子育て 支援事業計画		藤枝市こども計画							
							評価・見直し	次期計画 (2030~2034)		

5 計画の対象

本計画は、子ども・若者、子育てをしている保護者や子育て支援に関わる関係機関・団体等を広く対象とします。

また、「子ども基本法」において、「子ども」とは心身の発達の過程にある者をいう。」とされており、子どもが、若者となり、大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指しています。本市では、令和6年4月1日に施行した「藤枝市子ども基本条例」に基づき、若者の対象年齢については40歳未満とし、必要なサポートが途切れないようにするものとします。

「子ども」の表記については、ひらがなを用いることとしていますが、法令に根拠がある語を用いる場合や、固有名詞を用いる場合には「子ども」と表記することとします。

■「子ども基本法」抜粋

(定義)

第二条 この法律において「子ども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「子ども施策」とは、次に掲げる施策その他の子どもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われる子どもの健やかな成長に対する支援
- 二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 三 家庭における養育環境その他の子どもの養育環境の整備

■「子ども大綱」抜粋

子ども基本法において「子ども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされている。これは、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、子どもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、子どもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指している*。

※「乳幼児期」(義務教育年齢に達するまで)、「学童期」(小学生年代)、「思春期」(中学生年代からおおむね18歳まで)、「青年期」(おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする。)とで分けて示す。なお、「若者」については、法令上の定義はないが、ここでは思春期及び青年期の者とし、「子ども」と「若者」は重なり合う部分があるが青年期の全体が射程に入ることを明確にする場合には、分かりやすく示すという観点から、法令の規定を示す場合を除き、特に「若者」の語を用いることとする。

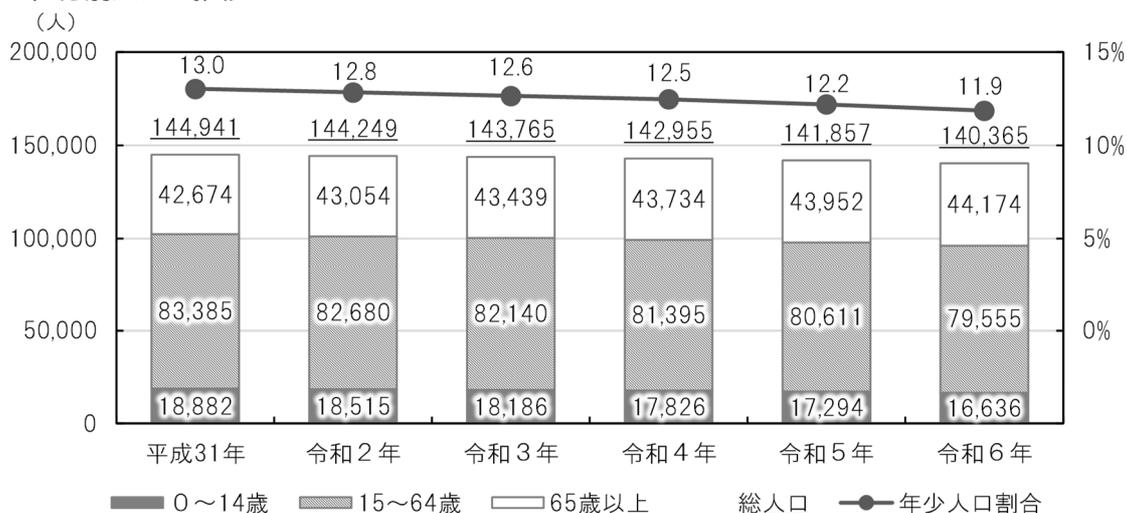
第2章 計画策定の背景

1 本市の子ども・若者や子育て環境を取り巻く状況

1-1 人口・世帯数

総人口は、平成31年以降減少しながら推移しており、令和6年で140,365人となっています。年齢3区分別人口は、0～14歳の年少人口及び15～64歳の生産年齢人口が一貫して下降しており、令和6年で年少人口が16,636人（11.9%）、生産年齢人口が79,555人となっています。なお、年少人口割合は令和2年以降12%前後で推移しています。

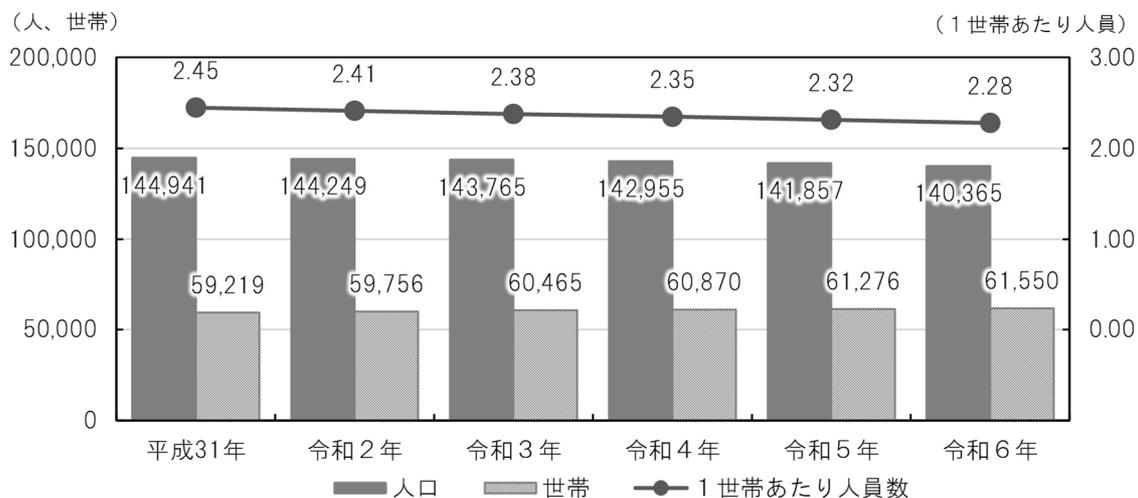
■年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年3月末時点）

世帯数は、平成31年以降で増加しており、令和6年で61,550世帯・1世帯あたり人員は2.28人となっています。総人口は減少傾向にあることから、世帯の縮小化がうかがえます。

■世帯数、1世帯あたり人員の推移

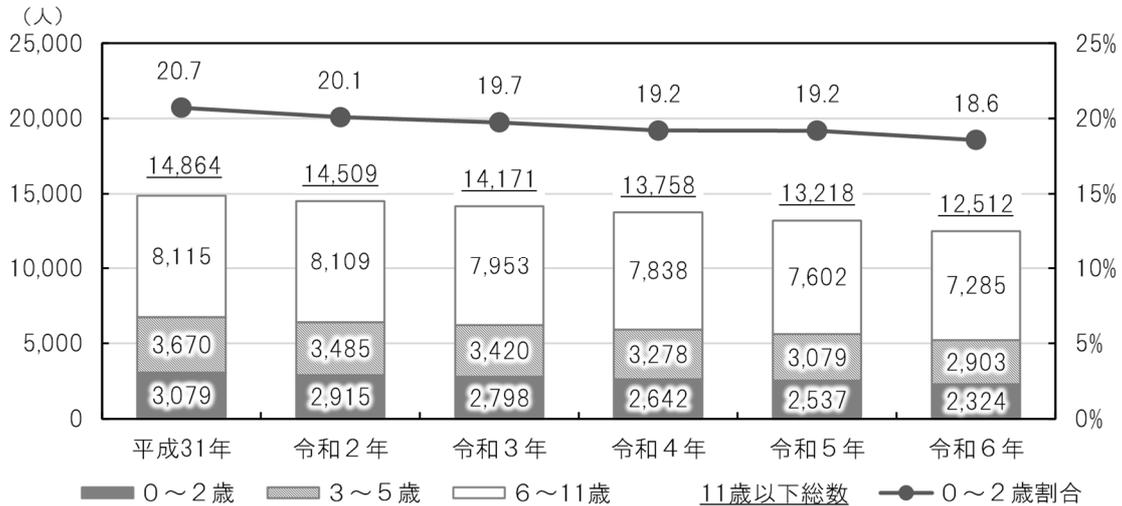


資料：住民基本台帳（各年3月末時点）

1-2 児童数（0～11歳）

11歳以下児童数の総数は、平成31年以降減少しながら推移しており、令和6年で12,512人（0～2歳割合：18.6%）となっています。なお、いずれの年齢区分においても、平成31年以降減少して推移しています。

■年齢区分別児童数（0～11歳）の推移

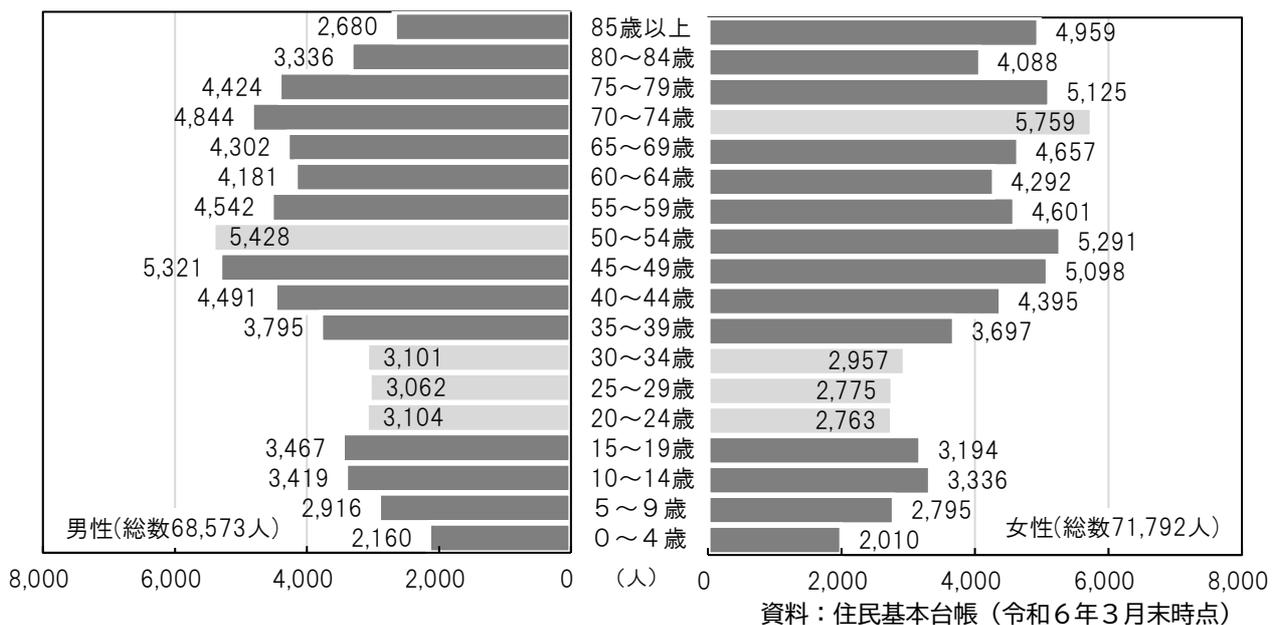


資料：住民基本台帳（各年3月末時点）

1-3 人口構造

令和6年3月末現在の人口構造は、男性で50代前半が、女性は70代前半が、それぞれ最も多くなっている一方で、男女ともに20代から30代前半にかけて人口が少なくなっています。

■人口構造

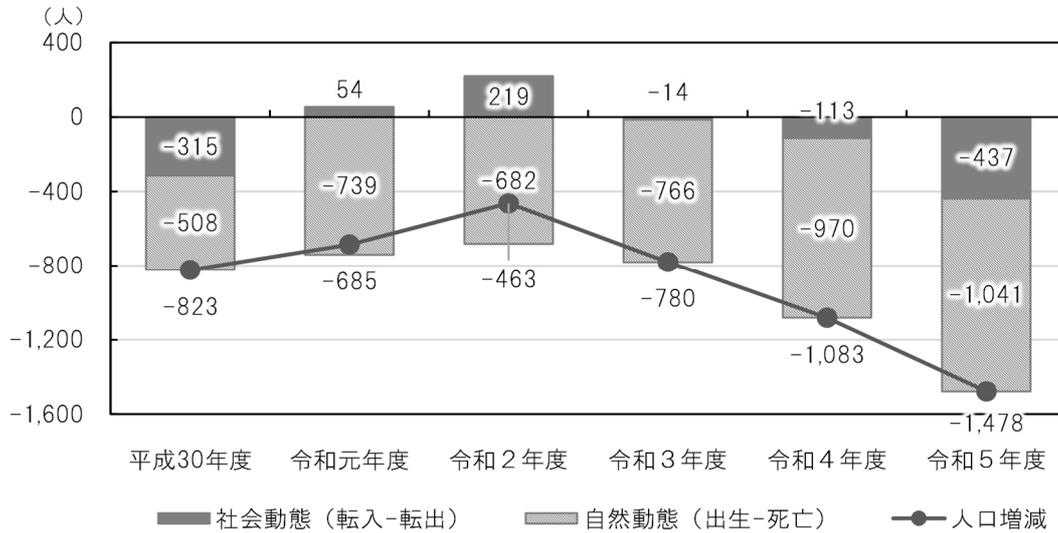


資料：住民基本台帳（令和6年3月末時点）

1-4 人口動態

人口動態は、平成30年度以降マイナスで推移しており、令和5年度で-1,478人となっています。なお、令和元年度から2年度にかけて社会動態で増加となっているほかは減少となっており、特に自然動態での減少が顕著となっています。

■社会動態（転入・転出）、自然動態（出生・死亡）の推移

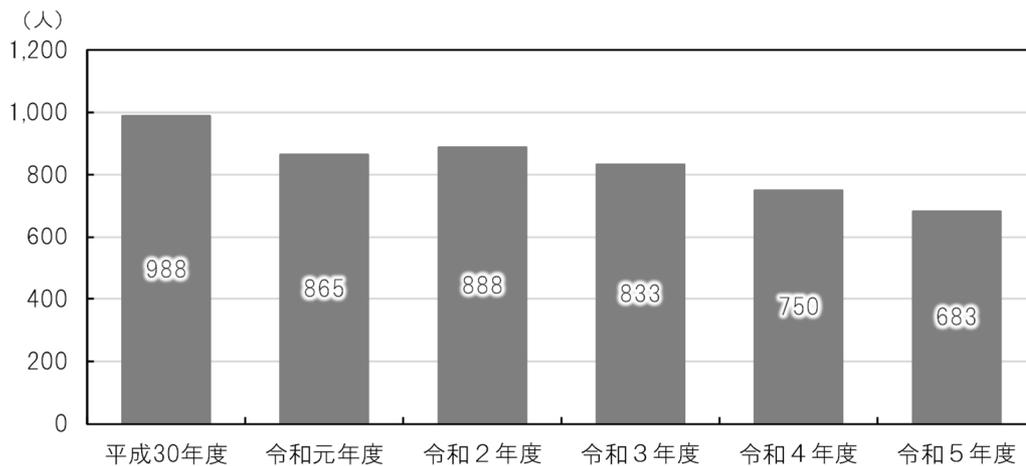


資料：市民課（各年度3月末時点）

1-5 出生数

出生数は、平成30年度以降で概ね減少傾向にあり、令和5年度で683人となっています。

■出生数の推移

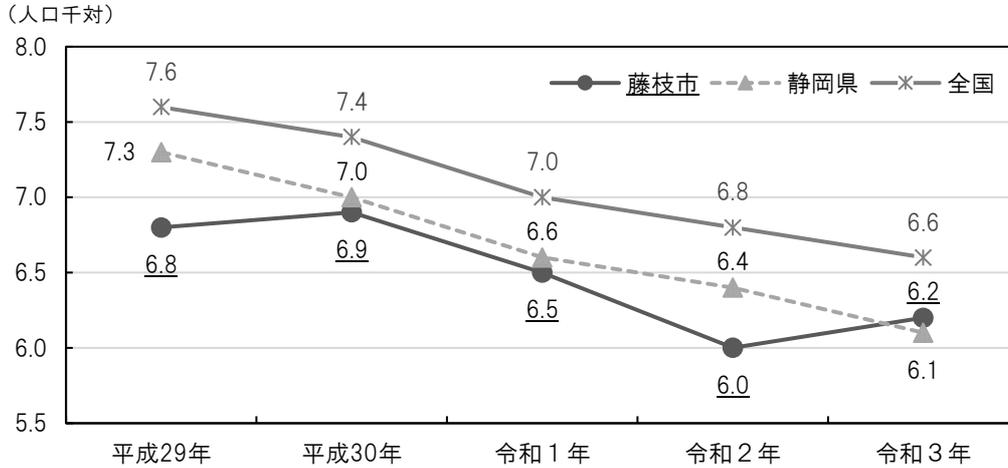


資料：市民課（各年度3月末時点）

1-6 出生率

出生率は、令和元年以降で低下していましたが、令和3年には6.2となっています。全国、静岡県と比較すると、令和2年までで低く推移しています。

■出生率の推移（国・県・市比較）



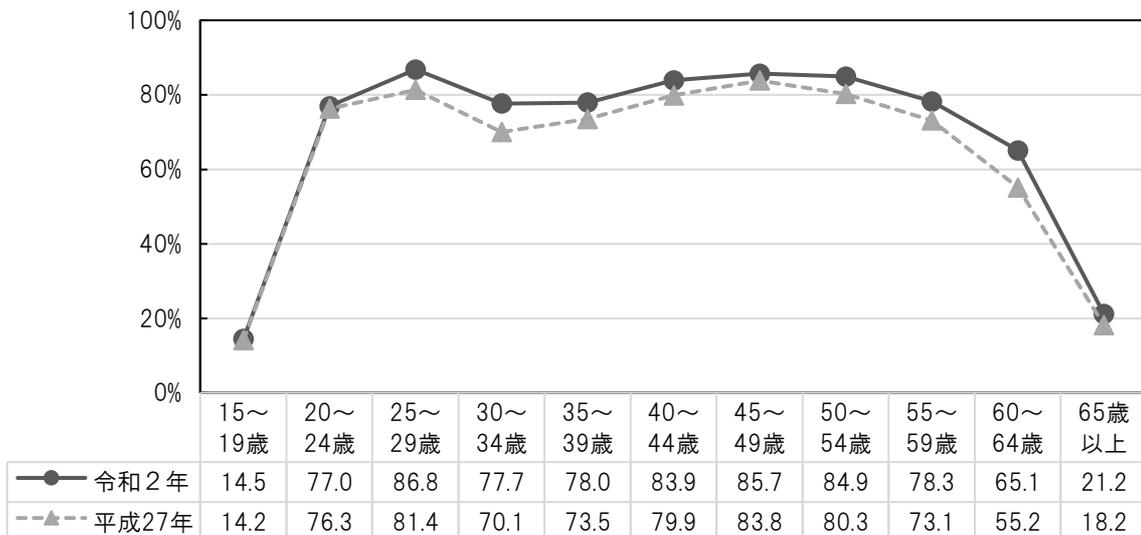
資料：藤枝市 | 静岡県人口動態統計、全国・静岡県 | 人口動態統計

1-7 女性の労働力率

女性の労働力率は、いずれの年代も令和2年が平成27年と比べて高くなっています。なお、結婚・出産期にあたる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する「M字カーブ」は、30代で”谷の底”となっていますが、平成27年と比べて谷が浅くなっています。

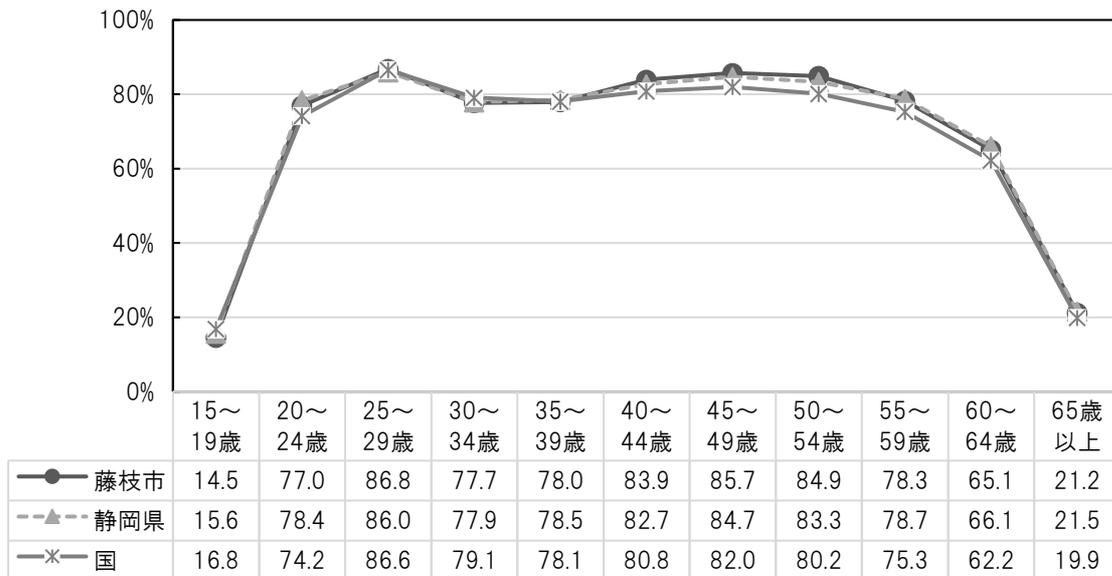
また、令和2年の女性の労働力率を国・県と比べると、40代から50代前半にかけて本市が高いことを除き、国または県と同様の値となっています。

■女性の労働力率（経年比較）



資料：国勢調査（令和2年、平成27年）

■女性の労働力率（国・県・市比較）



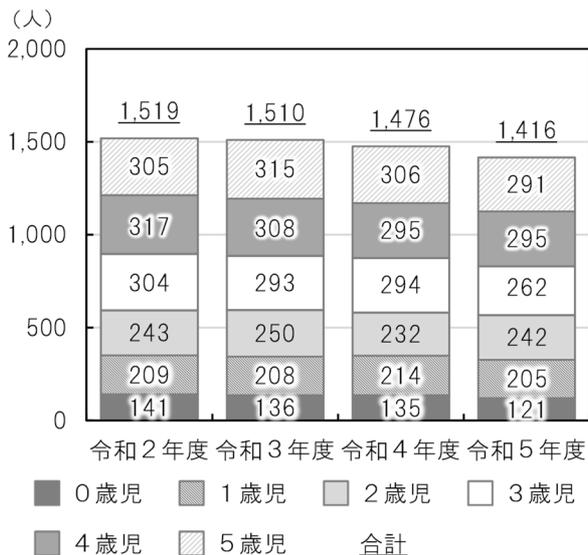
資料：国勢調査（令和2年）

1-8 保育所・幼稚園等の園児数

認可保育所入園児童数は、令和2年度以降で減少傾向にあり、令和5年度で1,416人となっています。年齢別では、3歳児以上で多くなっています。

幼稚園入園児童数は、令和2年度以降で減少傾向にあり、令和6年度は860人と令和2年度の6割程度となっています。年齢別では、5歳児が多くなっています。

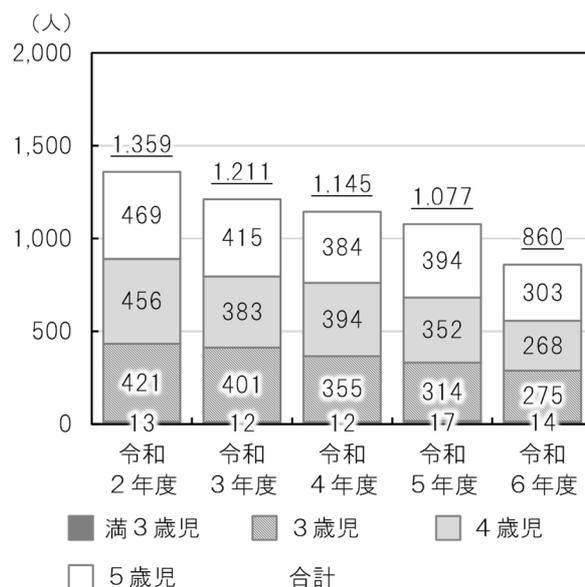
■認可保育所入園児童数の推移



※市外も含む

資料：藤枝市の福祉（各年度3月末時点）

■幼稚園入園児童数の推移

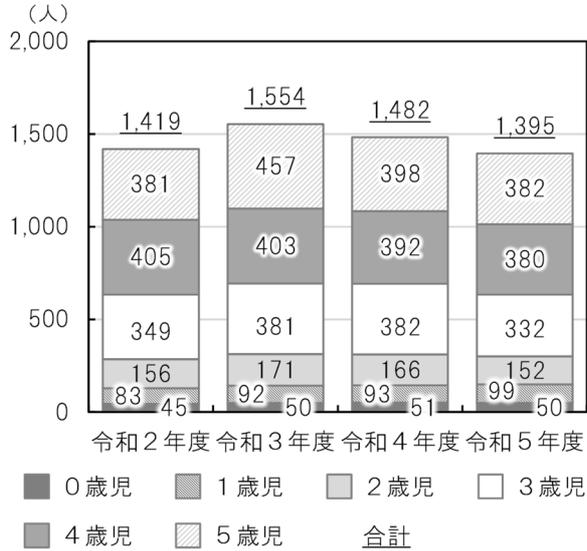


資料：藤枝市の福祉（各年度5月1日時点）

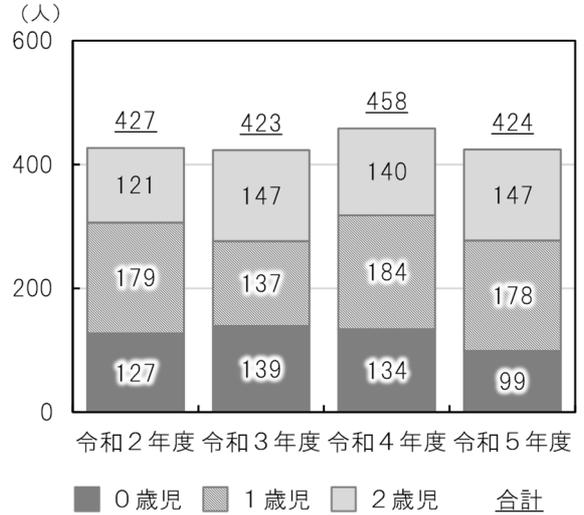
こども園入園児童数は、令和3年度以降で減少傾向にあり、令和5年度で1,395人となっています。年齢別では、3歳児以上で多くなっています。

地域型保育事業所入園児童数は、令和2年度以降400人台で推移しており、令和5年度は424人となっています。年齢別では、1歳児が多くなっています。

■こども園入園児童数の推移



■地域型保育事業所入園児童数の推移



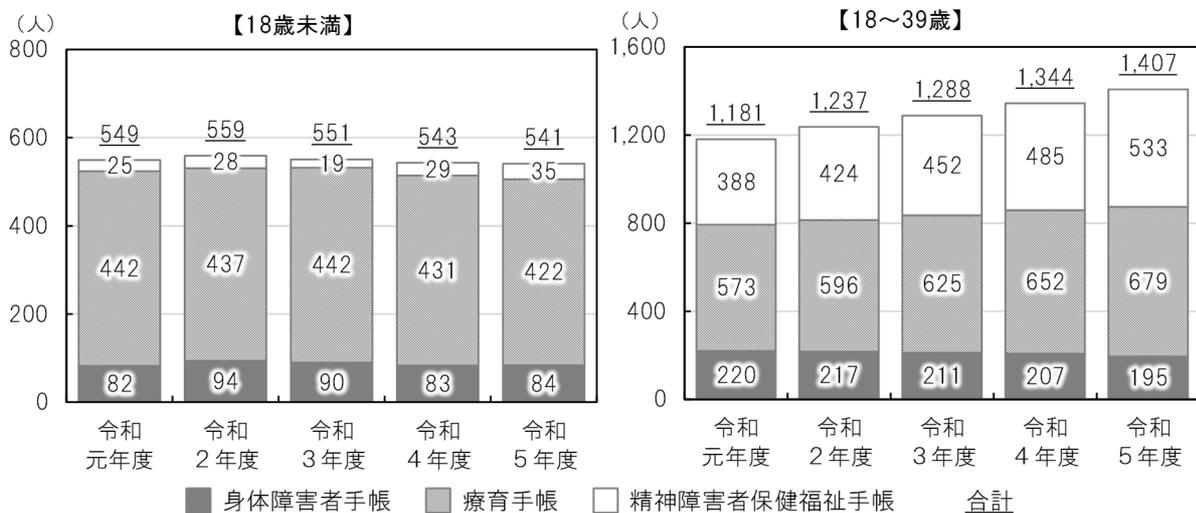
(左図・右図) ※市外も含む

(左図・右図) 資料：藤枝市の福祉（各年度3月末時点）

1-9 障害者（児）手帳所持者数

障害者（児）手帳所持者数は、18歳未満は540人～560人で増減を繰り返して推移しており、令和5年度で541人となっています。一方、18～39歳は増加傾向で推移しており、令和5年度で1,407人となっています。なお、手帳別では18歳未満、18～39歳のいずれも療育手帳所持者数が多くなっています。

■障害者手帳所持者数の推移

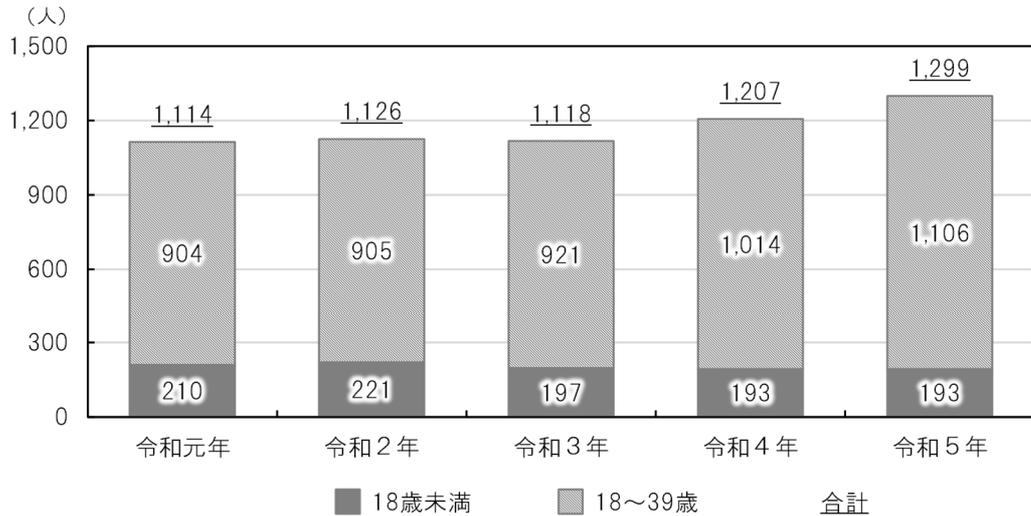


(左図・右図) 資料：障害福祉課（各年度3月末時点）

1-10 外国籍人口

外国籍人口は、18歳未満は200人前後で推移しており、令和5年で193人となっています。一方、18～39歳は令和元年以降概ね増加傾向で推移しており、令和5年で1,106人となっています。

■外国籍人口の推移

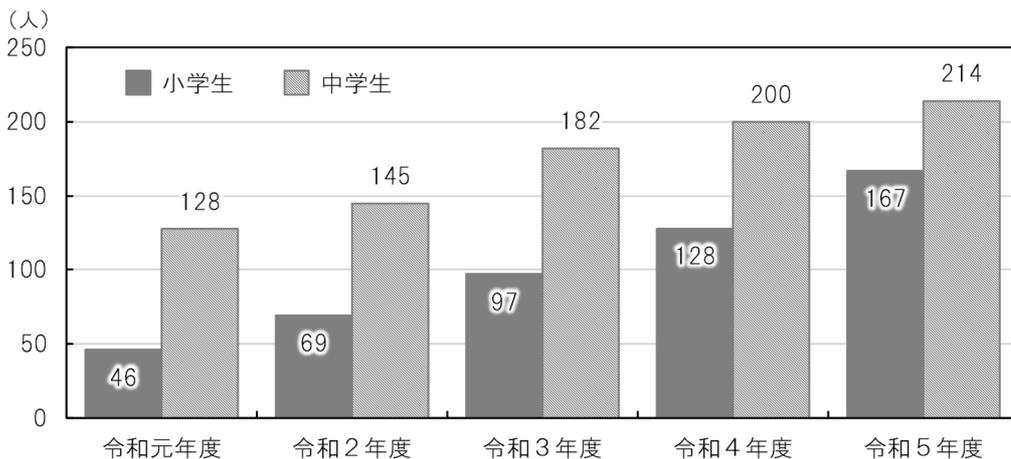


資料：市民課（各年9月末時点）

1-11 不登校児童数・生徒数

不登校児童数・生徒数は、令和元年度以降で小学生、中学生のいずれも増加しており、令和5年度で小学生が167人（令和元年度比363.0%）、中学生が214人（令和元年度比167.2%）となっています。

■不登校児童数・生徒数の推移



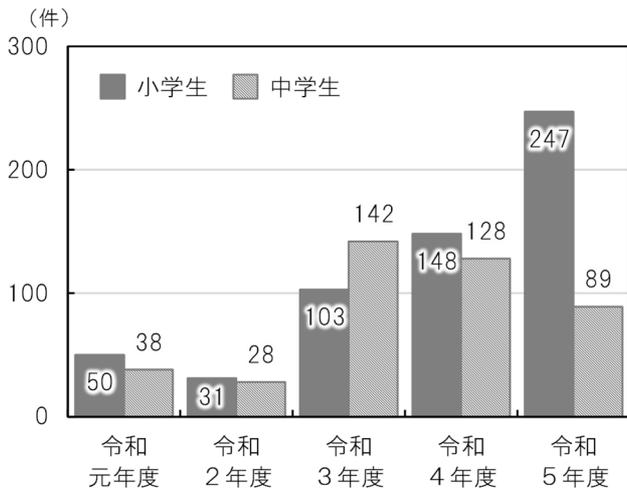
資料：藤枝市児童生徒指導支援部会資料「生徒指導に関わる月例報告」（各年度3月末時点）

1-12 いじめ・虐待認知件数

いじめの認知件数は、小学生、中学生ともに令和3年度に急増しており、令和5年度で小学生が247件、中学生が89件となっています。中学生は令和3年度をピークに減少しているものの、小学生は年々認知件数が多くなっています。

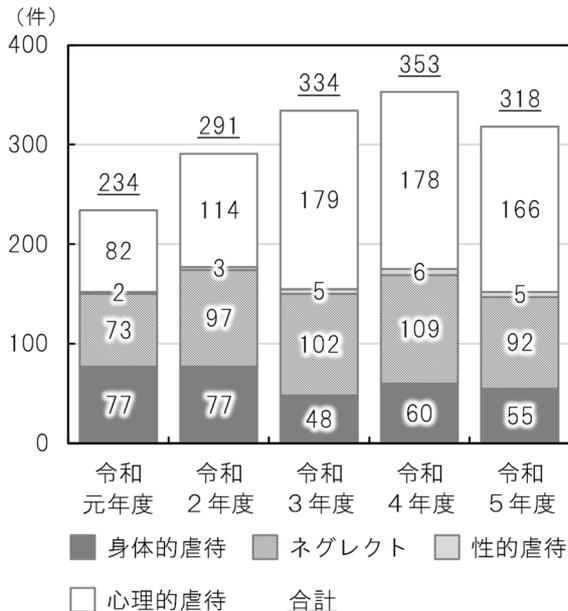
また、虐待の認知件数は、令和5年度に減少しているものの、元年度以降で増加傾向にあります。虐待種別では、令和3年度以降で心理的虐待が急増しており、ネグレクトは令和2年度以降100件前後で推移しています。令和2年度をピークに虐待認知件数の新規件数は減少傾向にあるものの、継続件数は一貫して増加となっています。

■いじめ認知件数の推移

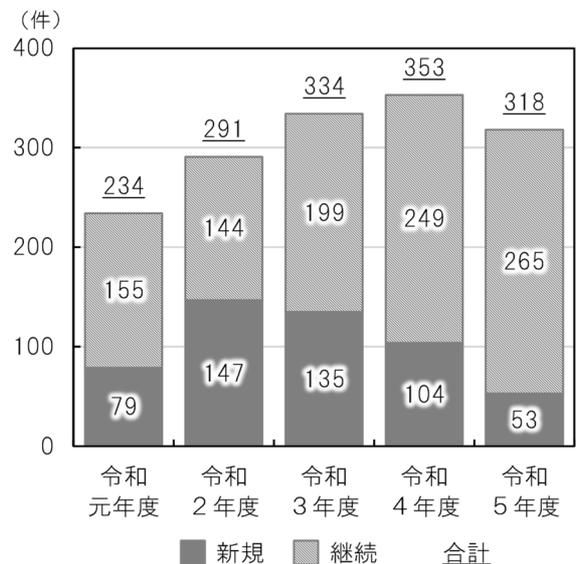


資料：藤枝市児童生徒指導支援部会資料
「生徒指導に関わる月例報告」（各年度3月末時点）

■虐待種別認知件数（要対協登録ケース数）の推移



■虐待件数の推移

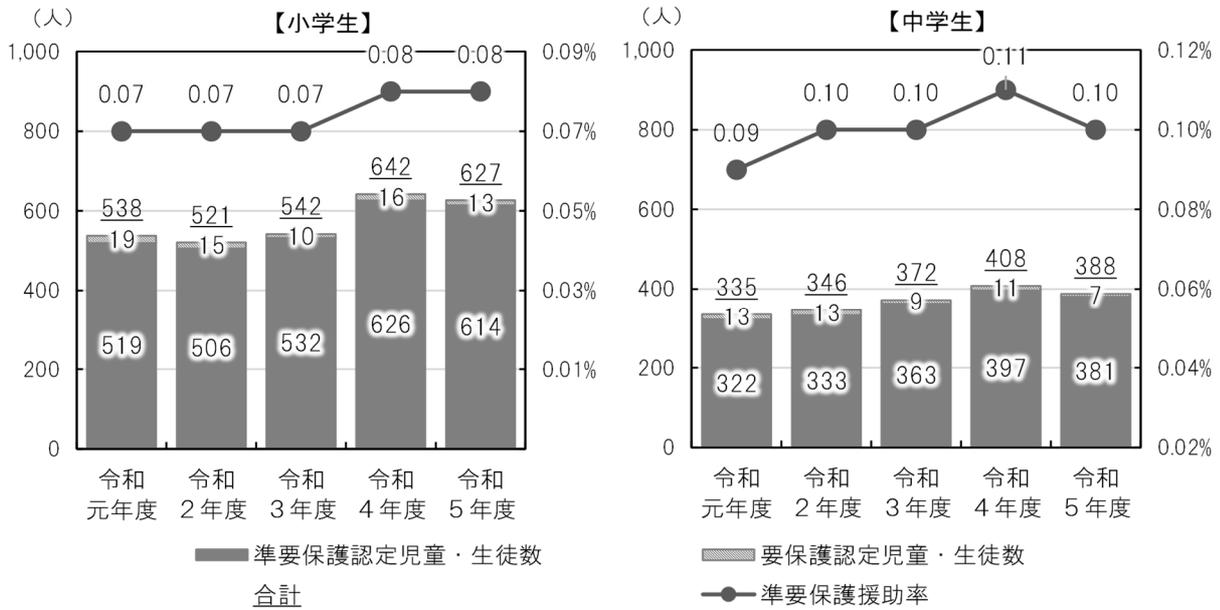


(左図・右図) 資料：こども・若者支援課（各年度3月末時点）

1-13 就学援助

準要保護・要保護認定の児童数・生徒数は、小学生が令和元年度以降で概ね増加傾向にあり、令和5年度で627人となっています。中学生も同様の傾向があり、令和5年度で388人となっています。準要保護・要保護認定別では、小学生、中学生ともに要保護認定児童・生徒数は10人前後で推移しています。

■準要保護・要保護認定児童数・生徒数の推移



(左図・右図) 資料：就学援助児童生徒数集計（各年度3月末時点）

1-14 子育て支援拠点等の状況

こども食堂は、令和元年度以降で2～4か所で推移しており、令和5年度は4か所が開設されています。また、学習支援拠点は、こども・若者支援課、福祉政策課がそれぞれ1～2か所を開設しています。地区子育て支援施設は、市内で81か所あります。

■こども食堂・学習支援拠点の状況

単位：か所

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
こども食堂数	3	2	2	3	4
学習支援拠点数					
こども・若者支援課	1	1	1	2	2
福祉政策課	1	1	1	1	1

※学習支援拠点のこども・若者支援課は、養育が十分でないこどもへの食事や学習等ができる居場所として開所

資料：こども・若者支援課・福祉政策課（各年10月1日時点）

■地区別子育て支援施設等の状況

施設等	か所数
保育園数	13
認定こども園数	14
小規模保育所数	31
幼稚園数	10
地域子育て支援センター数	13

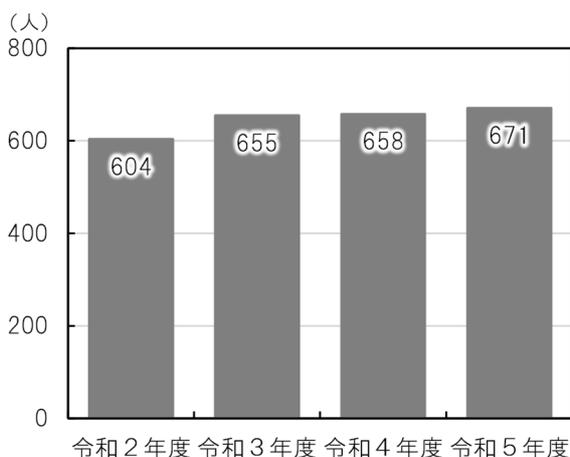
資料：こども課（令和6年4月1日時点）

1-15 子育て支援サービスの利用状況

延長保育の利用実績の利用実績（年間合計）は、令和2年度以降で増加傾向にあり、令和5年度で671人となっています。

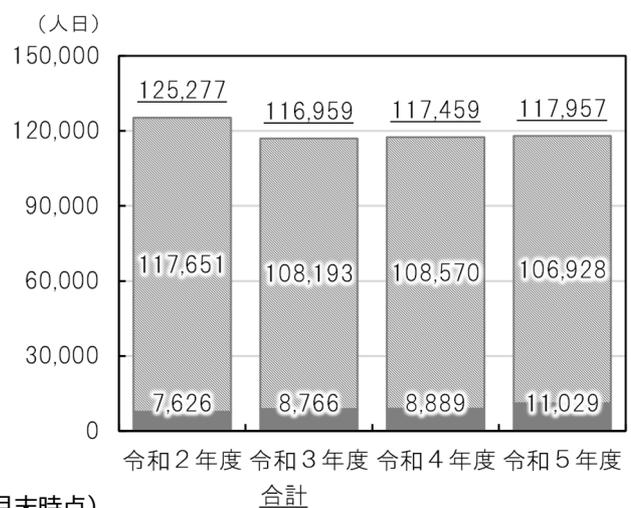
一時預かり事業の利用実績（年間合計）は、令和3年度以降でほぼ横ばい状態にあり、令和5年度で117,957人日となっています。なお、一時預かり事業のほとんどは、幼稚園の一時預かりとなっています。

■延長保育の利用実績（年間合計）



（左図・右図）資料：こども課（各年度3月末時点）

■一時預かり事業の利用実績（年間合計）

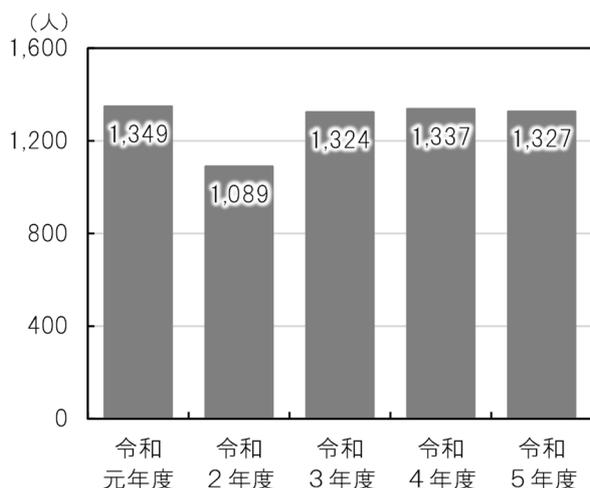


■ 幼稚園の一時預かり
■ 幼稚園以外の一時預かり

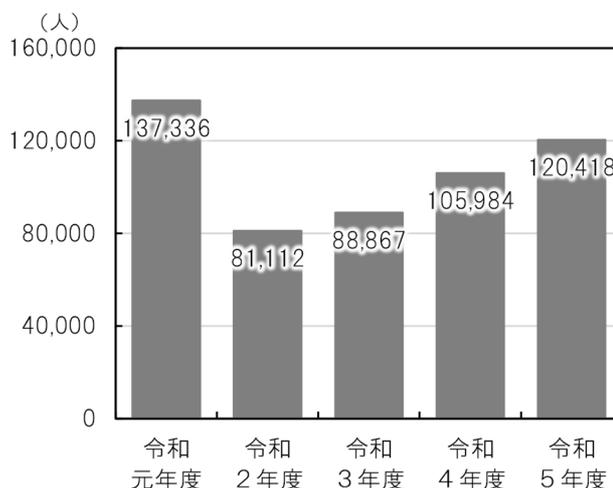
放課後児童健全育成事業の利用実績は、令和2年度を除き1,300人台で推移しており、令和5年度で1,327人となっています。

地域子育て支援拠点事業の利用実績は、コロナ禍の影響もあり令和2年度に大きく減少し、以降は増加しています。令和5年度には120,418人となっており、コロナ禍前の令和元年度の約9割まで利用者が回復しています。

■放課後児童健全育成事業の利用実績



■地域子育て支援拠点事業の利用実績

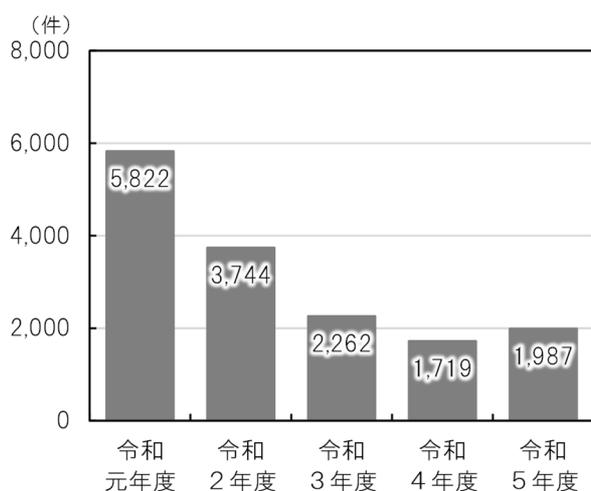


(左図) 資料：児童数報告書（社会福祉協議会、各年度5月1日時点）
 (右図) 資料：市政報告書（各年度3月末時点）

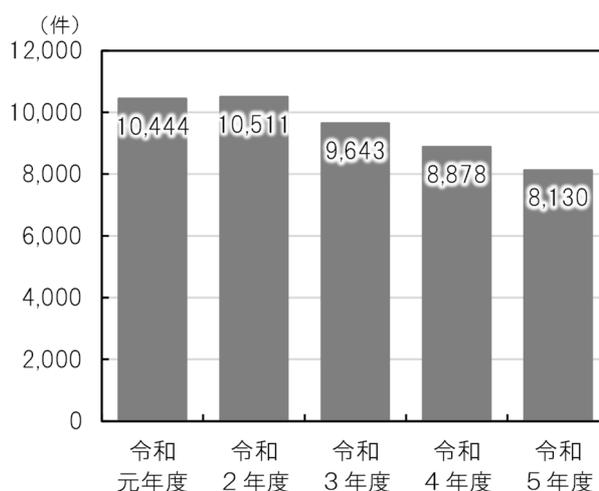
ファミリー・サポート・センター事業の利用実績は、令和元年度以降で減少しており、令和5年度でやや回復したものの1,987件と、令和元年度から約66%減となっています。

妊婦健診事業の利用実績は、令和3年度以降で減少しており、令和5年度で8,130件となっています。

■ファミリー・サポート・センター事業の利用実績



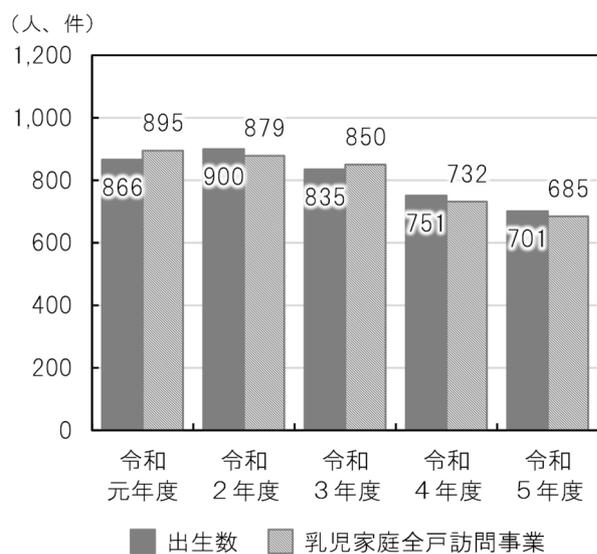
■妊婦健診事業の利用実績



(左図) 資料：ファミリー・サポート・センターの活動状況（各年度3月末時点）
 (右図) 資料：藤枝市保健事業実績（各年度3月末時点）

乳児家庭全戸訪問事業の利用実績は、令和元年度以降で減少しており、令和5年度で出生数701人に対し685件となっています。

■乳児家庭全戸訪問事業の利用実績



資料：藤枝市保健事業実績（各年度3月末時点）

2 ニーズ調査の結果

本調査は、保育ニーズや本市の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、今後の要望・意見などを把握することを目的に実施しました。

■調査概要

調査地域	藤枝市全域
調査対象	藤枝市内在住の就学前児童の保護者
抽出方法	住民基本台帳より就学前児童の保護者 2,000 人を無作為抽出
調査期間	令和 6 年 3 月 10 日～3 月 24 日（15 日間）
調査方法	郵送による配布・回収

■回収結果

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童の保護者	2,000 件	1,016 件	50.8%

※参考：平成 30 年度調査 有効回収数 1,001 件 有効回収率 50.1%

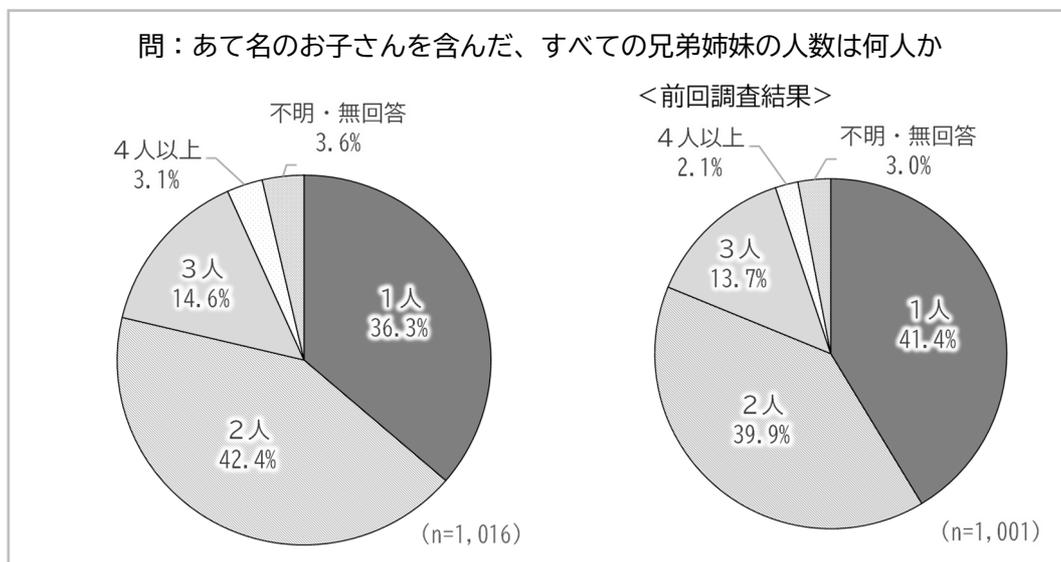
結果の一部は、行政区を 4 区域に分けた地区ごとに表しています。地区の内訳は以下のとおりです。

- 藤枝市北東部…葉梨、広幡、岡部
- 藤枝市中部…藤枝、西益津、瀬戸谷、稲葉
- 藤枝市青島…青島
- 藤枝市南部…高洲、大洲

2-1 お子さんの人数

お子さんの人数は「2人」が42.4%と最も高く、次いで「1人」が36.3%、「3人」が14.6%となっています。

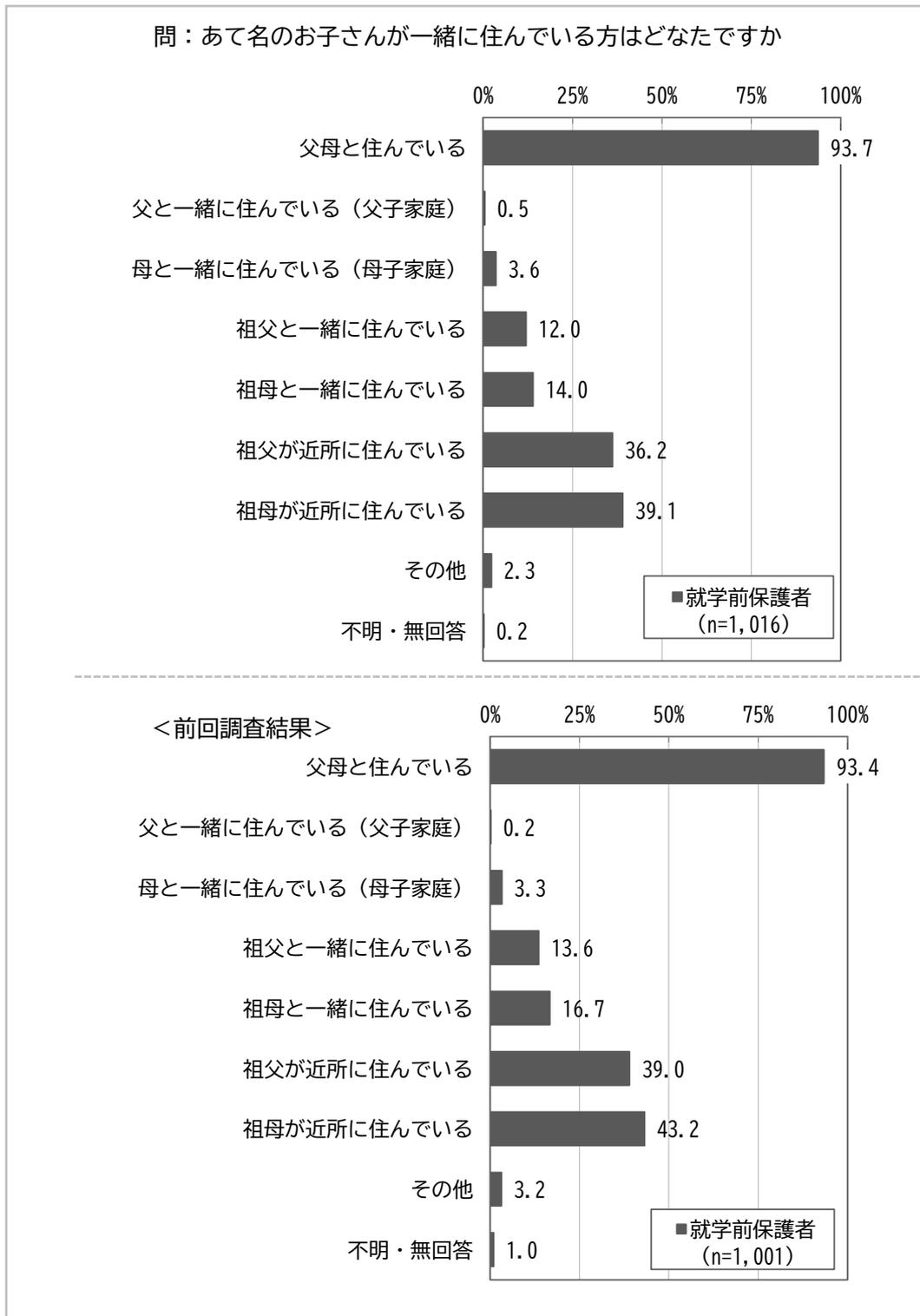
前回調査と比較すると、「1人」はやや減少し、「2人」「3人」はやや増加しています。



2-2 同居している家族の状況

同居している家族の状況では「父母と住んでいる」が93.7%と最も高く、次いで「祖母が近所に住んでいる」が39.1%、「祖父が近所に住んでいる」が36.2%となっています。

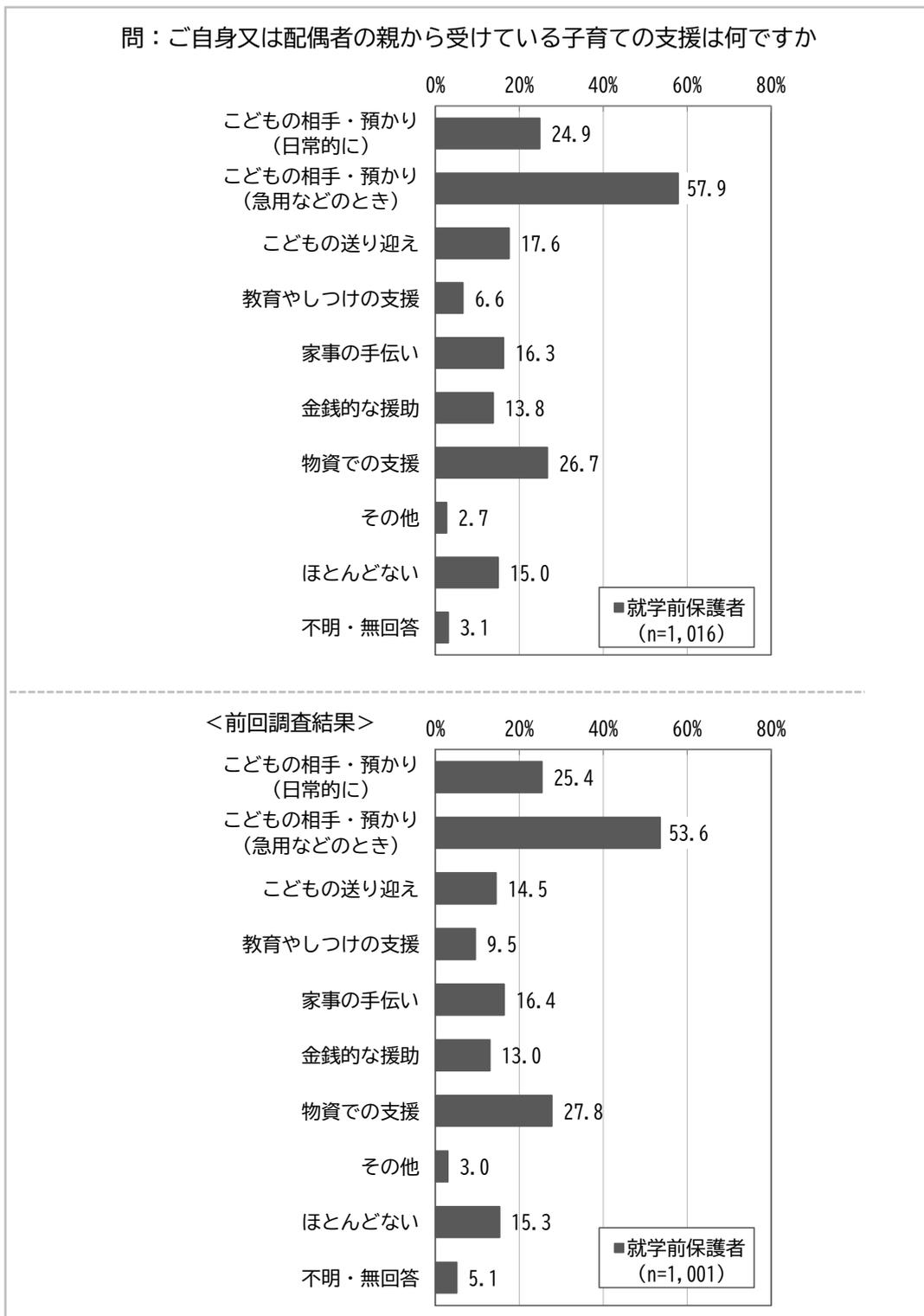
前回調査と比較すると、祖父母との同居・近居ともにやや減少しています。



2-3 祖父母からの子育て支援

祖父母からの子育て支援では「こどもの相手・預かり（急用などのとき）」が57.9%と最も高く、次いで「物資での支援」が26.7%、「こどもの相手・預かり（日常的に）」が24.9%となっています。

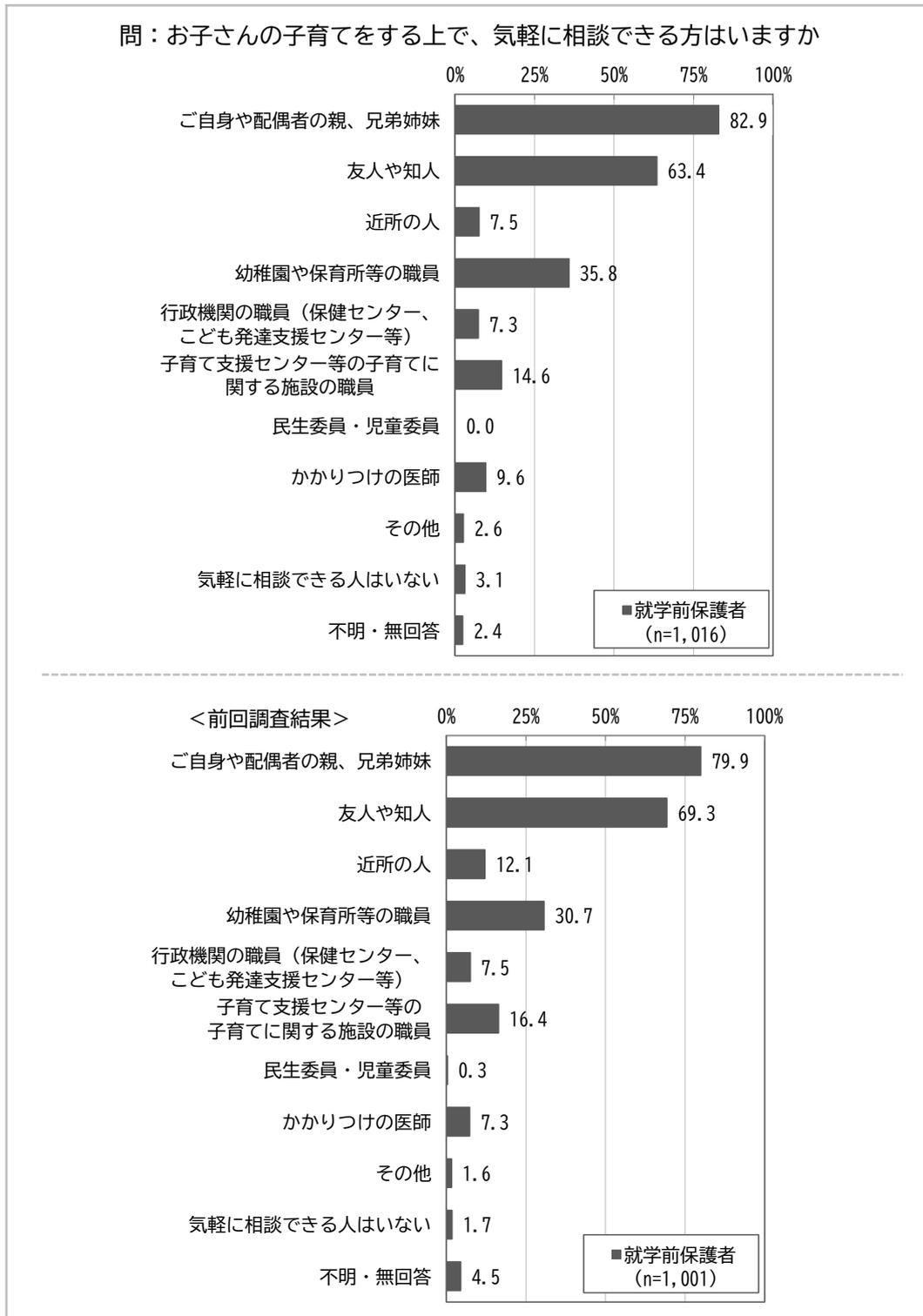
前回調査と比較すると、「こどもの相手・預かり（急用などのとき）」「こどもの送り迎え」がやや増加しているものの、「教育やしつけの支援」はやや減少しています。



2-4 子育てに関する相談相手

子育てに関する相談相手では「ご自身や配偶者の親、兄弟姉妹」が82.9%と最も高く、次いで「友人や知人」が63.4%、「幼稚園や保育所等の職員」が35.8%となっています。

前回調査と比較すると、「ご自身や配偶者の親、兄弟姉妹」「幼稚園や保育所等の職員」がやや増加しているものの、「友人や知人」「近所の人」はやや減少しています。



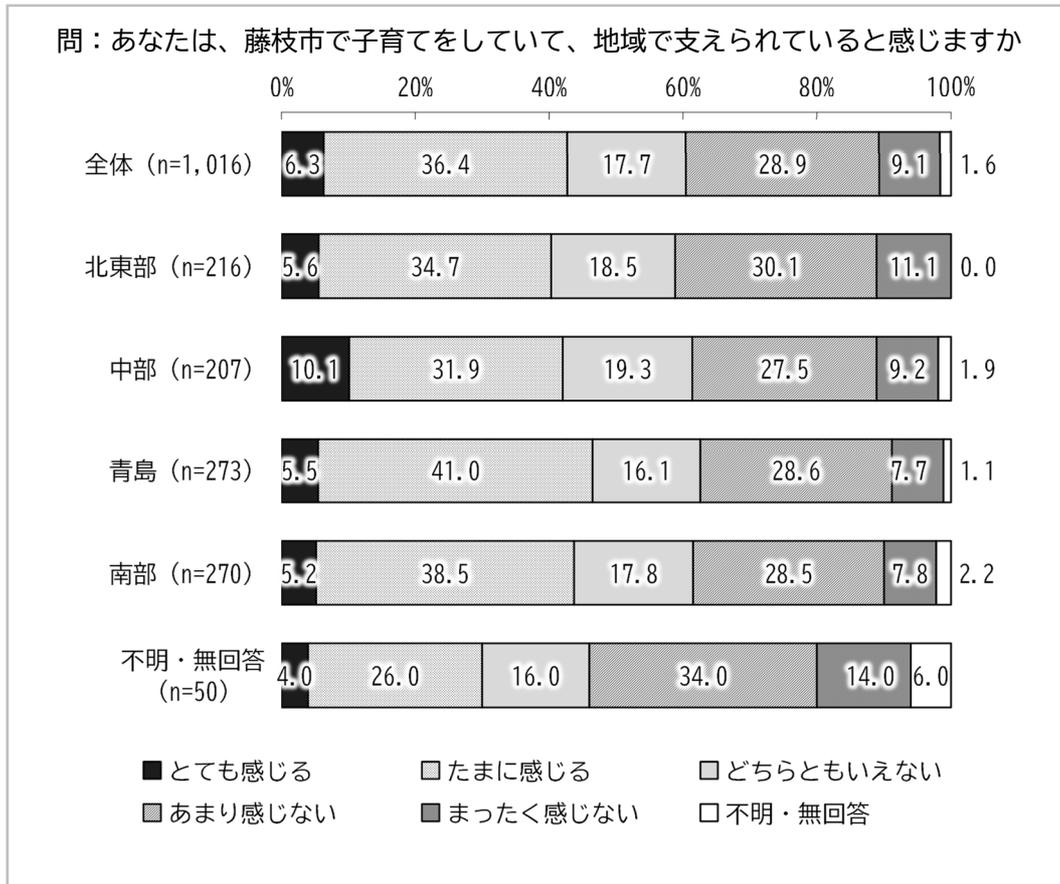
2-5 地域との関係性

地域で支えられていると感じるかでは『感じる』が42.7%、「どちらともいえない」が17.7%、『感じない』が38.0%となっています。

区域ごとにみると、『感じる』は「青島」で高く、『感じない』は「北東部」で高くなっています。

※『感じる』＝「とても感じる」と「たまに感じる」の合算

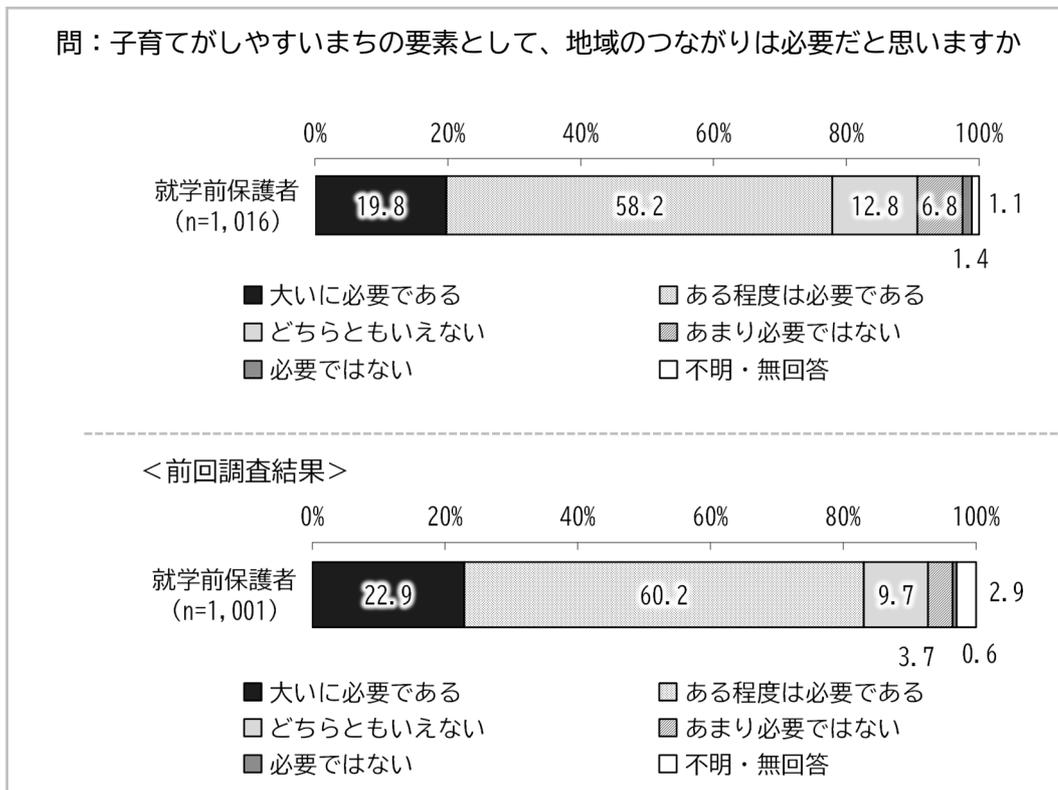
『感じない』＝「あまり感じない」と「まったく感じない」の合算



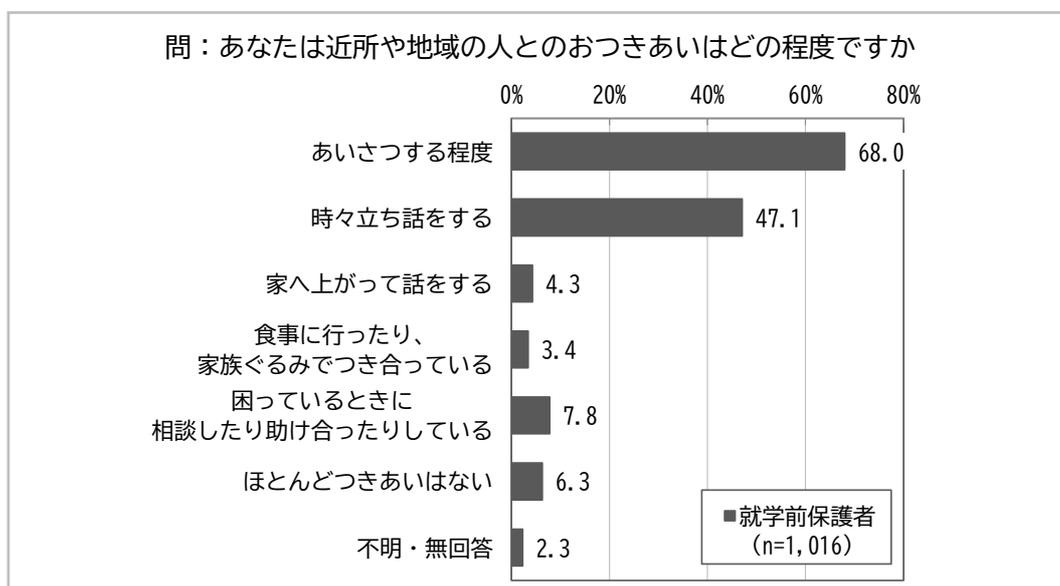
地域のつながりの必要性では『必要である』が78.0%、「どちらともいえない」が12.8%、『必要ではない』が8.2%となっています。

前回調査と比較すると、『必要である』がやや減少しており、反対に『必要ではない』がやや増加しています。

※『必要である』＝「大いに必要である」と「ある程度は必要である」の合算
 『必要ではない』＝「あまり必要ではない」と「必要ではない」の合算



近所や地域の人とのつきあいの程度は「あいさつする程度」が68.0%と最も高く、次いで「時々立ち話をする」が47.1%となっています。

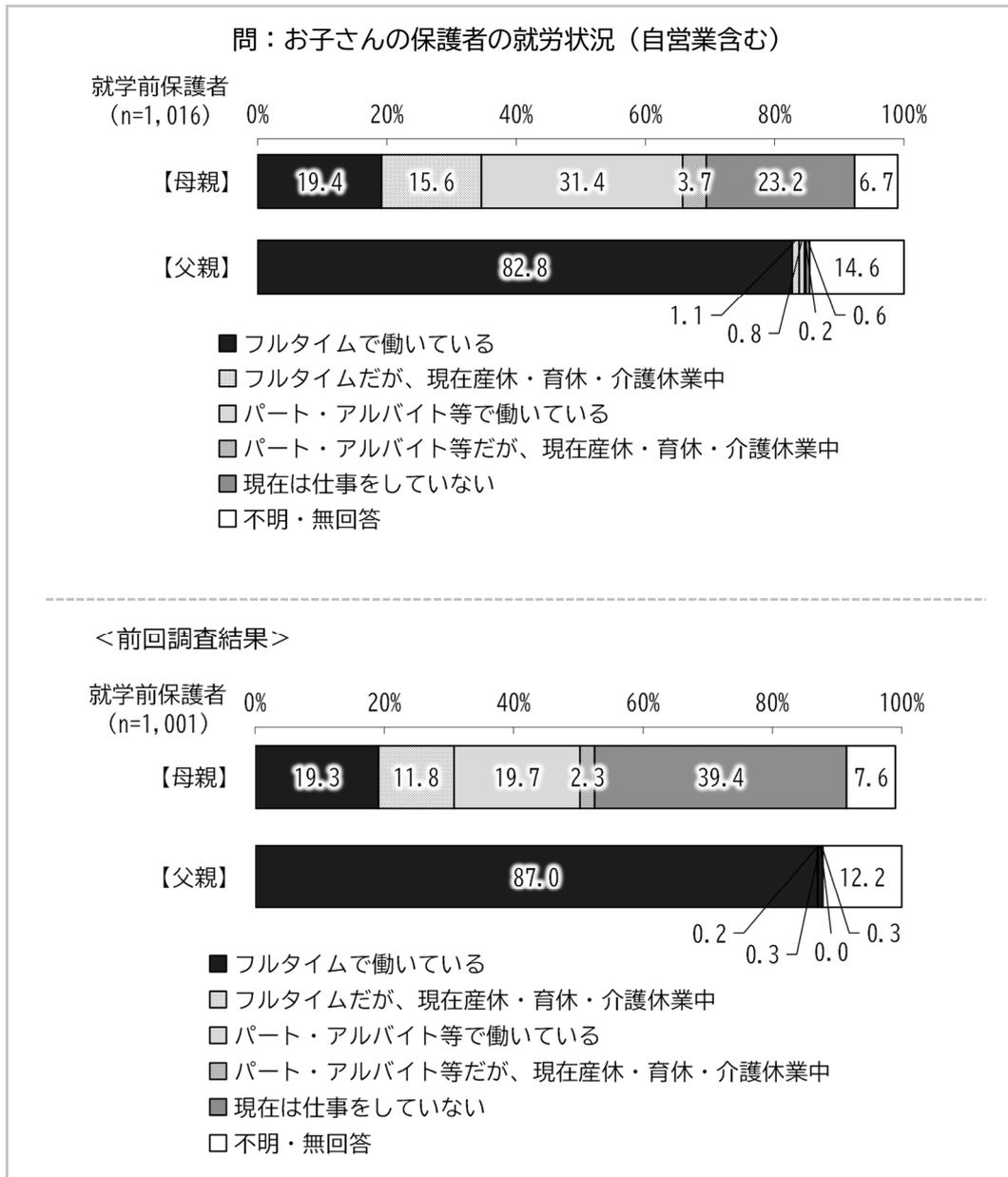


2-6 保護者就労の状況

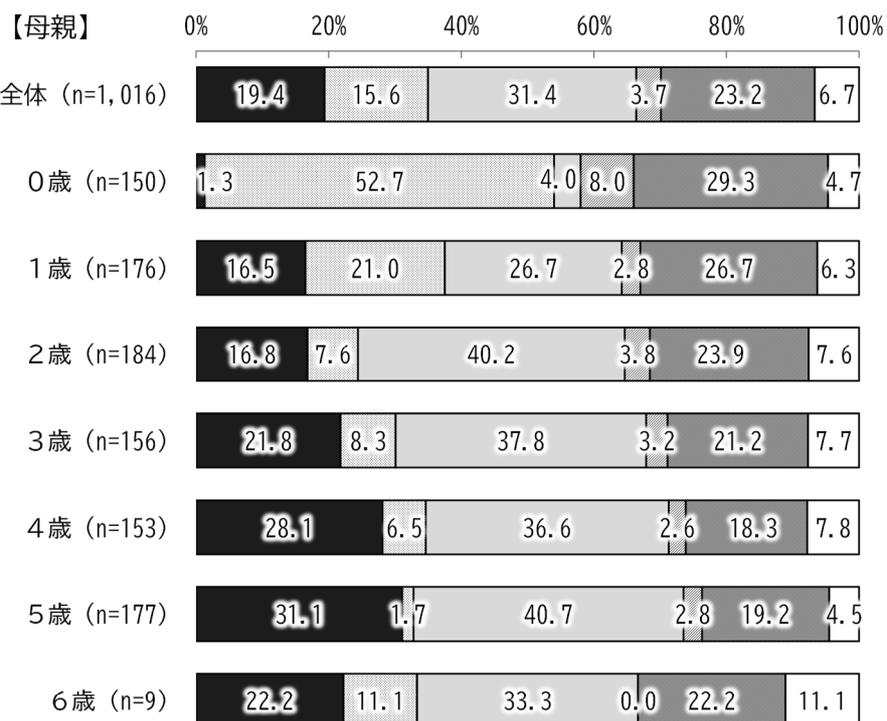
就労状況は、母親では「パート・アルバイト等で働いている」が31.4%と最も高く、父親では「フルタイムで働いている」が82.8%と最も高くなっています。

前回調査と比較すると、母親では「現在は仕事をしていない」が減少し、「パート・アルバイト等で働いている」「フルタイムだが、現在産休・育休・介護休業中」が増加しています。

こどもの年齢ごとにみると、0歳では「フルタイムだが、現在産休・育休・介護休業中」が高く、年齢が上がるにつれてフルタイムやパート・アルバイト等で就労している方が増加しています。



問：お子さんの保護者の就労状況（自営業含む）



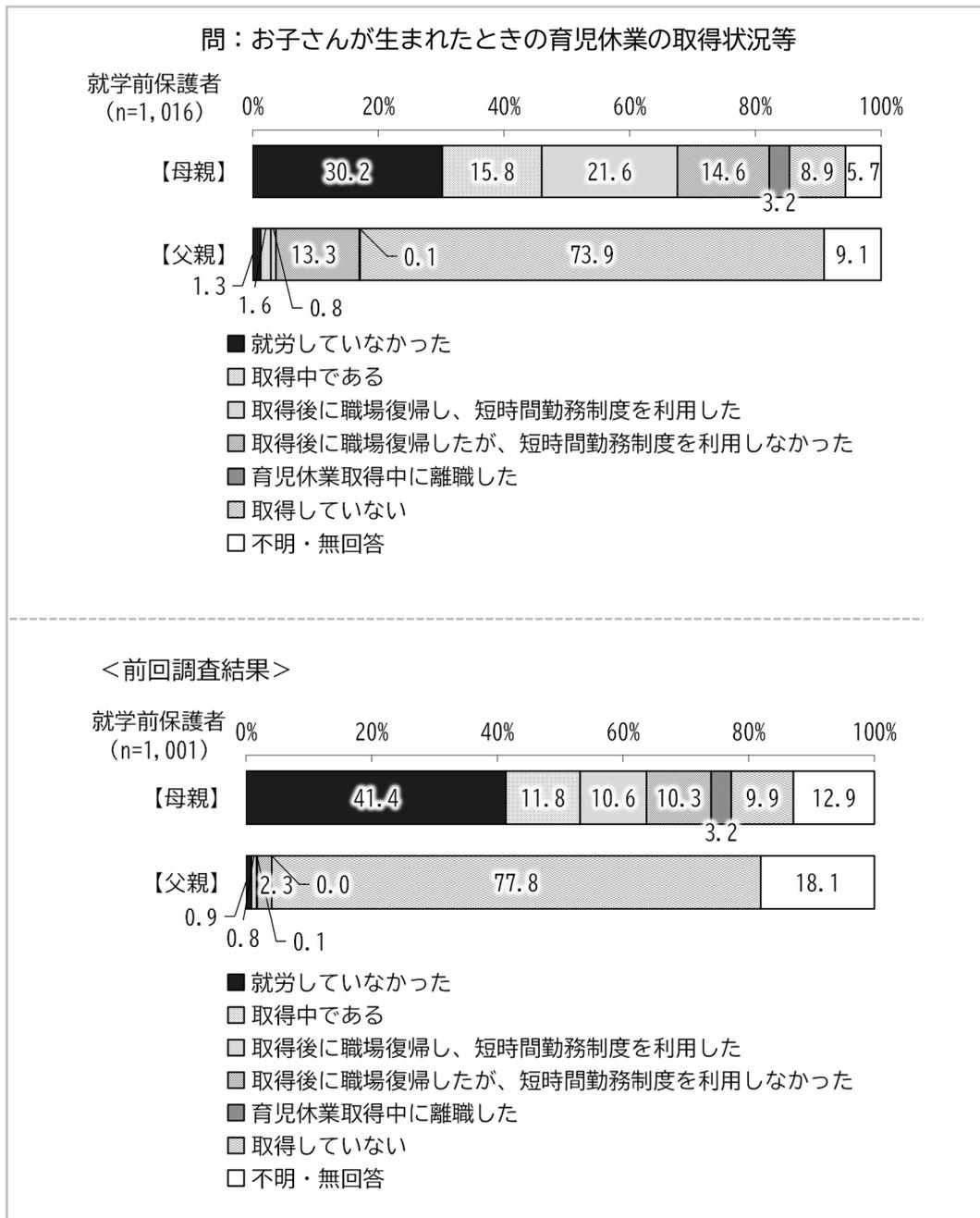
- フルタイムで働いている
- フルタイムだが、現在産休・育休・介護休業中
- フルタイム以外で働いている
- パート・アルバイト等だが、現在産休・育休・介護休業中
- 現在は仕事をしていない
- 不明・無回答

2-7 育児休業の取得状況等

育児休業の取得状況は、『取得した』が母親では55.2%、父親では15.8%となっています。その中で短時間勤務制度を利用したのは、母親では21.6%、父親では0.8%となっています。

前回調査と比較すると、母親・父親ともに『取得した』が増加しており、特に父親では「取得後に職場復帰したが、短時間勤務制度を利用しなかった」が大きく増加しています。

※『取得した』＝「取得中である」「取得後に職場復帰し、短時間勤務制度を利用した」「取得後に職場復帰したが、短時間勤務制度を利用しなかった」「育児休業取得中に離職した」の合算



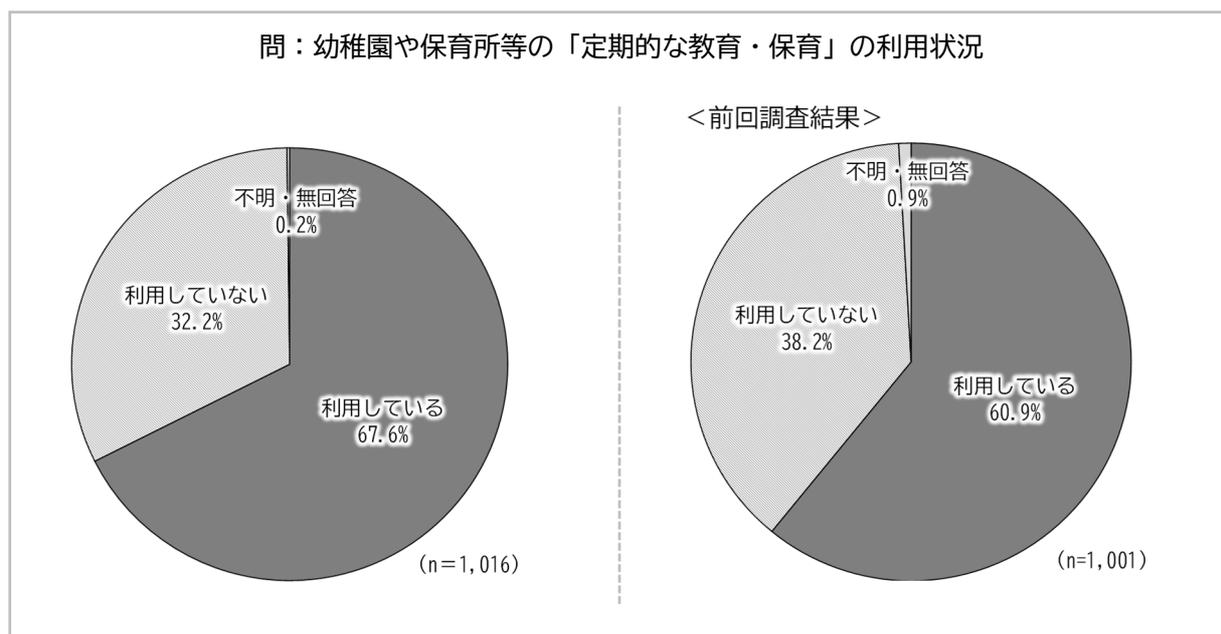
2-8 教育・保育事業の利用状況

幼稚園や保育所等の定期的な教育・保育の利用状況は、「利用している」が67.6%、「利用していない」が32.2%となっています。

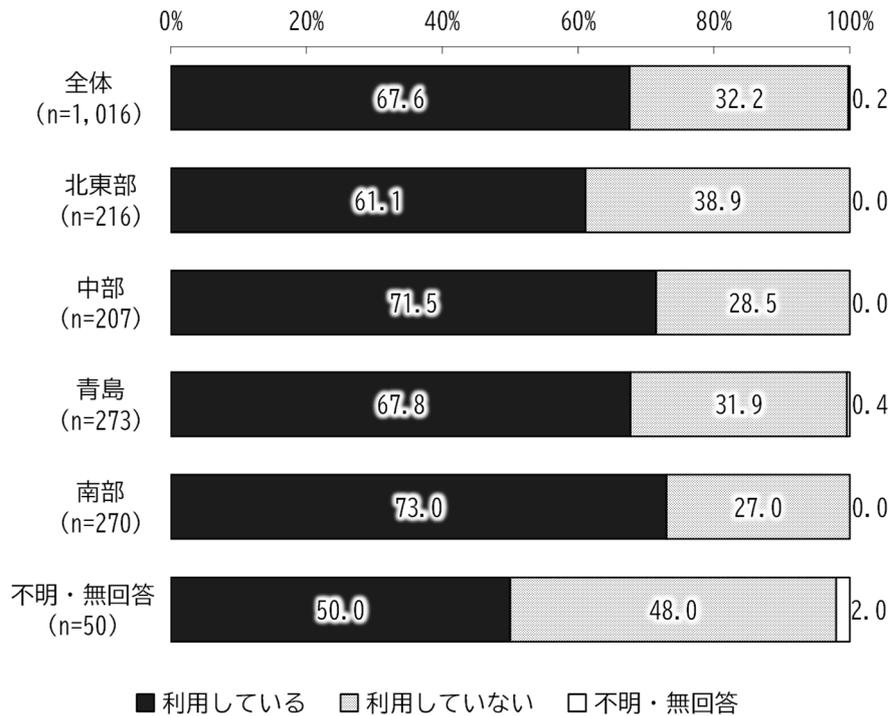
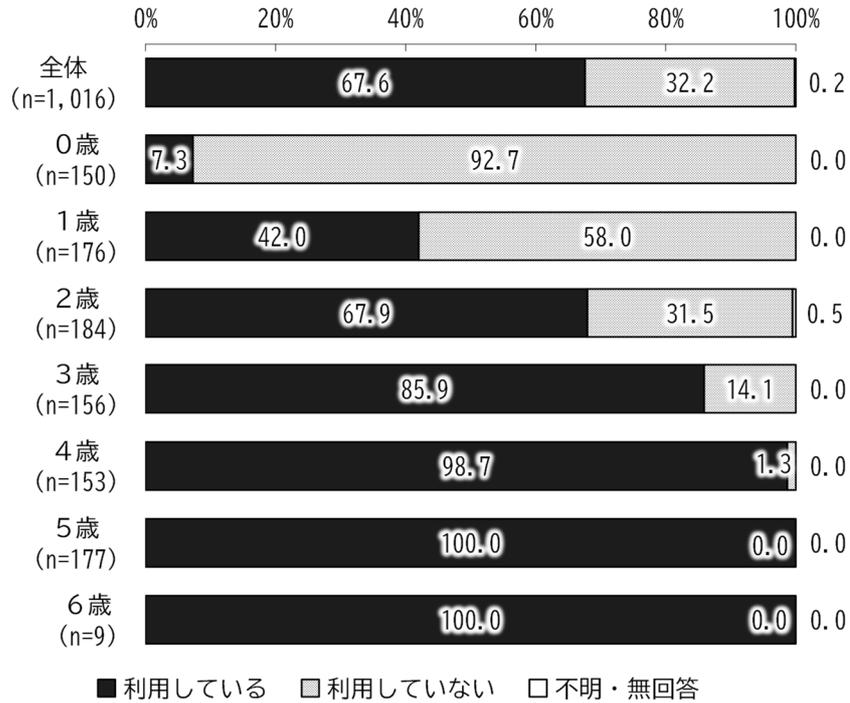
前回調査と比較すると、「利用している」が増加しています。

こどもの年齢ごとにみると、年齢が上がるにつれて利用している方が増加しています。

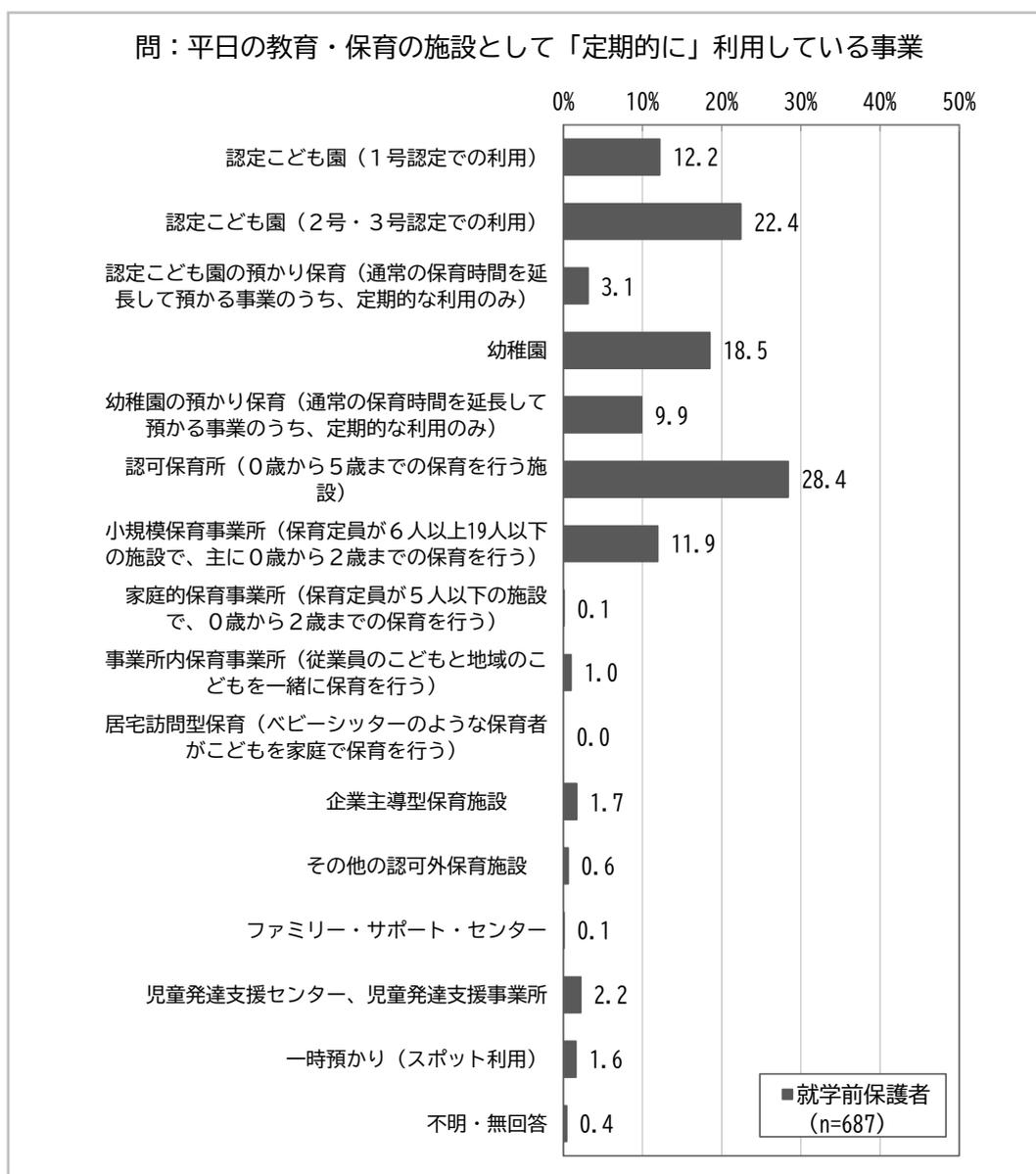
区域ごとにみると、全体と同様の傾向となっていますが、利用している割合は「南部」で高く、「北東部」で低くなっています。



問：幼稚園や保育所等の「定期的な教育・保育」の利用状況



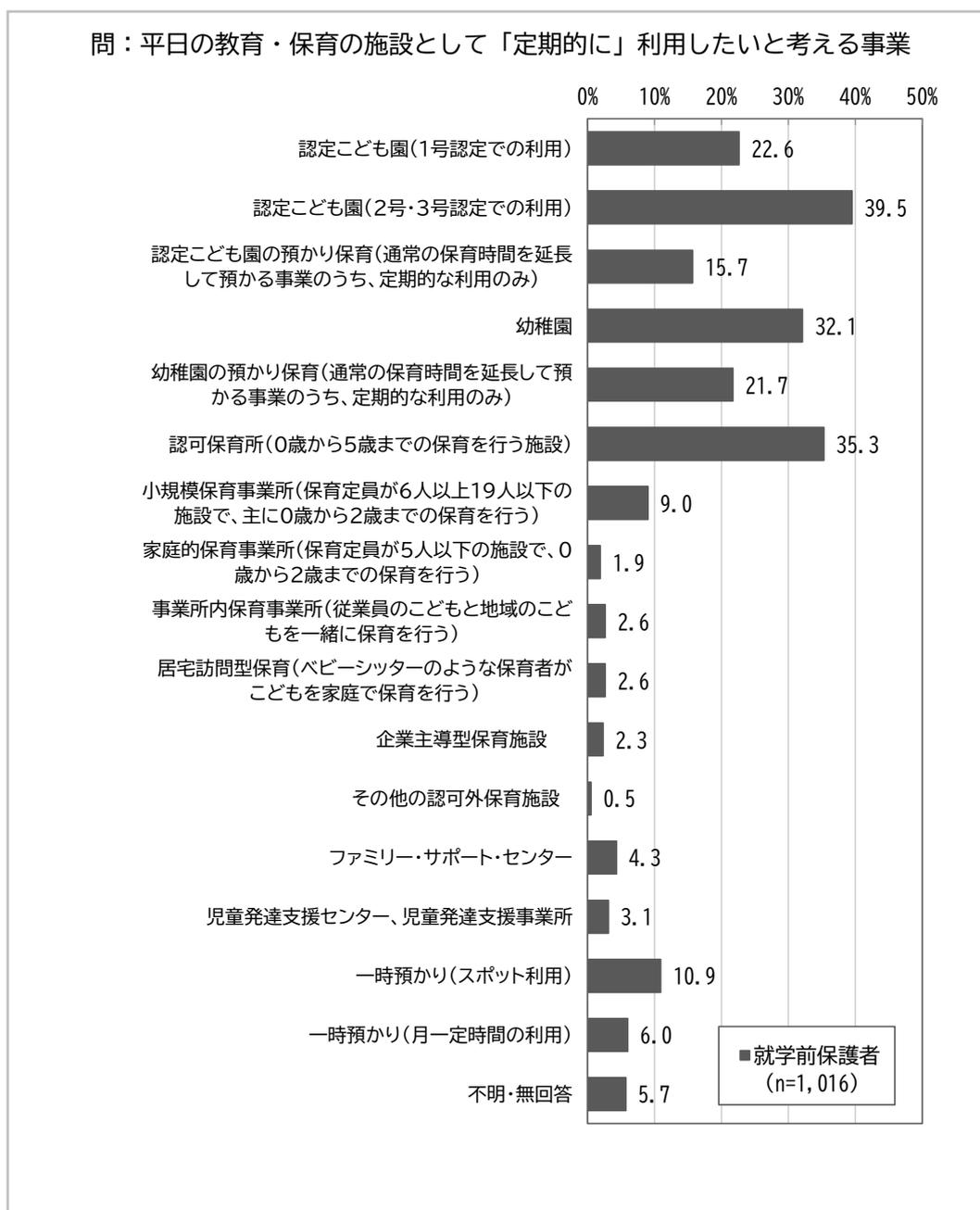
平日の教育・保育の施設として「定期的に」利用している事業は、「認可保育所（0歳から5歳までの保育を行う施設）」が28.4%と最も高く、次いで「認定こども園（2号・3号認定での利用）」が22.4%、「幼稚園」が18.5%となっています。



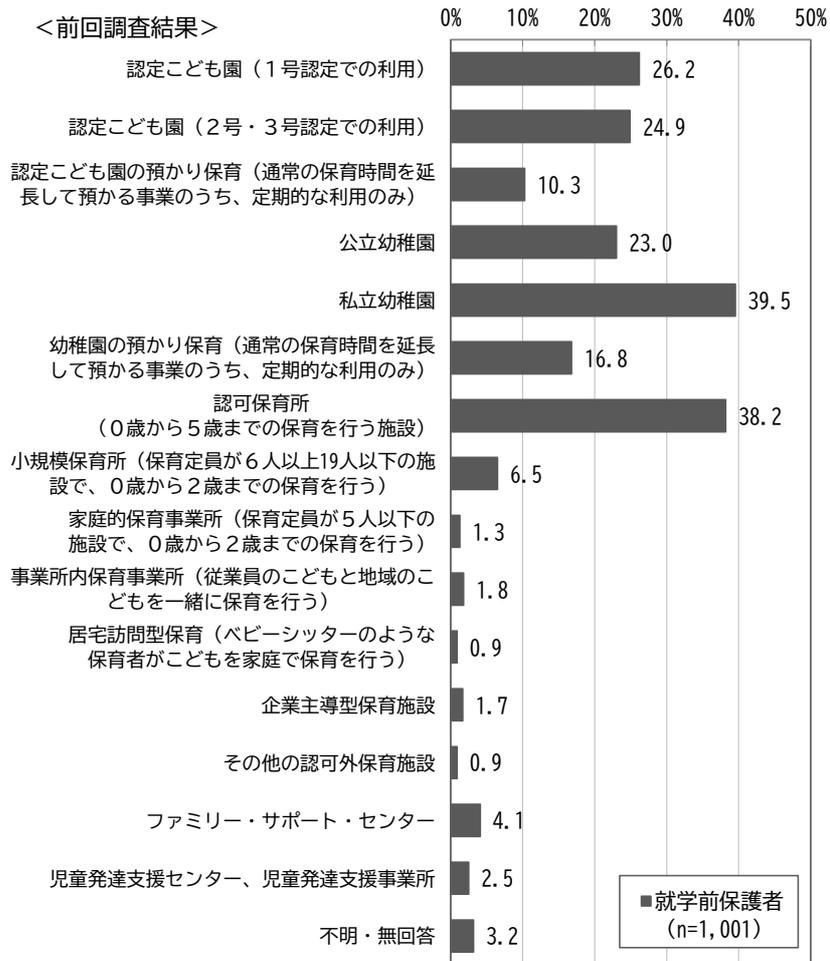
2-9 教育・保育事業の利用希望

平日の教育・保育の施設として定期的にご利用したいと考える事業は、「認定こども園（2号・3号認定での利用）」が39.5%と最も高く、次いで「認可保育所（0歳から5歳までの保育を行う施設）」が35.3%、「幼稚園」が32.1%となっています。

前回調査と比較すると、「認定こども園（2号・3号認定での利用）」「幼稚園の預かり保育（通常の保育時間を延長して預かる事業のうち、定期的な利用のみ）」「認定こども園の預かり保育（通常の保育時間を延長して預かる事業のうち、定期的な利用のみ）」が増加しています。



問：平日の教育・保育の施設として「定期的に」利用したいと考える事業

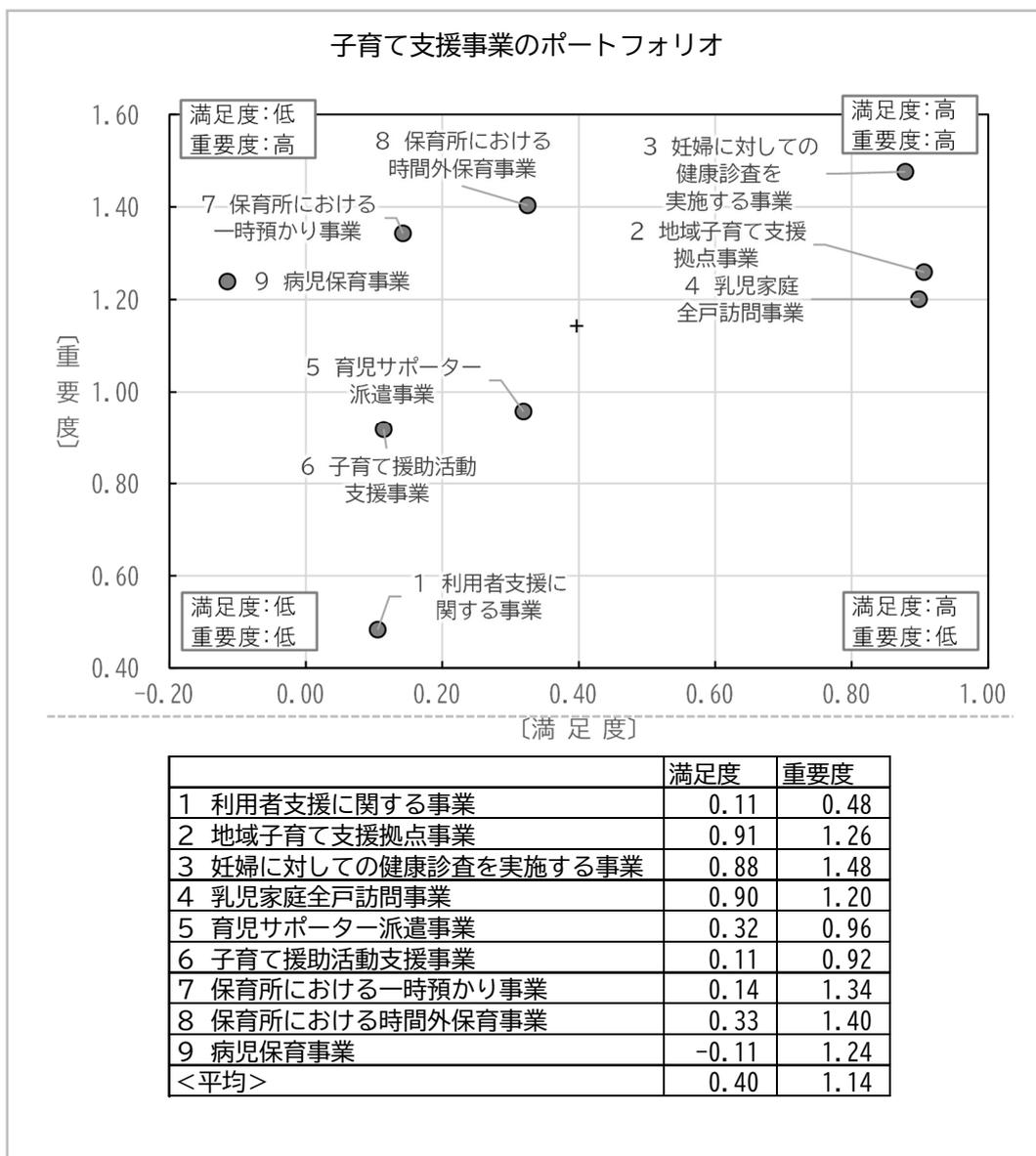


2-10 子育て支援事業の満足度×重要度

子育て支援事業の満足度と重要度のポートフォリオ（2次元マップによる改善すべき項目を抽出する分析）によると、「2 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）」「3 妊婦に対しての健康診査を実施する事業」「4 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」は満足度及び重要度が高く、ニーズに合った事業の実施ができていると考えられます。

一方で、「7 保育所における一時預かり事業」「8 保育所における時間外保育事業（延長保育事業）」「9 病児保育事業」は重要度が高いものの満足度は低くなっています。

また、全9項目での平均点は、「満足度」で0.40、「重要度」で1.14となっており、全体では「満足度」より「重要度」が高くなっています。

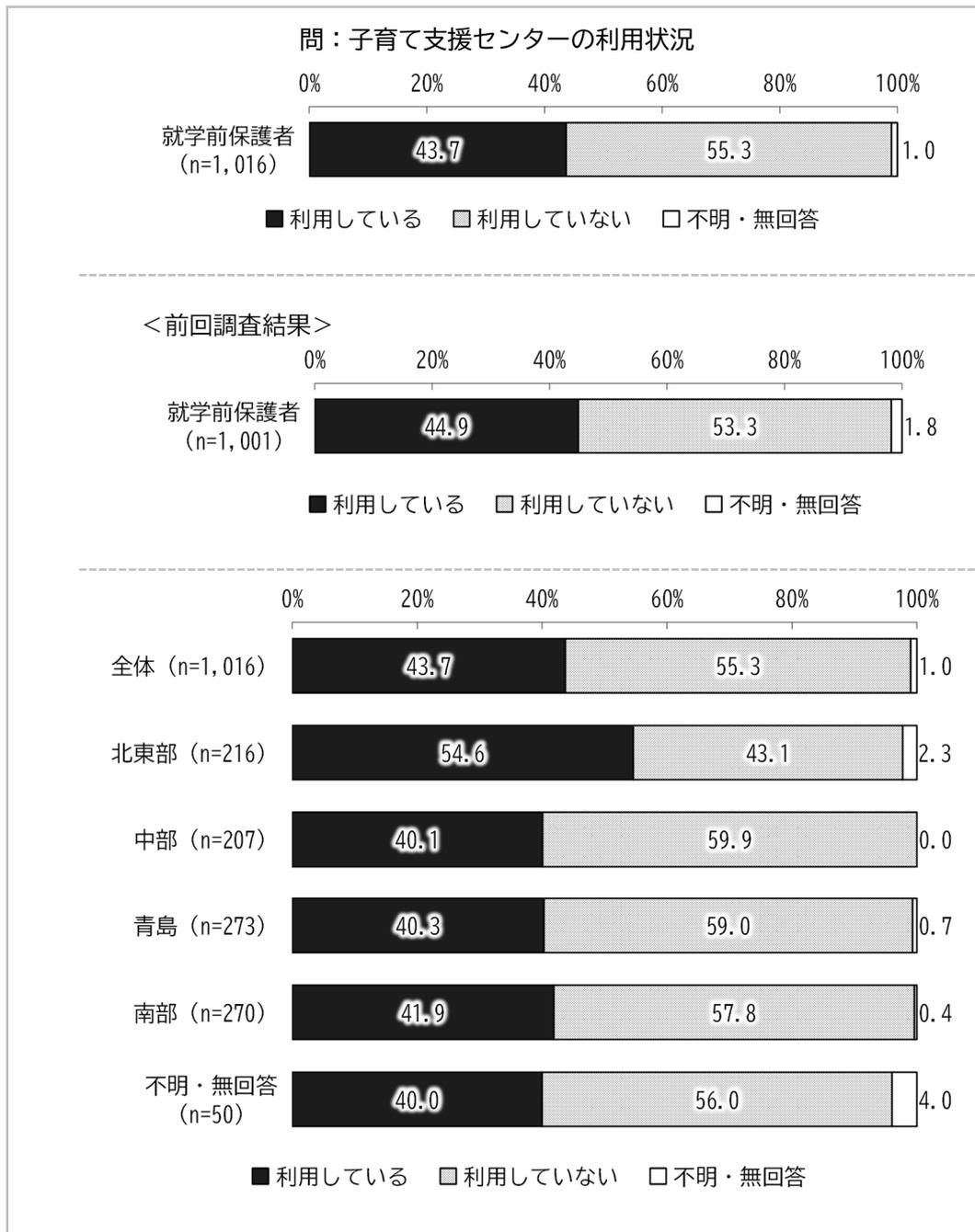


2-11 子育て支援センターの利用状況

子育て支援センターの利用状況は、「利用している」が43.7%、「利用していない」が55.3%となっています。

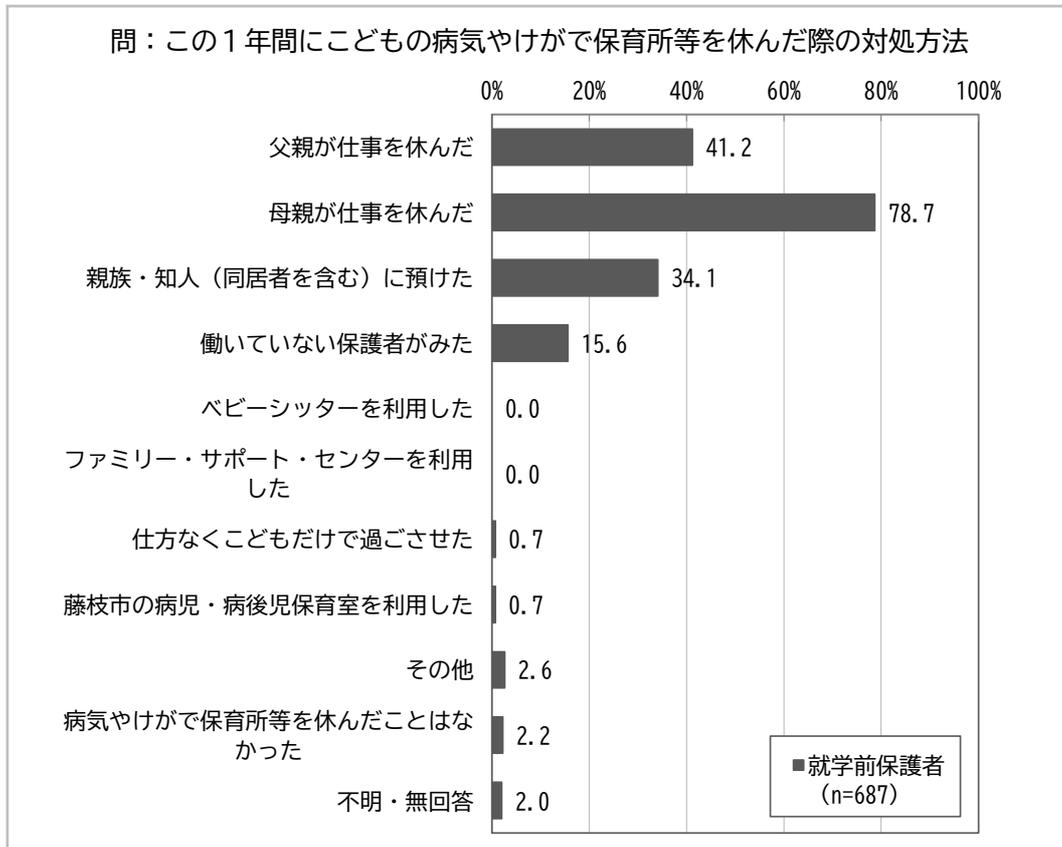
前回調査と比較すると、「利用している」がやや減少しています。

区域ごとにみると、利用している割合は「北東部」で高くなっています。

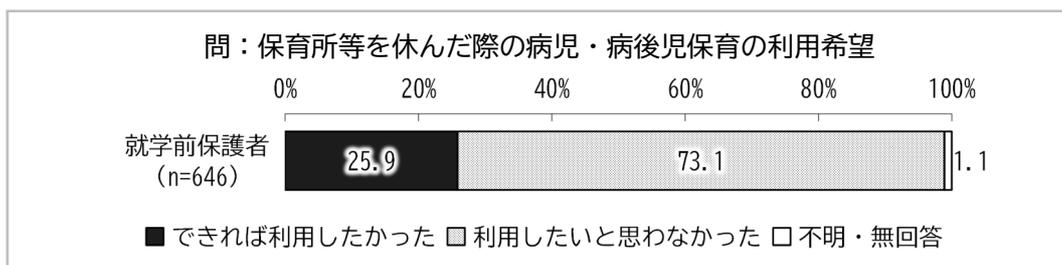


2-12 病児・病後児保育事業について

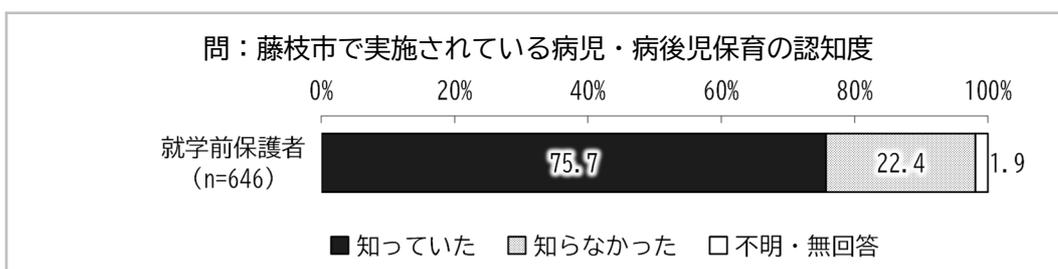
この1年間にこどもの病気やけがで保育所等を休んだ際の対処方法は、「母親が仕事を休んだ」が78.7%と最も高く、次いで「父親が仕事を休んだ」が41.2%、「親族・知人（同居者を含む）に預けた」が34.1%となっています。



保育所等を休んだ際の病児・病後児保育の利用希望は、「できれば利用したかった」が25.9%、「利用したいと思わなかった」が73.1%となっています。



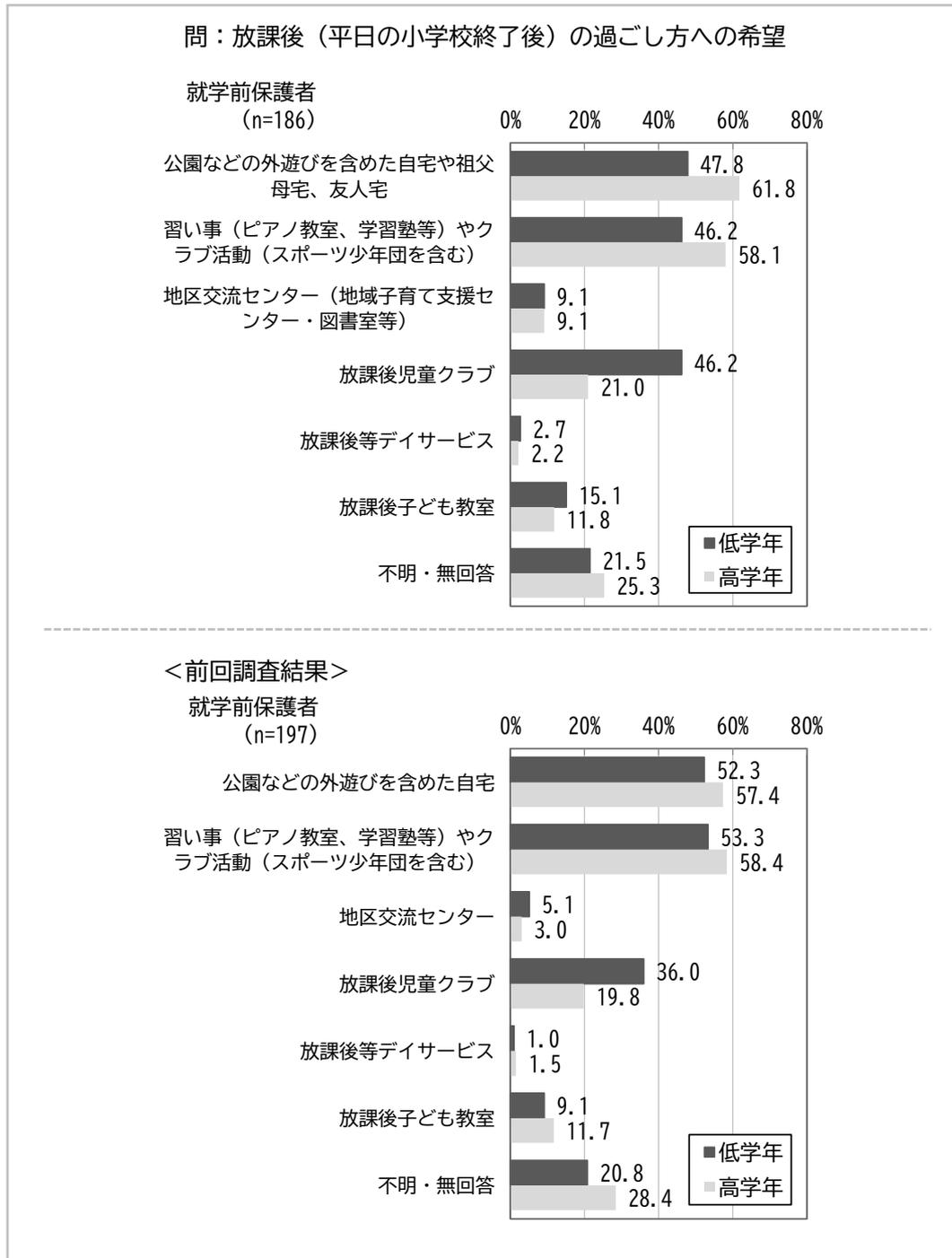
藤枝市で実施されている病児・病後児保育の認知度は、「知っていた」が75.7%、「知らなかった」が22.4%となっています。



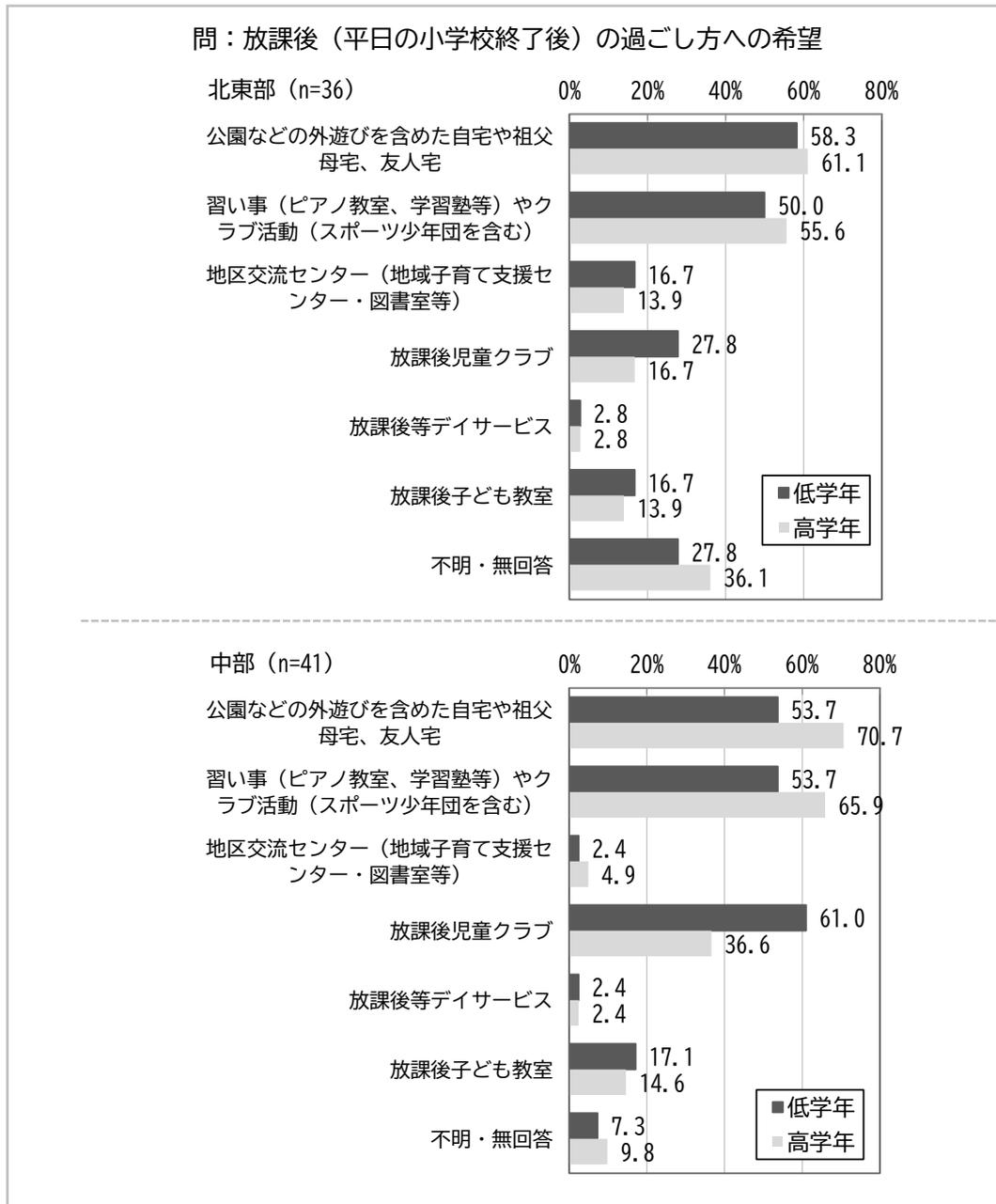
2-13 放課後の過ごし方

放課後（平日の小学校終了後）の過ごし方への希望は、低学年・高学年ともに「公園などの外遊びを含めた自宅」「習い事（ピアノ教室、学習塾等）やクラブ活動（スポーツ少年団を含む）」が高くなっており、特に低学年では「放課後児童クラブ」の希望も高くなっています。

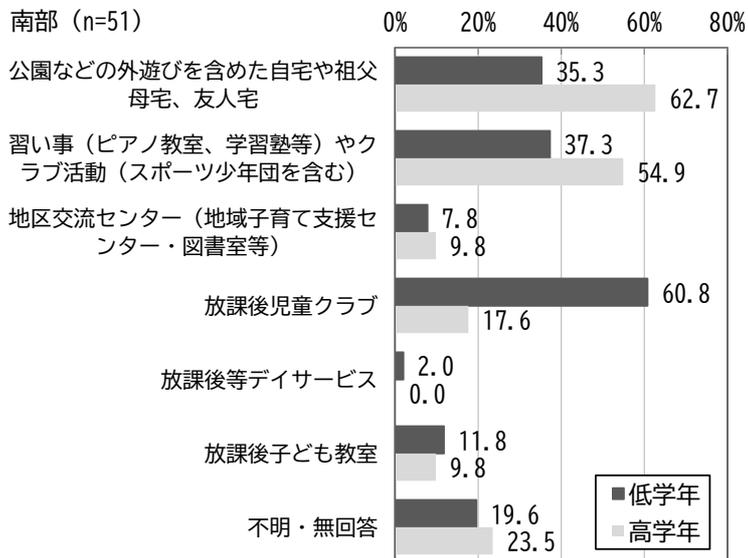
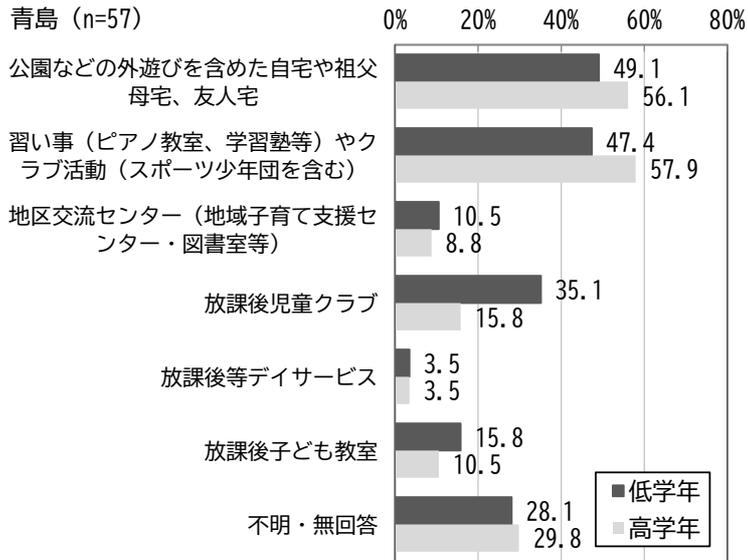
前回調査と比較すると、低学年では「放課後子ども教室」がやや増加、高学年では「地区交流センター（地域子育て支援センター・図書室等）」がやや増加しています。



区域ごとにみると、「放課後児童クラブ」や「地区交流センター（地域子育て支援センター・図書室等）」へのニーズに違いがあることがわかります。



問：放課後（平日の小学校終了後）の過ごし方への希望



2-14 こどもの権利について

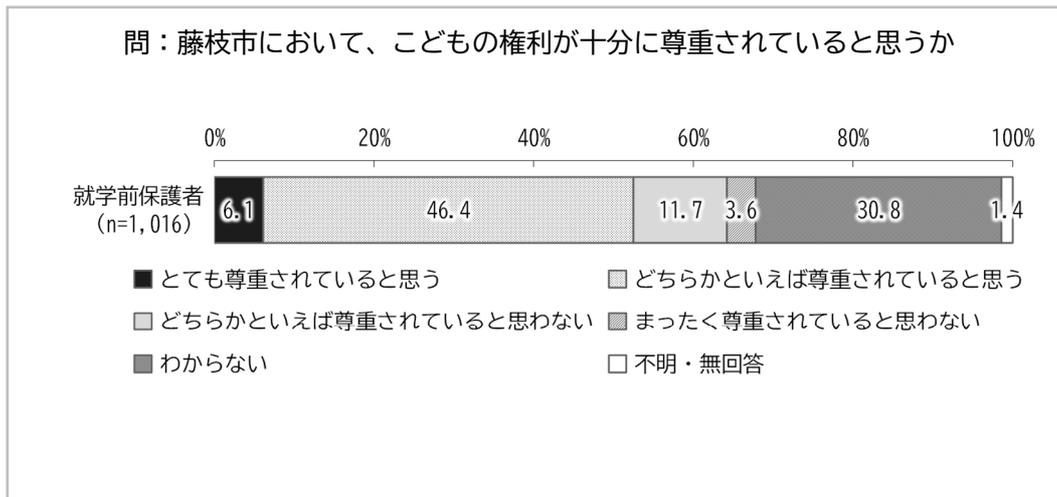
藤枝市において、こどもの権利が十分に尊重されていると思うかでは『尊重されていると思う』が52.5%、『尊重されていると思わない』が15.3%、「わからない」が30.8%となっています。

※『尊重されていると思う』＝

「とても尊重されていると思う」と「どちらかといえば尊重されていると思う」の合算

『尊重されていると思わない』＝

「どちらかといえば尊重されていると思わない」と「まったく尊重されていると思わない」の合算



3 こども・若者向けアンケートの調査結果

本調査は、本市のこども・若者の意見などを把握することを目的に実施しました。

■調査概要

調査地域	藤枝市全域
調査対象	藤枝市在住のこども・若者（15歳以上39歳以下）
調査期間	令和6年5月1日～5月10日（10日間）
調査方法	インターネットによる回答 （市ホームページ上にて公開したほか、市内高校、大学へQRコード付きチラシを配布し回答を呼びかけ）

■回答数

15歳～19歳	20歳～24歳	25歳～29歳	30歳～34歳	35歳～39歳	計
1,034人	38人	41人	52人	45人	1,210人

3-1 若者の結婚の希望について

結婚していない若者で『結婚を希望する』人は78.4%、希望しない人は21.6%でした。

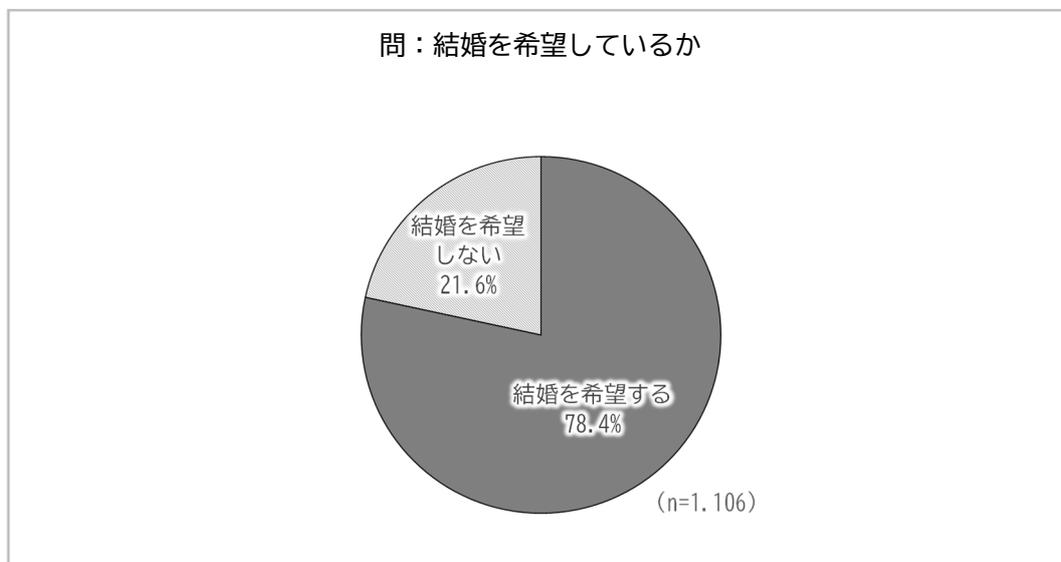
結婚を希望する理由は、「支え合える人が欲しいから」が最も高く、次いで「こどもが欲しいから」「寂しい老後を送りたくないから」となっています。

結婚を希望しない理由は「一人の方が好きだから」が最も高く、次いで「相手がいないから」「メリットがないから」となっています。学生の回答率が多かったためか、経済不安を理由に結婚を希望しない若者の割合は少数でした。

※選択肢「すでに結婚している」を除いた結果

※『結婚を希望する』＝「結婚を希望している」「どちらかというと結婚を希望している」の合算

※『結婚を希望しない』＝「結婚を希望しない」「どちらかというと結婚を希望しない」の合算



3-2 若者の幸せについて

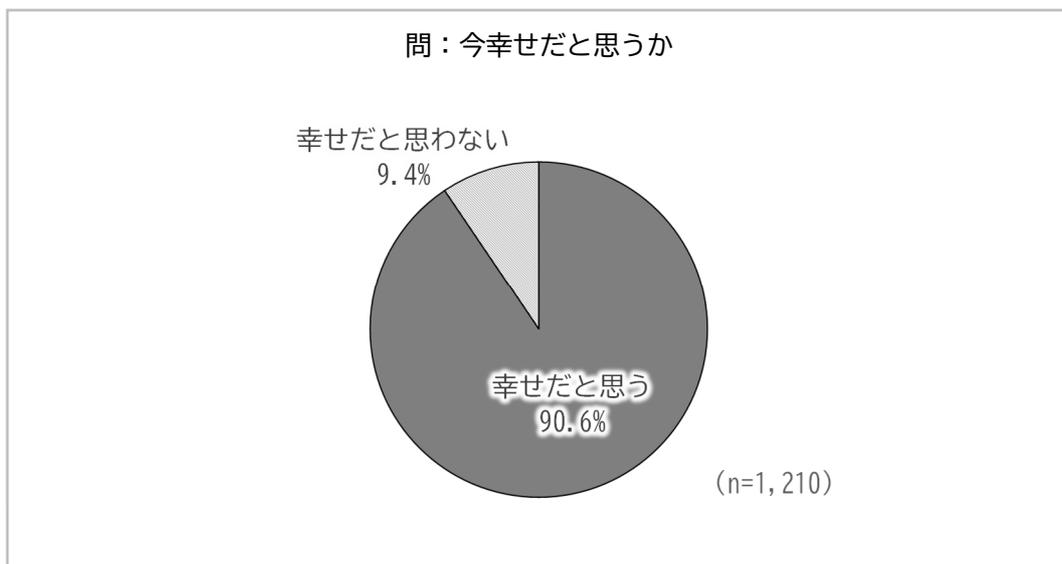
今『幸せだと思う』若者は90.6%、『幸せだと思わない』若者は9.4%となっています。本調査で、肯定的な割合が最も高い結果となりました。

幸せだと思う理由は「日常生活に満足しているから」が最も高く、次いで「友人や人とのつながりがあるから」「趣味など、いきがいがあるから」となっています。

一方、孤独に感じることもあると答えた若者の割合は44%と高く、34%の若者が家・学校・職場以外にほっとできる居場所はないと回答しています。

※『幸せだと思う』＝「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合算

※『幸せだと思わない』＝「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」の合算



3-3 自由記述について

10代は、勉強スペースの増設、ショッピングモールの誘致、商店街の改善、学校施設の改修など、施設の誘致・増設・改修を希望する意見が多く挙がりました。一方で20代は、経済的不安からか、子育て支援制度の充実を希望する意見が多く挙がり、30代は、公園の駐車場増設やこどもの一時預かりの制度を希望する意見が多く挙がりました。

4 発達支援事業利用者へのアンケート調査の結果

本調査は、令和5年度までの発達支援事業の利用状況や利用意向、また今後の要望・意見などを把握することを目的に実施しました。

■調査概要

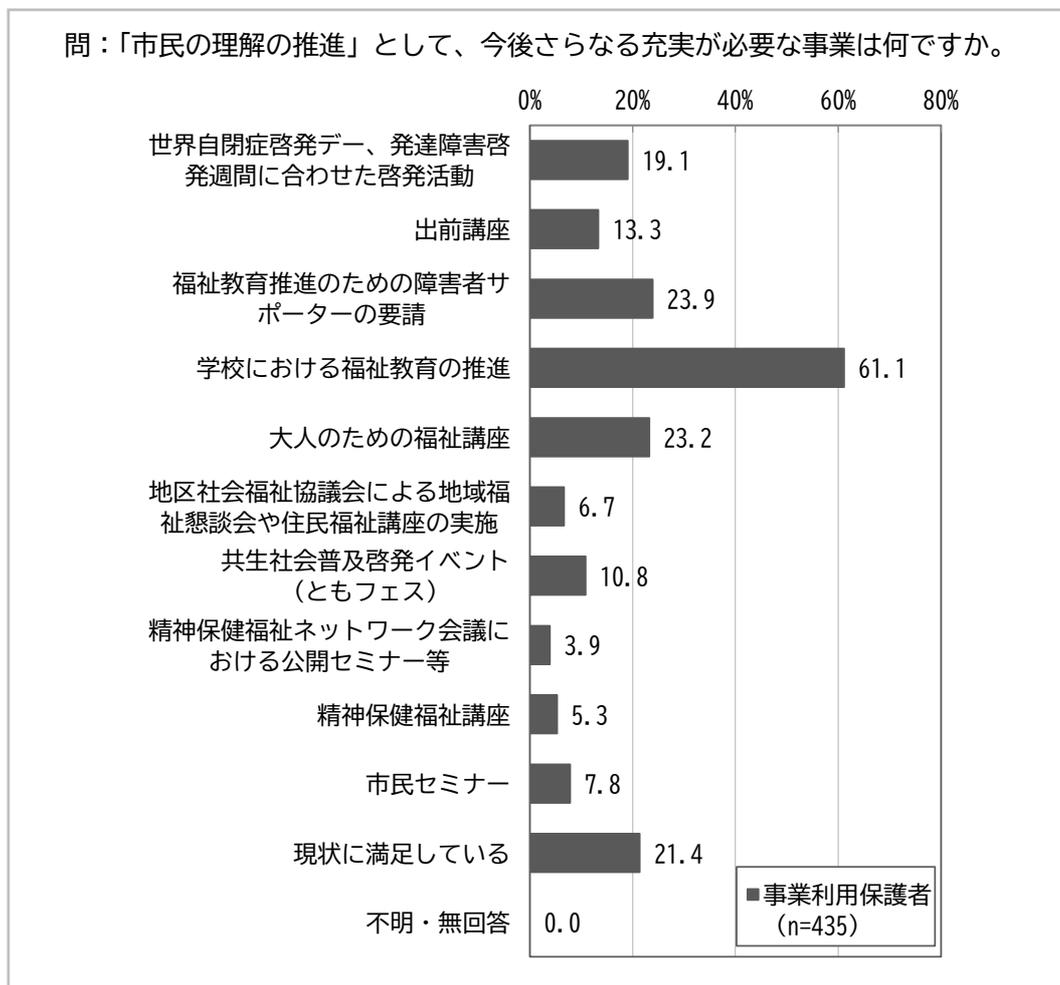
調査地域	藤枝市全域
調査対象	令和5年度に事業の利用経験のある児童の保護者 (親子通園、並行通園、幼児ことばの教室、発達通級教室、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、特別支援学級、特別支援学校)
調査期間	令和6年5月21日～6月7日(18日間)
調査方法	郵送または、利用事業所等での配布・インターネットによる回答

■回収結果

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
令和5年度に事業の利用 経験のある児童の保護者	1,296件	435件	33.6%

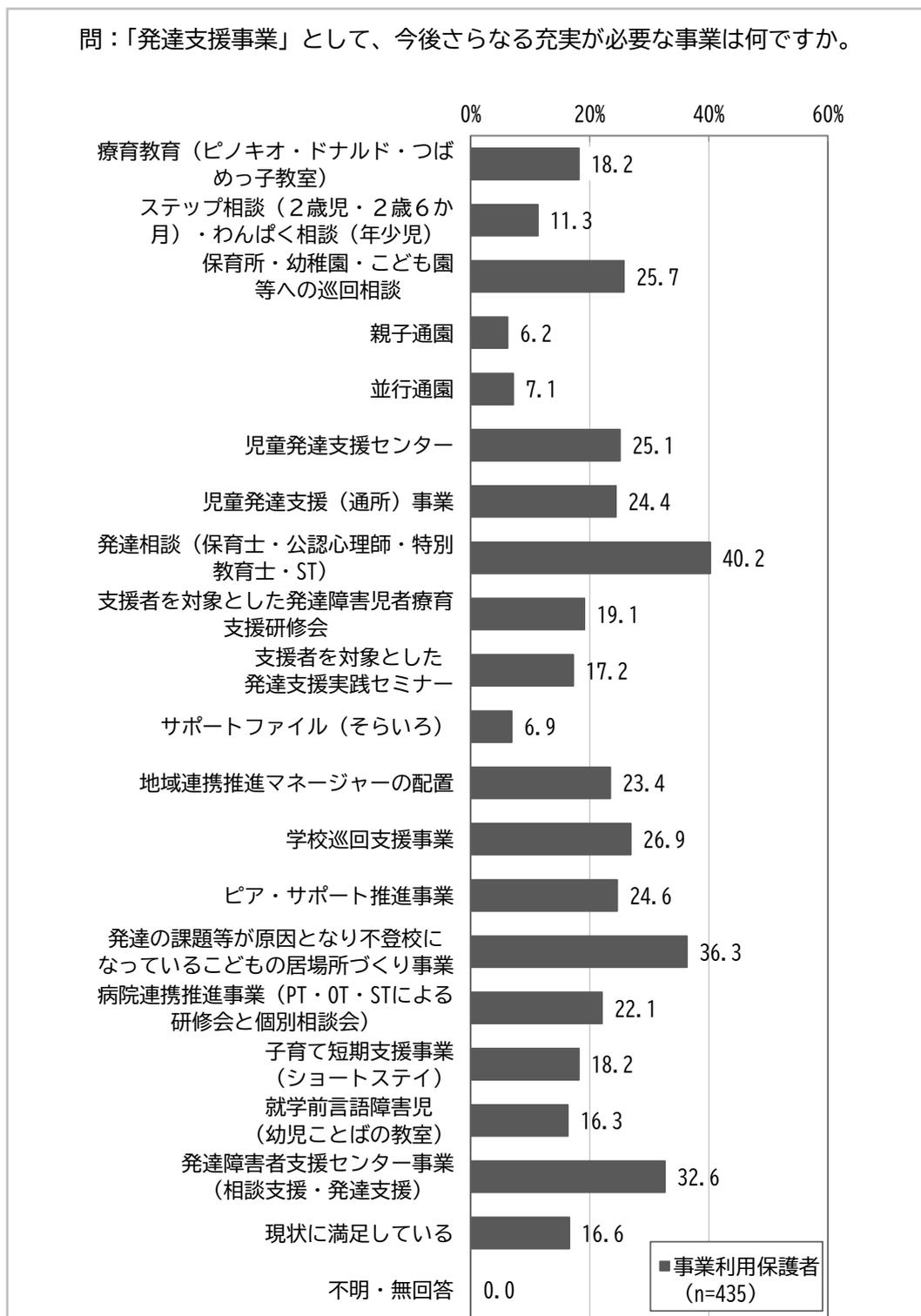
4-1 「市民の理解の推進」として、今後さらなる充実が必要な事業について

「市民の理解の推進」として、今後さらなる充実が必要な事業は、「学校における福祉教育の推進」が61.1%と最も高く、次いで「福祉教育推進のための障害者サポーターの要請」が23.9%となっています。なお、「現状に満足している」は21.4%となっています。



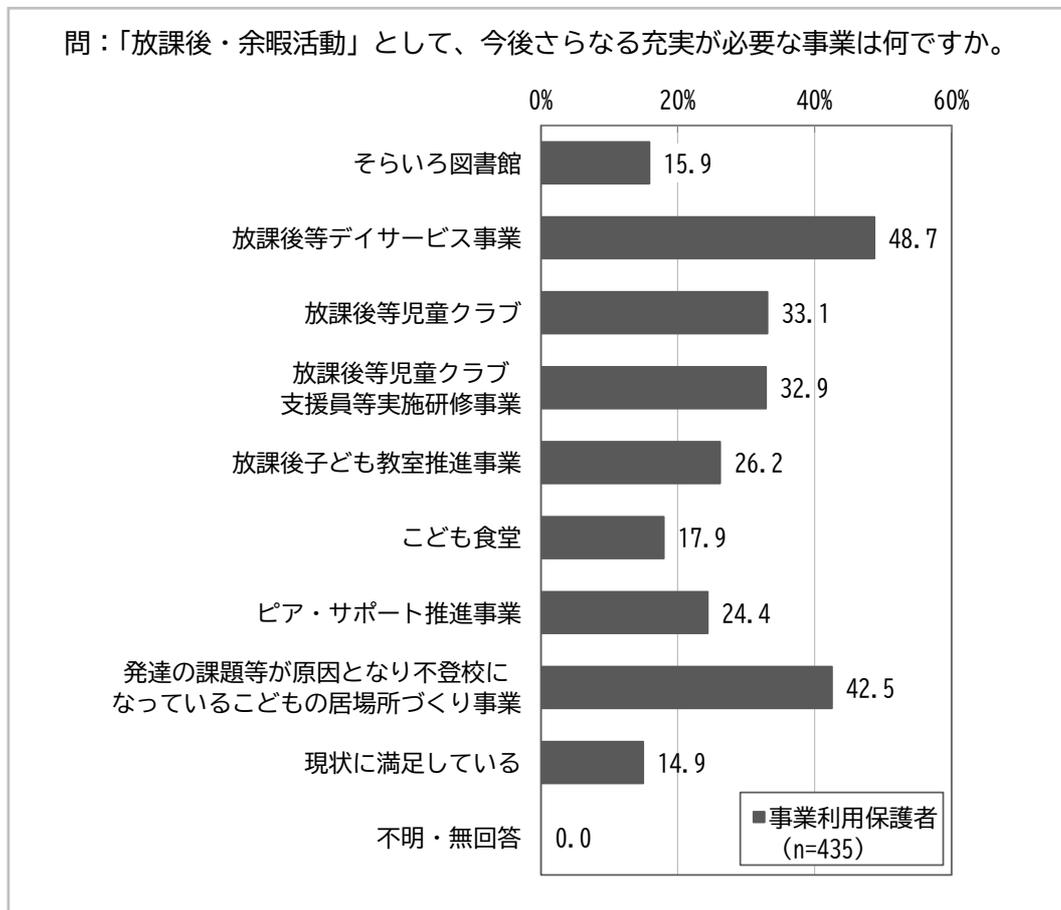
4-2 「発達支援事業」として、今後さらなる充実が必要な事業について

「発達支援事業」として、今後さらなる充実が必要な事業は、「発達相談（保育士・公認心理師・特別教育士・ST）」が40.2%と最も高く、次いで「発達の課題等が原因となり不登校になっているこどもの居場所づくり事業」が36.3%となっています。なお、「現状に満足している」は16.6%となっています。



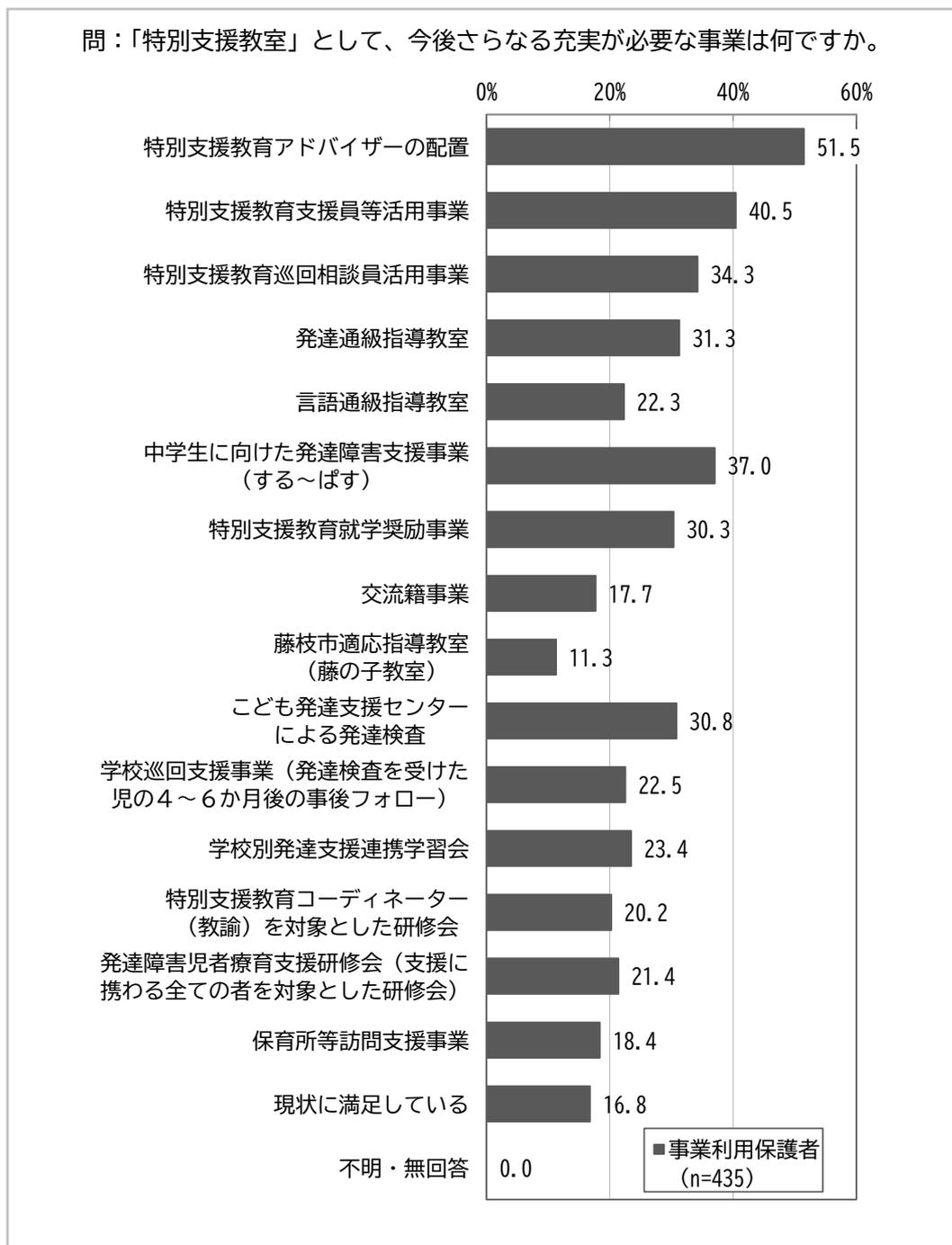
4-3 「放課後・余暇活動」として、今後さらなる充実が必要な事業について

「放課後・余暇活動」として、今後さらなる充実が必要な事業は、「放課後等デイサービス事業」が48.7%と最も高く、次いで「発達の課題等が原因となり不登校になっているこどもの居場所づくり事業」が42.5%となっています。なお、「現状に満足している」は14.9%となっています。



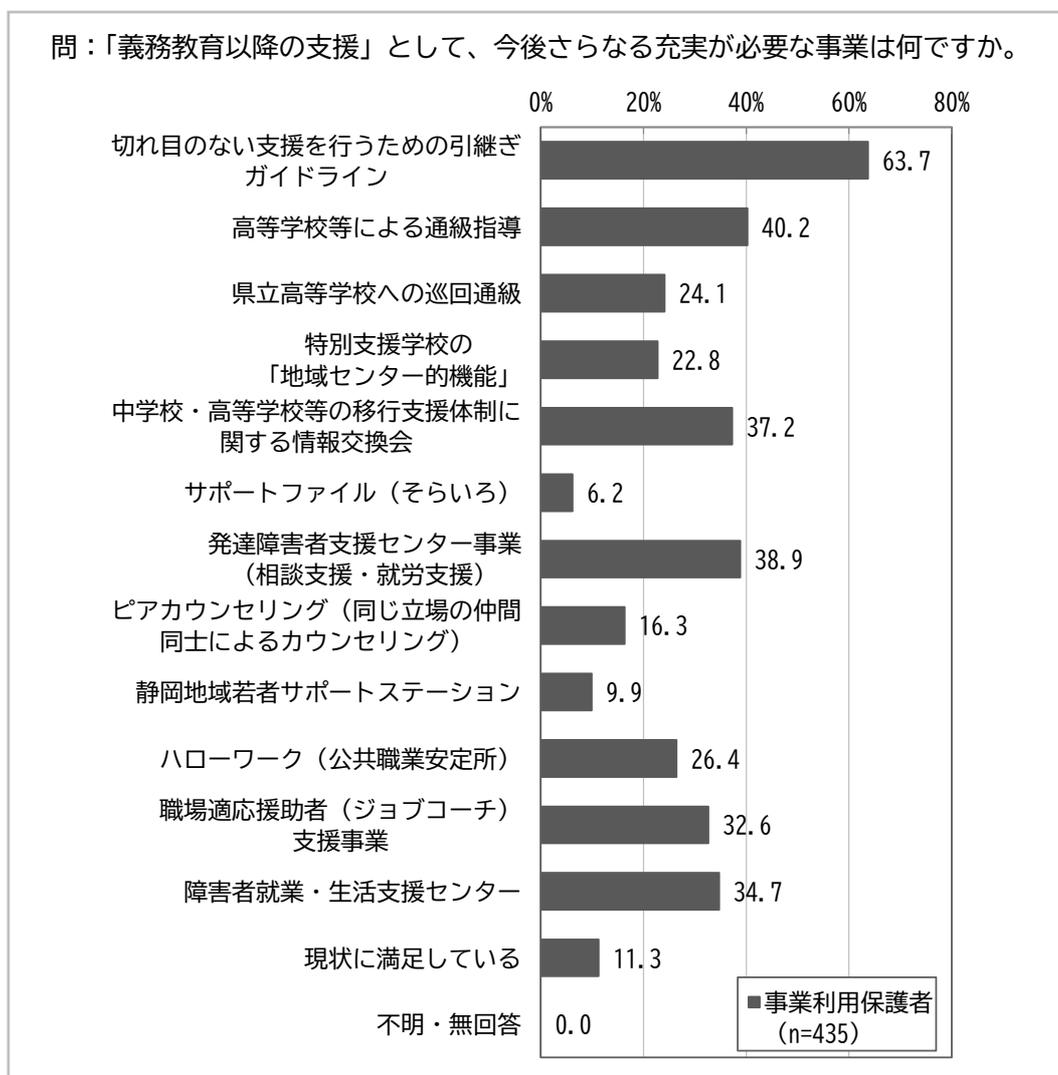
4-4 「特別支援教室」として、今後さらなる充実が必要な事業について

「特別支援教室」として、今後さらなる充実が必要な事業は、「特別支援教育アドバイザーの配置」が51.5%と最も高く、次いで「特別支援教育支援員等活用事業」が40.5%となっています。なお、「現状に満足している」は16.8%となっています。



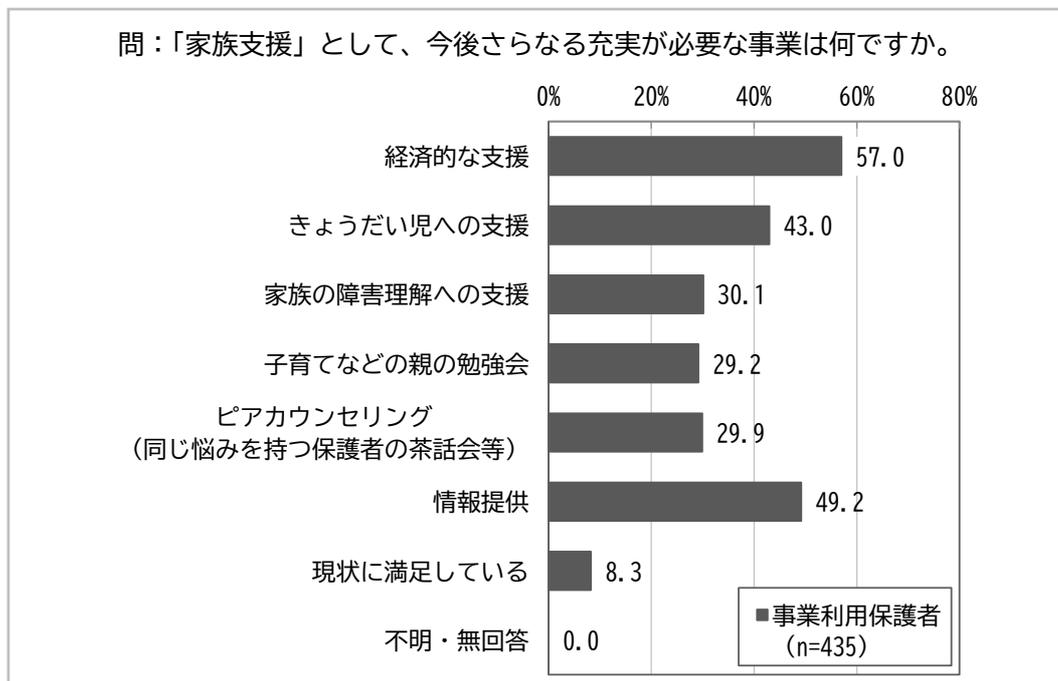
4-5 「義務教育以降の支援」として、今後さらなる充実が必要な事業について

「義務教育以降の支援」として、今後さらなる充実が必要な事業は、「切れ目のない支援を行うための引継ぎガイドライン」が63.7%と最も高く、次いで「高等学校等による通級指導」が40.2%となっています。なお、「現状に満足している」は11.3%となっています。



4-6 「家族支援」として、今後さらなる充実が必要な事業について

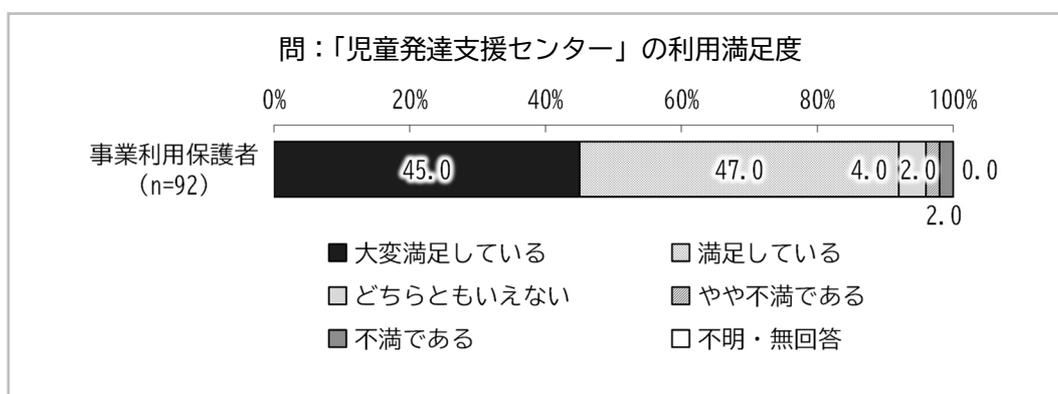
「家族支援」として、今後さらなる充実が必要な事業は、「経済的な支援」が 57.0%と最も高く、次いで「情報提供」が 49.2%となっています。なお、「現状に満足している」は 8.3%となっています。



4-7 「児童発達支援センター」の利用満足度

「児童発達支援センター」の利用満足度は、『満足している』が 92.0%、「どちらともいえない」が 4.0%、『不満である』が 4.0%となっています。なお、不満である理由について、「支援方針が合わない」が 2件となっています。

※『満足している』 = 「大変満足している」と「満足している」の合算
『不満である』 = 「やや不満である」と「不満である」の合算



5 こども・若者からの意見聴取結果

本調査は、こども施策の対象である、こども、若者、子育て当事者から、本市に対する要望・意見などを把握することを目的に実施しました。実施結果は本計画に反映していきます。

①こども・若者 VOICE プロジェクトの開催

参加者	市内の在住の小学生～高校生 25人
開催日	令和6年6月30日
聴取方法	ワークショップ形式

②オンラインプラットフォームを活用した意見聴取

対象者	市内の在住の小学生～大学生及びその保護者
期間	令和6年1月17日～2月7日
聴取方法	インターネットによる回答

対象者	市内の在住の小学生～高校生
期間	令和6年6月30日～7月31日
聴取方法	インターネットによる回答

③市内の図書館、子育て支援センターなど公共施設8か所での意見聴取

対象者	各施設を利用している小学生～20代
期間	令和6年7月23日～8月22日
聴取方法	意見を付箋に記入し、フリーボードに貼り付け

5-1 こども・若者が考える「こどもにやさしいまち・藤枝」

- こども・若者の意見を聴いてほしいという声とともに、声をあげられる環境を整備してほしいとの声がありました。物理的な場所の整備とともにオンラインでの窓口の設置も求められています。
- 地域の大人に見守られながら過ごすことができるよう、地域のつながりや相談できる人の存在を求める声が多くありました。地域の見守りを強化し、大人に見守られながら活動したいという希望があります。
- 児童館やユースセンター等、屋内型の遊び場、居場所を求める声も多くありました。
- 公園の整備を求める声が多く、あわせて遊具の整備も求められています。小学生世代は親の送迎がないと遊びに行けないため、小学校の周りに遊び場がほしいとの声もありました。
- 子育て世代からは、育児支援や子育て支援センターをもっと充実させてほしいという声が多くありました。

5-2 学校、家庭、地域など、日々の暮らしや生活で困っていること

- 小学生世代を中心に、トイレの洋式化やエアコンの設置など、学校環境の整備を求める声が多くありました。あわせて、通学する際の通学路の安全強化も求められています。
- 学校で使うタブレット端末が重い、タブレットか教科書のどちらかにしてほしいという意見が多くありました。
- 小学生から若者まで、安心して過ごすことができ、交流できる場を求める声が多くありました。
- 若者からは、就労支援の充実を求める声が多くありました。

5-3 2030年に藤枝市はどんなまちになってほしいか

- 元気で明るいまち、市民が誇りを持てるまち、市民が笑顔になることができるまちをつかってほしいという意見が多くありました。
- 赤ちゃんやこどもがたくさんいるまちを目指すとともに、子育て支援の充実を求める声がありました。

5-4 どんな場所があればほっとできるか

- 5-1、5-2の意見と共通して、地域の見守りや、公園など、既存の空間をより良くしていくための意見と、自分たちで行くことができ、安心して遊ぶことができる居場所等新しく場をつかってほしいという2種類の意見が多くありました。屋内型の居場所を求める声も多くあります。
- こどもから大人まで、多世代が交流できる場、配慮が必要なこどもが遊べる場など、多様な居場所が求められています。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念（案）

.....

すべてのこども・若者が 尊重され、自分らしく幸せに生活できる 「こどもにやさしいまち」藤枝

.....

次代を担うこどもや若者は、市民共有の財産であり、将来への希望そのものです。

本市では、すべてのこども・若者が安全・安心で健やかに過ごし、成長できるよう、子育て支援施策の一層の充実を図ってきました。令和6年4月には「藤枝市こども基本条例」を施行し、地域全体でこどもを尊重し、こどもの権利を守り、その健やかな成長を支える「こどもにやさしいまちづくり」を推進しています。

一方、国では、こども基本法及びこども大綱において、すべてのこどもや若者が、身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すことが掲げられています。すべてのこども・若者が、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体でこども施策に取り組むことが重要です。

こうしたことを踏まえ、本計画では、市内のすべてのこども・若者が一人の人間として尊重され、自分らしく幸せに生活・活躍できる「こどもにやさしいまち」藤枝をつくることを基本理念とします。

この基本理念に基づく取組を着実に実施しながら、こどもにやさしいまちづくりを推進することで「こどもまんなか社会」の実現につなげるとともに、こども・若者の健やかな成長により、すべての世代の市民が幸せになるまちづくりを進めていきます。

2 基本目標（案）

基本理念を実現するため、下記の基本目標を掲げ、計画を推進します。

1 こどもまんなか社会に向けた気運醸成

- 「こどもまんなか社会」「こどもにやさしいまち」の実現のため、様々な機会を捉えて普及、啓発活動を行うとともに、こども・若者の主体的な参加機会の確保に努めます。
- それぞれの状態に応じた多様な居場所づくりを進め、地域全体でこども・若者を見守り支える体制を推進します。

2 こども・若者等の心身の健康づくり

- 若者が孤独や不安を感じることなく安心してこどもを産み育てられるよう、個々に寄り添ったきめ細やかな切れ目のない包括的な支援を行います。
- 心身の状況や置かれた環境等に関わらず、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができるよう取組を推進します。

3 こども・若者が安全・安心に暮らせる環境づくり

- いじめや不登校、暴力などの対策や、互いの人格や個性を尊重し合う教育を行い、すべてのこども・若者が安心して学び健やかに育つことができる環境づくりに取り組みます。

4 こども・若者が希望を持てる社会づくり

- こどものこころと体の健やかな成長のため、個々のニーズや多様性に対応した教育環境の充実を図ります。
- 若者が、将来に夢や希望を持ち、自らの意思で就労、結婚、出産など将来を選択し、自立できるよう支援を行います。

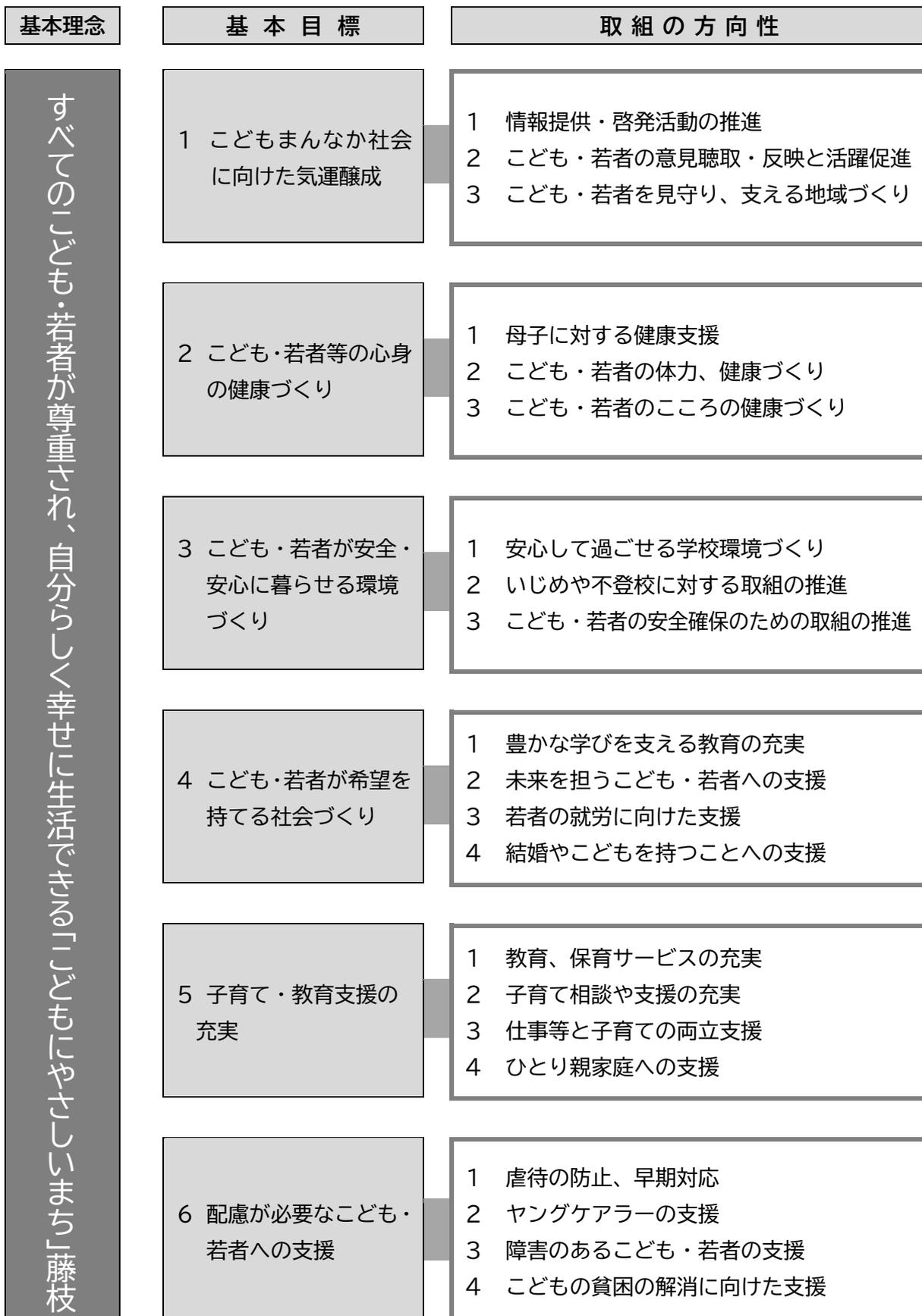
5 子育て・教育の支援の充実

- 子育て当事者が、経済的な不安や負担感を持つことなく、育児と仕事を両立しながら子育てできる環境づくりを推進します。
- 教育・保育サービスの充実を図り、必要な時に必要なサービスを受けることができる体制づくりを推進します。

6 配慮が必要なこども・若者への支援

- 虐待や貧困、ヤングケアラーなど、困難な状況にあるこども・若者を誰一人取り残さず、それぞれの状況に合わせた迅速かつ適切な支援を行います。
- 障害や発達に特性があるこども・若者の社会参加、自立を支援します。

3 施策体系図



4 計画の推進に関する数値目標

基本目標ごとに、次のとおり数値目標を掲げ、本計画の基本理念であるすべての子ども・若者が尊重され、自分らしく幸せに生活できる「こどもにやさしいまち」藤枝の実現を目指します。

目標	現状値	目標値 (R11)
1 こどもまんなか社会に向けた気運醸成		
こどもの権利を知っている小中学生の割合 【出典】藤枝市こども基本条例策定のためのアンケート調査	小学生：11% 中学生：12% (R5)	40% 50%
自分の考えや意見が大切にされていると考える小中高生の割合 【出典】藤枝市こども基本条例策定のためのアンケート調査	小学生：38% 中学生：20% 高校生：25% (R5)	50%
2 こども・若者等の心身の健康づくり		
自分のことが好きだと思う小中高生の割合 (「そう思う」「まあそう思う」と答えた人の割合) 【出典】藤枝市こども基本条例策定のためのアンケート調査	小学生：72% 中学生：61% 高校生：65% (R5)	75%
3 こども・若者が安全・安心に暮らせる環境づくり		
学校が楽しいと感じているこどもの割合 【出典】藤枝市新総合戦略	91.4% (R4)	95%
4 こども・若者が希望を持てる社会づくり		
将来の夢や希望を持っているこどもの割合 【出典】第2期藤枝市教育振興基本計画	79.8% (R4)	85%
今幸せだと思っている若者の割合 【出典】こども・若者支援課アンケート調査	90.6% (R6)	92%
5 子育て・教育の支援の充実		
本市が安心して子育てできるまちだと思う人の割合 (「そう思う」「どちらかというと思う」と答えた人の割合) 【出典】こども・若者支援課アンケート調査	84.5% (R6)	90%
6 配慮が必要な子ども・若者への支援		
困ったときに助けてくれる人がいると思う子ども・若者の割合 (「助けてくれる人はいない」と答えた人の割合を全体から減じた割合) 【出典】こども・若者支援課アンケート調査	97.9% (R6)	98% (現状維持)

第4章 こども施策の内容

基本目標1 こどもまんなか社会に向けた気運醸成

1-1 情報提供・啓発活動の推進

●現状と課題

- すべてのこどもや若者が、将来にわたって幸せな生活ができる「こどもまんなか社会」を実現するため、令和5年4月にこども家庭庁が発足し、あわせてこども基本法が施行されました。
- 本市では、このこども基本法を鑑み、令和6年4月1日にこどもにやさしいまちづくりの推進を柱とした藤枝市こども基本条例を施行しました。
- こども基本法、藤枝市こども基本条例の周知・啓発を進めていますが、認知度についてはいまだに高いとは言えないのが現状です。
- こども・若者に対して、こども基本法やこども基本条例の主旨や内容について理解を深めるための情報提供や啓発活動が必要です。

●施策の方向性

- 「こどもまんなか社会」「こどもにやさしいまち」の実現のため、様々な機会を捉えて普及、啓発活動を行います。

●主な取組

1 こども基本法等の周知	誕生前・ 幼児期	学童・ 思春期	青年期	子育て
	○	○	○	○
・当事者であるこども、若者はもとより、大人に対してもこども基本法や、藤枝市こども基本条例、こどもの権利について理解を深められるよう、こども・若者会議や各種イベント、広報等において、情報提供や啓発を行います。				
○取組内容				
・こどもにやさしいまちづくりの推進				
・こども・若者会議の運営				
・広報やホームページでの情報発信				

2 こども基本法やこどもの権利に関する社会気運の醸成	誕生前・ 幼児期	学童・ 思春期	青年期	子育て
	○	○	○	○
<ul style="list-style-type: none"> ・こども・若者やこども・若者にかかわりのあるすべての大人を対象に、人権に対する理解を深め、人権尊重の意識を高める啓発を行います。 ・企業に対して人権に関する啓発を行います。 				
<p>○取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こどもにやさしいまちづくりの推進（再掲） ・企業への啓発 ・DV防止のための出前講座の開催 ・広報やホームページでの情報発信（再掲） 				

1-2 こども・若者の意見聴取・反映と活躍促進

●現状と課題

- これまでの大人が中心となっていた社会を「こどもまんなか社会」へ変えていくためには、こども・若者を支援の対象として捉えるだけでなく、共に社会をつくるパートナーとして、その意見を聴き、施策に反映していくことが必要です。
- こども基本法では、すべてのこども・若者について、その年齢及び発達の程度に応じた意見表明の機会や社会活動に参画する機会を確保することが基本理念として謳われており、国や地方自治体には、こども施策を策定するとき、こども・若者、子育て当事者等の意見を反映するために必要な措置を講ずることが義務付けられています。
- 藤枝市こども基本条例においても、こども・若者が意見を表明し、参画する機会を設けることや、市が施策の推進にあたり、こども・若者の意見を聴取することを定めており、こどもにやさしいまちに向けた取組を推進しています。
- こども・若者にとっても、自らの意見を聴かれ施策に反映されることは、自己肯定感を高め地域社会への愛着を育むことにつながることから、本市においても、こども・若者が意見を表明する場や意見聴取の機会を増やし、こども・若者と一緒にまちづくりを進めることが必要です。

●施策の方向性

- すべてのこども・若者の意見を尊重し、その意見を表明しやすい仕組みづくりを行います。また、こども・若者が、主体的に参加するための機会の確保に努めます。

●主な取組

3 こども等の意見を聴く機会の確保と市政への反映	誕生前・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て
	○	○	○	○
<p>・こども・若者の意見を聴取するため、オンラインプラットフォームをはじめ、様々な意見聴取の機会を確保します。</p>				
<p>○取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンラインプラットフォームによる意見聴取 ・全世代を対象とした「市長への手紙」事業の実施 ・こども・若者会議の運営（再掲） 				

1-3 子ども・若者を見守り、支える地域づくり

●現状と課題

- 子ども・若者の健やかな成長にとって、休んだり、遊んだり、運動、自然、文化芸術などの体験活動をするなど、安全で安心して過ごせる「居場所」は非常に重要です。あわせて、子ども・若者や子育て当事者が安心・快適に暮らせるように、子どもや子育てする人のことを考えて生活環境をつくる「子どもまんなかまちづくり」を加速化し、子どもの遊び場や地域住民との交流機会の場、子育てしやすい環境づくりを進める必要があります。
- 本市においても、遊びや体験ができる機会のほか、子ども食堂、不登校児の居場所など様々なニーズに合わせた居場所づくりを進めています。あわせて、子育てにやさしい住まいや地域づくりを推進しています。
- 本市が子ども・若者向けに実施したアンケートでは、家や学校、職場以外でほっとできる居場所があると答えた人が66%、ないと答えた人が34%で、無料で好きなことをして自由に過ごせる場があれば利用したいという声が多くありました。
- 今後は子ども・若者・子育て当事者の視点に立ち、すべての子ども・若者・子育て当事者にとってニーズに合ったより良い居場所づくりを進めていく必要があります。

●施策の方向性

- それぞれの状況に応じた多様な居場所・環境づくりを進め、地域全体で子ども・若者を見守り、支えていく、子どもにやさしいまちづくりを推進します。

● 主な取組

4 こどもの遊び場や体験・交流機会の創出	誕生前・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て
	○	○	○	○
<ul style="list-style-type: none"> ・各地区交流センター等で地域の教育資源を活用したこども・若者向けの講座のほか、「蹴球都市ふじえだ」ならではのサッカー講座を開催するなど、多様な遊びや体験ができる機会を提供します。 ・すべてのこどもが快適に遊ぶことができる公園づくりを推進します。 				
<p>○取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の教育資源を活用した体験活動の機会の充実 ・親子を対象とした運動・健康イベントの開催 ・市民文化祭における文化体験教室の開催 ・こども合唱アカデミーの開催 ・藤枝なでしこ広場の開催 ・藤枝おやこ館への運営支援 ・れんげじスマイルホール運営の充実 ・“子育てするなら藤枝”推進月間における各種イベントの開催 ・子育てサークル活動等への支援 ・ReadArts〜びじゅつじょろん〜の開催 ・文化の宝箱事業の実施 ・藤枝なでしこアカデミーの開催 ・ふじえだプレイパークの開催 ・公園へのユニバーサルデザイン遊具の設置促進 				

5 子育てにやさしい住まいの拡充・地域での交流の場づくり	誕生前・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て
	○	○	○	○
<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世帯向けに新築住宅の費用助成等や低廉な賃貸住宅の供給等、住居に関する支援を行います。 ・地域で子育て中の親子を支えるために親同士、こども同士が触れ合える子育てサロンの推進や託児ボランティアの活用を支援します。 ・乳児をもつ家庭が気兼ねなく外出できるよう、授乳・おむつ替えができるスペース「あかちゃん駅」の設置推進と周知を進めます。 				
<p>○取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅の確保に関する情報提供 ・子育てファミリーの移住定住促進 ・あかちゃん駅の設置推進と効果的な情報発信 ・地域住民との交流機会の創出 ・子育て世帯向けの低廉な賃貸住宅の新規供給 ・子育てサロンへの支援 ・託児ボランティアサークルの活用 				

6 こども・若者の視点に立った 多様な居場所づくり	誕生前・ 幼児期	学童・ 思春期	青年期	子育て
		○	○	
<p>・不登校やひきこもりのこども及び家庭等の養育が十分でないこども等も含めた、こども・若者の多様な居場所づくりを進めます。</p>				
<p>○取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達に課題があるこども・若者の居場所づくりの推進 ・不登校やひきこもりのこども・若者及びその保護者の居場所づくりの推進 ・こども食堂への支援 <li style="margin-left: 200px;">・診療所跡地を活用した各世代交流拠点の整備 				

基本目標 2 こども・若者等の心身の健康づくり

2-1 母子に対する健康支援

●現状と課題

- 近年、社会環境の変化や核家族化などを背景に、子育てに不安を抱える家庭が増加しています。特に、こどもが未就園の場合には、地域内で孤立しがちな傾向にあります。
- 本市のニーズ調査では、「本市で子育てをしていて、地域で支えられていると感じるか」の問いに対し、『感じる』が 42.7%、「どちらともいえない」が 17.7%、『感じない』が 38.0%となっており、地域全体でのさらなる支援が求められています。
- 本市では、令和5年4月に「こども家庭センター」を設置し、妊産婦から子育て家庭、そしてこども・若者まで、一体的な相談支援を実施しています。
- 安全・安心して出産・子育て・生活ができるよう、妊娠前から幼児期まで、切れ目のない支援体制の充実を図る必要があります。

●施策の方向性

- すべての妊産婦、子育て世帯、若者が孤独感や不安感を抱くことなく、安心してこどもを産み、育てられるよう、切れ目のない個々に寄り添った伴走型の支援を行います。

●主な取組

7 性や妊娠に関する正しい知識の定着と特定妊婦等への切れ目のない支援	誕生前・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て
	○	○	○	○
<ul style="list-style-type: none"> ・若い世代に対しプレコンセプションケアを含む性や妊娠に関する正しい知識の普及啓発に努めます。 ・家庭生活に困難を抱える特定妊婦等を含む当事者に対し、妊婦健康診査等の費用の助成を行うとともに、継続的に状況を把握し必要な支援につなげます。 ・妊娠に気づきながらも誰にも相談できずに悩んでいる妊婦が相談先を見つけられるよう、相談窓口の周知を積極的に行うとともに、静岡県が実施する「妊娠SOS」事業との連携と周知に努めます。 				
<p>○取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学生への妊娠・出産等に関する思春期講座の開催 ・低所得妊婦に対する初回産科受診料の支援 ・1か月児健康診査の実施 ・こども家庭センターによる切れ目のない支援の実施 ・育児ストレスを抱えている家庭への養育支援訪問 ・不育症治療の支援体制の整備 ・妊娠中・産後の健康診査の推進 ・妊婦とそのパートナーに対する出産準備教育や相談の場の提供 ・母子生活支援施設への適切な措置 				

8 母子保健対策の推進	誕生前・ 幼児期	学童・ 思春期	青年期	子育て
	○	○		○
<ul style="list-style-type: none"> ・母子の健康の保持と増進を図るため、保健指導、健康診査や健康教育、医療対策等を充実させます。 ・妊産婦に係る産婦人科医療機関、産後ケア事業所などと「妊産婦及び母子支援連絡票」等で支援が必要な対象者について情報共有を行います。 ・発達に課題がある児童の保護者に対し、家庭での療育力の向上とメンタル面でのケアを目的にペアレント・プログラム等による子育て支援事業を実施します。 				
<p>○取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健康診査の推進と情報提供 ・妊婦健康診査、産婦健康診査などにおける償還払いの実施 ・発達障害への理解・啓発 ・ペアレント・トレーニングの実施 ・家庭・教育・福祉との連携とピア・サポートの推進 ・母子保健連絡会議の開催 ・妊産婦の家庭訪問 ・ペアレント・プログラムの実施 ・親塾の開催 				
9 母子保健やこどもの健診等情報のデジタル化	誕生前・ 幼児期	学童・ 思春期	青年期	子育て
	○			○
<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種が適切な時期に受けられるよう、個別に予防接種の時期を通知するシステム「ふじえだマイアシスト」の周知を進めます。 				
<p>○取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種に関する助言や情報提供の推進 ・ふじえだマイアシスト（LINE）を活用した予防接種の案内 				
10 産後ケア事業等産前産後の支援の充実と体制強化	誕生前・ 幼児期	学童・ 思春期	青年期	子育て
	○			○
<ul style="list-style-type: none"> ・産婦健診で心身のケアや育児サポートの必要な産婦を把握し、安心して子育てができるよう、産後の子育て支援の体制の充実を図ります。 ・乳児に対する全戸訪問や各種健診時における面談の場を活用し、育児不安や育児困難感のある親に対し継続的に支援します。 				
<p>○取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠8か月相談の実施 ・産後の支援体制の充実 ・産婦・乳幼児健康診査等における育児支援体制の充実 				

11 こども家庭センターにおける 切れ目のない継続的な支援	誕生前・ 幼児期	学童・ 思春期	青年期	子育て
	○	○		○
<ul style="list-style-type: none"> ・すべての妊産婦、子育て世帯、こども・若者に対し、きめ細やかな切れ目のない包括的な支援を行います。 ・妊娠期から産後にかけて、訪問も含めた面談による相談支援を行い、子育てをサポートします。 ・母子保健、児童福祉の関係者による会議を開催し、情報共有や支援の検討を行います。 				
<p>○取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こども家庭センターによる切れ目のない支援の実施（再掲） ・母子保健と児童福祉の合同会議による支援の検討 ・アセスメント会議による情報共有と支援の検討 ・地域子育て支援センターでの出張健康相談（えだっこルーム） 				

12 聴覚障害の早期発見・早期療育に 資する取組の推進	誕生前・ 幼児期	学童・ 思春期	青年期	子育て
	○			○
<ul style="list-style-type: none"> ・新生児聴覚検査の費用を助成することで検査勧奨を行い、聴覚障害の早期発見・早期療育につなげます。 ・軽度・中等度難聴児に対し、言語の習得やコミュニケーション能力の向上、教育等における健全な発達を支援するため、補聴器の購入等の助成を行います。 				
<p>○取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽度・中等度難聴児への補聴器購入費の助成 ・新生児聴覚検査の実施 				

2-2 こども・若者の体力、健康づくり

●現状と課題

- こども大綱において、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現のための重要事項として、こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供を挙げ、各ライフステージに沿った支援が必要であるとしています。
- 本市においても、乳幼児からこども・若者まで様々な事業や取組を実施し、こども・若者の体力、健康づくりを推進しています。
- 心身の状況や置かれた環境等に関わらず、すべてのこども・若者が身体的・精神的、社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができるような取組が求められています。

●施策の方向性

- こども・若者の健やかな成長のため、ライフステージに沿って、妊娠期からの切れ目のない支援を実施します。

●主な取組

13 乳幼児健診等の推進	誕生前・ 幼児期	学童・ 思春期	青年期	子育て
	○			○
<p>・乳児の疾病及び異常を早期に発見し、進行を未然に防止するとともに、保護者への育児に関する助言を行い、乳児の健康の保持増進を図ります。</p>				
<p>○取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳児健康診査・相談の充実 ・幼児健康診査の充実 ・こどもの事故予防等の啓発 ・療育相談・教室の実施 ・1か月児健康診査の実施（再掲） 				

14 学校や地域におけるこどもの体力向上のための取組の推進	誕生 前・ 幼 児 期	学 童・ 思 春 期	青 年 期	子 育 て
	○	○		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 体育の授業において、「ふじえだ型体づくりメニュー」の実践や、体力アップコンテストや新体力テスト等に取り組み、児童・生徒の体力の増進を図ります。 ・ 児童・生徒のバランスのとれた体づくりの視点に立った指導を進めます。 ・ こどもの運動・遊びの機会の充実を図り、体づくりの大切さを親子で学ぶことを目的に、子育て世代をメインとした運動・健康イベントを開催します。 ・ ジュニア期のスポーツ選手に対し、市スポーツ協会と連携し、技術、食など、様々な面からのサポートを実施します。 				
<p>○取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 体づくりの視点に立った指導 ・ 親子を対象とした運動・健康イベントの開催（再掲） ・ ジュニアアスリートマルチサポート事業の実施 ・ 藤枝なでしこ広場の開催（再掲） ・ 藤枝なでしこアカデミーの開催（再掲） 				

15 家庭、学校、地域等が連携した食育の推進	誕生 前・ 幼 児 期	学 童・ 思 春 期	青 年 期	子 育 て
	○	○		○
<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校給食において、地場製品の活用や、地元の食文化を伝えることで地産地消の推進、地元への愛着形成につなげます。 ・ 藤枝市健康づくり食生活推進協議会や管理栄養士による料理教室や食育講座を行います。 				
<p>○取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食事づくり等の体験活動の推進 ・ 食に関する学習機会や情報提供の推進 ・ 地産地消を基にした食育の推進 ・ 安全・安心な学校給食の提供 ・ 給食センターにおける食育活動の推進 ・ 食物アレルギーをもつ児童・生徒への給食情報の提供 ・ 地元愛着形成事業による地元に関する給食の提供 				

16 小児医療体制の充実と連携強化	誕生 前・ 幼 児 期	学 童・ 思 春 期	青 年 期	子 育 て
	○			○
<ul style="list-style-type: none"> ・ こどもがいつでも適切な医療が受けられるよう、志太・榛原地域救急医療センターや休日当番医制度により地域の初期救急医療体制の維持に努めるとともに、志太榛原医療圏の自治体等と連携し、安定した医療体制を確保します。 				
<p>○取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ こども医療費の助成 ・ 地域の初期救急医療体制の維持 ・ 静岡こども救急電話相談の啓発 				

17 難病のこども等への支援	誕生前・ 幼児期	学童・ 思春期	青年期	子育て
	○	○		○
<ul style="list-style-type: none"> ・ 難病を抱えるこども・若者に対し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。 ・ 医療的ケアを必要とする人の家族がリフレッシュできるよう、訪問看護等を実施するための費用の一部を助成します。 				
<p>○取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ こども医療費の助成（再掲） ・ 難病患者家族リフレッシュ事業の実施 ・ 小児慢性特定疾患児への日常生活用具購入費用の助成 				

2-3 こども・若者のこころの健康づくり

●現状と課題

- 近年、全国的に小学生から高校生までの自殺者数が増加、高止まり傾向にあり、対策が求められています。自殺はその多くが追い込まれた末の死であることから、生きることへの包括的な支援が必要です。
- 本市では、日常生活の悩みに加え、いじめ、暴力行為、虐待など、児童・生徒が学校や家庭での生活の中で抱えている様々な問題の解決を図り、教育の機会が確保できるよう、各小・中学校にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等の専門家を配置し、支援を行っています。また、令和4年度からは「ひきこもり」や「ニート」への自立に向けての不安や、生きづらさを感じている若者等を対象にした若者相談を開始し、支援を実施しています。
- こども・若者が心身ともに健やかに成長できる社会の実現に向け、悩みや不安を抱えるこども・若者を、相談やサポートにつなげることができる体制づくりが必要です。

●施策の方向性

- 悩みや不安を抱えるこども・若者に対し、包括的な支援を行い、こどもや若者のこころの健康を守り、健全に成長できる環境づくりを推進します。

●主な取組

18 「藤枝市自殺対策計画」に基づく総合的取組	誕生前・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て
	○	○	○	
<ul style="list-style-type: none"> ・学校におけるスクールソーシャルワーカー等による相談や、各種相談支援体制を充実させ、必要な支援につなぎます。 ・こどもがお互いに課題や悩みを聴き合い、支え合う「ふじえだ型ピア・サポート活動」を全小中学校で実施します。 ・保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連機関で構成される自殺対策推進協議会を開催し、各機関との連携強化とネットワークづくりを行います。 				
<p>○取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールソーシャルワーカーの活用 ・自殺対策推進協議会による情報共有 ・子ども・若者総合サポート会議の開催 ・子どもが安心して学べる学校づくり推進事業の実施 ・性の多様性に関する出前講座の開催 ・ふじえだ型ピア・サポート活動の推進 ・こどもの生命を守るための思春期講座の開催 ・高校生対象の自殺予防講演会の開催 				

基本目標3 こども・若者が安全・安心に暮らせる環境づくり

3-1 安心して過ごせる学校環境づくり

●現状と課題

- こどもにとって、学校は単に学ぶだけの場でなく、安全に安心して過ごしながら多くの人との関わりを通じて成長できる大切な居場所です。
- 本市では児童・生徒の健全な成長と発達支援のため、スクールロイヤー等専門的な知識を持った外部人材を活用し、教職員を対象とした不適切な指導の根絶や、人権意識の向上を図っているほか、児童・生徒や保護者の相談に応じています。
- 次代を担うこどもが互いの人格や個性を尊重し合い、安心して過ごせる学校環境づくりが必要です。

●施策の方向性

- すべてのこどもたちが安心して学び、健やかに育つ環境を推進します。

●主な取組

19 体罰や不適切な指導の根絶	誕生前・ 幼児期	学童・ 思春期	青年期	子育て
			○	
・教職員に対し、いかなる場合であっても体罰は許されないことについて随時指導をするとともにスクールロイヤーによる人権意識の醸成についての研修を行います。				
○取組内容 ・スクールロイヤー活用事業				

20 性的指向やジェンダーアイデンティティの理解	誕生前・ 幼児期	学童・ 思春期	青年期	子育て
			○	○
・人権や性の多様性等に関する講座や情報提供を行います。 ・性的マイノリティの方の悩みや困難などの解消のための交流会を実施します。				
○取組内容 ・にじいろ交流会の開催 ・性の多様性に関する出前講座の開催（再掲） ・ふれあい学習事業の実施				

3-2 いじめや不登校に対する取組の推進

●現状と課題

- 文部科学省の「児童・生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」では、令和4年度の国立・公立・私立の小学校・中学校の不登校児童・生徒数は、約29万9千人、また、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校におけるいじめの認知件数は、約68万2千人にのぼり、ともに過去最多となりました。
- 本市では、「いじめを許さない学校づくり」「思いやりあふれる学校づくり」を柱に市内27の全公立小中学校でいじめ防止基本方針を定めるとともに、「ふじえだ型ピア・サポート」に取り組むことで、児童・生徒の相互理解を深め、いじめのない学校づくりに努めています。
- しかしながら、本市の公立小中学校の過去5年間のいじめの認知件数は、中学校で減少しているものの、小学校で大きく増加しています。また、不登校の児童・生徒数も増加しており、各種対策が求められています。
- いじめや不登校により、子ども・若者の権利が侵害されることがあってはなりません。いじめや不登校の問題を解決するためには、一人一人の状況に合わせた適切な支援を行い、安心して学び、教育を受けられる環境づくりが必要です。

●施策の方向性

- いじめを許さない学校、思いやりあふれる学校づくりを柱に、教育委員会とこども部局、さらに関係機関と連携し、子どもが安心して学ぶことができる学校づくりを進めます。

●主な取組

21 いじめ対策の強化	誕生前・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て
			○	
<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが安心して学べる学校づくり推進協議会やいじめ問題対策委員会において、いじめ問題への対策を第三者の目からも確認・検討し、いじめ防止対策を強化します。 ・スクールロイヤーによる講座や研修会等を通して、いじめの未然防止や早期対応に取り組みます。 				
<p>○取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもが安心して学べる学校づくり推進事業の実施（再掲） ・いじめ問題対策委員会の開催 ・スクールロイヤー活用事業（再掲） ・こどもの生命を守るための思春期講座の開催（再掲） ・ふじえだ型ピア・サポート活動の推進（再掲） 				

22 不登校のこどもへの支援体制整備 とアウトリーチの強化	誕生前・ 幼児期	学童・ 思春期	青年期	子育て
		○		○
<ul style="list-style-type: none"> ・スクールソーシャルワーカー等の専門家にいつでも相談できる環境を整備するとともに、学校、家庭、地域等の関係機関とのネットワークづくりを進めます。 ・発達に課題があるなどが原因の不登校のこどもに対し、訪問支援、居場所支援、保護者支援を行います。 ・学校に登校したくても登校できない状態にある児童・生徒の社会的自立や学校復帰を図り、安心して過ごせる居場所と学習の場として、適応指導教室等を確保します。 				
<p>○取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不登校やひきこもりのこども・若者及びその保護者の居場所づくりの推進（再掲） ・発達に課題があるこども・若者の居場所づくりの推進（再掲） ・家庭・教育・福祉との連携推進（学校巡回支援事業） ・非行や不登校に関する相談体制の充実 ・スクールソーシャルワーカーの活用（再掲） ・適応指導教室「藤の子教室」の設置 				

3-3 こども・若者の安全確保のための取組の推進

●現状と課題

- すべてのこども・若者が安心して成長できる環境をつくとともに、犯罪被害、自然災害、交通事故、インターネット犯罪等の危険から自分や他者の身を守る能力を養うため、参加・体験・実践型の教育手法を活用するなど、発達段階に応じた体系的な安全教育を推進する必要があります。
- 本市においても、こども・若者を有害環境から守るための教育をはじめ、交通事故対策や防犯対策、公共施設のバリアフリー化などの安心・安全対策を進めています。
- こどもや若者の健やかな成長のためには、こどもの生命を守り、犯罪、事故等から守られ、安心・安全に生活できる環境づくりが必要です。

●施策の方向性

- こども・若者を取り巻く有害環境への対策を進め、安心・安全して成長、生活できる環境づくりを推進します。

●主な取組

23 インターネットの利用に関する対策	誕生前・ 幼児期	学童・ 思春期	青年期	子育て
		○		○
<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットが与える心と体の影響等について、こどもとその保護者に対し、啓発を行います。 ・児童・生徒がインターネットと上手に付き合えるよう随時研修を実施します。 				
<p>○取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こころと体の健康づくり出前講座の開催 ・メディアモラル教育の推進 ・情報リテラシーやネットモラル教育の推進 ・学校ネットパトロールの実施 				

24 性暴力・性犯罪等に対する対策の強化	誕生前・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て
	○	○	○	○
<ul style="list-style-type: none"> ・こどもの生命を守るために必要な知識（性教育・性の多様性、デートDVなど）を総合的に啓発する講座を実施します。 ・市内、県内の相談窓口を紹介するリーフレットを配布し、こどもが相談しやすい相談窓口の一層の周知に努めます。 ・幼児教育・保育施設において、こどもの性被害防止のため、指導監査等の啓発や施設整備補助等、環境づくりを推進します。 				
<p>○取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DVのない地域づくりの推進 ・こどもの生命を守るための思春期講座の開催（再掲） ・保育所等への性被害防止対策に係る設備等の設置支援 ・性被害防止の啓発 				

25 有害環境対策、防犯・交通安全対策、防災対策等の推進	誕生前・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て
	○	○	○	○
<ul style="list-style-type: none"> ・こどもの事故防止のため、歩道や公園遊具等の安全な整備を進めます。また、家庭・地域・学校等が連携し、通学路の安全点検を行います。 ・「交通安全日本一」の都市を目指し、交通安全運動をはじめ、交通安全教室や街頭指導などの啓発活動を展開し、交通安全に対する意識向上を図ります。 ・こどもを犯罪被害から守るため、地域での防犯・防犯カメラの設置促進や、高齢者や地域の事業所による見守り活動を支援します。 				
<p>○取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域防犯活動の推進 ・交通安全の推進 ・市民総ぐるみのこどもの見守り活動の強化 ・公園・河川等の整備の推進 ・通学路・通園路の安全対策の推進（キッズゾーンの設定） ・歩道整備の推進 ・交通バリアフリー事業の推進 ・見守りサービスアプリの費用補助 ・公共施設等のバリアフリー化の促進 				

26 こども・若者の非行防止と自立支援	誕生前・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て
			○	○
<ul style="list-style-type: none"> ・こどもの非行防止に努めるとともに、保護司等と連携し、非行や犯罪に及んだこどもとその家族への支援を推進します。 ・青少年補導員による夜間の街頭補導や環境浄化活動等を通じて、こども・若者の非行防止と健全な育成を図ります。 				
<p>○取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・若者総合サポート会議の開催（再掲） ・補導センターの運営 				

基本目標4 こども・若者が希望を持てる社会づくり

4-1 豊かな学びを支える教育の充実

●現状と課題

- 国では、質の高い公教育の再生、教育の国際化とともに、教職員の処遇見直しを通じた質の向上を図り、学校教育の充実を推進しています。あわせて、一人一人の可能性を伸ばせるような教育環境や、社会に出るための思いやり教育、情報モラル教育を推進しています。
- 本市では、第2期藤枝市教育振興基本計画に基づき、「授業で人を育てる」を基本とし、確かな学力の向上のために基礎学力の確実な育成に努めることとあわせて、正しい判断力や優しい心を育てる教育を推進しています。また、学校の確実な維持管理を実施するとともに、老朽化した学校施設の計画的な更新に加え、時代の変化に対応したトイレや空調設備、ユニバーサルデザインを取り入れた施設への更新を進めています。
- これまでの学校教育が果たしてきた役割に加え、すべてのこどもが自分も他者も尊重し、多様な人々と協働しながら豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、個別の学びと協働的な学びの充実を図る必要があります。

●施策の方向性

- すべてのこどもが自分も他者も尊重し、多様な人々と協働しながら豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、ニーズに応じた学びの充実を図ります。あわせて、快適な学習環境づくりを推進します。

●主な取組

27 こどもの読書活動の充実	誕生前・ 幼児期	学童・ 思春期	青年期	子育て
	○	○		○
<ul style="list-style-type: none"> ・学校図書館司書を公立の全小中学校に配置し、教員との連携を図りながら、読書環境の整備、読書活動の啓発の推進を図ります。 ・乳幼児期から学齢期まで、年齢に合わせた読書活動を推進します。 				
<p>○取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校図書館の充実 ・市立図書館における赤ちゃんタイムの設置 ・年齢に合った選書の情報提供 ・ブックスタート・セカンドブック事業の推進 				

28 基本的な生活習慣や道徳・モラル等の定着	誕生前・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て
	○	○		○

・こどもの規範意識や豊かな心を育成するため、家庭への支援を通じた生活習慣や道徳・モラルの啓発に取り組みます。

○取組内容

- ・「ふじえだマナー」の啓発
- ・こどもの生命を守るための思春期講座の開催（再掲）
- ・ふじえだ型ピア・サポート活動の推進（再掲）
- ・家庭教育支援の充実
- ・メディアモラル教育の推進（再掲）

29 国際交流や多文化共生の推進	誕生前・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て
	○	○		

・国際意識の醸成を図るため、国際交流のセミナーや留学生の受け入れを実施するとともに、外国人A L T（外国語指導助手）との英語授業やA L Tと交流を行う課外外国語体験活動等を実施します。

・外国にルーツをもつ児童・生徒に対し、学習の遅れが生じないように、個々の状況に応じた学習、生活支援を行います。

○取組内容

- ・外国人A L T（英語指導助手）の全公立小中学校への配置
- ・国際化の啓発
- ・語学講座の開催
- ・日本語学習機会の提供と体制の充実
- ・多文化共生の促進に向けた教育環境の整備

30 学校における教育の充実	誕生前・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て
		○		

・公立の全小中学校へ配置した外国人A L Tを活用し、英語に対する興味や意欲を引き出すとともに国際感覚を育成します。

・ふじえだ教師塾ほか各種研修等により、教員の専門性、授業力向上を図ります。

・I C T等を活用した教育環境の整備を推進し、学ぶ意欲を高める授業を行います。

・「総合的な学習の時間」をはじめとする様々な学びの場や機会において、問題発見・解決的な学習活動を取り入れます。

○取組内容

- ・外国人A L T（英語指導助手）の全公立小中学校への配置（再掲）
- ・ふじえだ教師塾の開講
- ・確かな学力の育成と環境整備
- ・体力づくりの視点に立った指導（再掲）
- ・ロボットアカデミー事業の実施
- ・職業観育成事業の実施
- ・児童生徒の教科書のデジタル化の検討

4-2 未来を担う子ども・若者への支援

●現状と課題

- 社会環境の変化に伴い、子ども・若者が自己肯定感を持てず、将来への希望を持ちにくくなっていることが指摘される中、子ども基本法においては、子ども・若者の意見表明や社会参画を促進しつつ、新生児期から大人になるまで、誰ひとり取り残さず途切れることのない子ども・若者への支援が求められています。
- 本市でも、次代を担う子ども・若者が安全・安心に健やかに育ち、将来に希望を持ち活躍できる環境をつくるのが、持続可能なまちづくりにつながるとして、教育や相談、就労支援等を実施しています。
- 近年は技術の進歩や社会環境の変化が大きく、将来の予測が困難な時代となっています。このようななか、子ども・若者が次世代を生き抜く力を身につけていくことが重要です。

●施策の方向性

- すべての子ども・若者が自己肯定感を持ち、将来に希望をもって生活できる環境づくりを推進します。

●主な取組

33 男女平等教育や女性活躍に向けた支援	誕生前・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て
			○	○
<ul style="list-style-type: none"> ・小中学生を対象に、性別にとらわれず多様な進路選択をすることができることの理解や男女共同参画を理解するために各種講座を実施します。 ・女性が将来にわたって活躍できる環境づくりのため創業を支援します。 				
<p>○取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい学習事業の実施（再掲） ・女性の起業・創業の支援 ・健康経営プロジェクト事業による心の健康づくり ・すべての年代への男女共同参画の推進 ・従業員労働環境改善事業の推進 				

34 次世代を担うための教育の推進	誕生前・ 幼児期	学童・ 思春期	青年期	子育て
			○	○
<ul style="list-style-type: none"> ・若年時から政治への関心を高めるため、選挙への理解を深める講座や生徒会選挙時を利用した模擬投票を実施します。 ・各年代に応じて、自分の価値観に基づく意思決定ができ、主体的かつ積極的に社会参画できるよう、消費者教育を行います。 				
<p>○取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主権者教育の推進 ・親子おこづかい講座の開催 ・賢い消費者の卵育成事業の実施 				

35 ライフデザインに関する啓発や 職場体験等の充実	誕生前・ 幼児期	学童・ 思春期	青年期	子育て
			○	○
<ul style="list-style-type: none"> ・こども・若者が自らのライフデザインを描けるよう、職場体験等の様々な仕事に触れる機会や、保育実習等の乳幼児と触れ合う機会等を創出します。 ・こどもたちが、多様な職業観を身につけられるよう、大学と連携し、キャリア教育を実践します。 ・学生が行う公益的な活動に対し、財政的な支援を行います。 				
<p>○取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域企業との連携によるキャリア教育の推進 ・職業観育成事業の実施（再掲） ・乳幼児とのふれあい体験学習等の推進 ・学生が行う社会貢献活動等に対する支援 				

4-3 若者の就労に向けた支援

●現状と課題

- 現在も歯止めがかからない少子化の一因として、若者世代が結婚や出産、子育てへの希望を持ちながらも、所得や雇用の不安から将来展望を描けないことが挙げられています。若い世代の所得を増やし、すべての若者が経済的な不安がなく、良質な雇用環境のもとで、将来への展望を持って生活できる社会の実現が求められています。
- 本市では、就労相談等の支援や、近隣市や地域若者サポートステーション等の団体と協力して、若者の地元での就職を後押しする取組を進めているほか、多様な市民ニーズに沿った市民大学講座を開講し、「学び」の面からの支援を実施しています。
- すべての若者が経済的な不安なく、希望どおり結婚、妊娠・出産、子育てを選択できるよう、良質な雇用環境の下で、将来に希望をもって生活できる環境をつくる必要があります。

●施策の方向性

- 若者が活躍できる仕事の選択肢と、経済的安定性の確保を図るための支援強化を図ります。

●主な取組

36 高校中退後の就労支援や復学・ 修学のための取組の充実	誕生前・ 幼児期	学童・ 思春期	青年期	子育て
			○	○
<ul style="list-style-type: none"> ・地域若者サポートステーションと協力し、就職相談会や就労支援を実施します。 ・子ども・若者総合サポート会議において、地域や関係機関が連携し、高校等の中退に対し適切な支援を行います。 				
○取組内容 <ul style="list-style-type: none"> ・地域若者サポートステーションと連携した労働支援 ・子ども・若者総合サポート会議の開催（再掲） 				

37 高等教育段階の修学支援	誕生前・ 幼児期	学童・ 思春期	青年期	子育て
			○	○
<ul style="list-style-type: none"> ・家庭の経済状況にかかわらず、大学等に進学できるよう、大学等に進学または在学するための資金の貸付等を行います。 ・経済的課題を抱えるひとり親家庭等のこどもに対し、教育機会の提供や受験料等の費用の補助を行います。 				
<p>○取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こどもの生活・学習支援事業の実施 ・藤枝市Uターン地元就職応援事業による修学支援 ・勤労者教育資金貸付制度による進学支援 				

38 若者への職業能力育成支援や 就職支援	誕生前・ 幼児期	学童・ 思春期	青年期	子育て
			○	○
<ul style="list-style-type: none"> ・地域若者サポートステーションやしずおかジョブステーションと協力し、就職支援を行います。 ・合同企業説明会や授業ジャック、インターンシップ等により、求職者の地元企業の理解を深め、マッチング向上を図ります。 				
<p>○取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域若者サポートステーションと連携した労働支援（再掲） ・志太3市連携UIJターン就職促進事業、志太3市高校生地元企業就職促進事業による就職支援 ・子ども・若者総合サポート会議の開催（再掲） ・藤枝市民大学による幅広い学びの提供 				

4-4 結婚や子どもを持つことへの支援

●現状と課題

- 現在、若者世代において、未婚化・晩婚化が進行しており、少子化の大きな要因になっていると言われています。結婚の希望がかなえられない理由として、経済的事情や仕事の問題のほか、「適当な相手にめぐりあわないから」が挙げられています。若者が希望どおり結婚し、希望する人が子どもを持ち、安心して子育てができる社会にするためには、若い世代の所得を増やす取組が必要です。
- 本市では、少子化対策の入口施策である結婚支援事業を実施するため、県と市町で構成する「ふじのくに結婚応援協議会」に参画し、AIマッチング活用により安心して相手を探す手段を提供するとともに、イベントなど出会いの機会創出による結婚支援を実施しています。
- 本市の子ども・若者向けアンケートでは、結婚を希望する若者は 78.4%、希望しない若者は 21.6%でした。希望する理由として「支え合える人が欲しいから」「子どもが欲しいから」という意見が多くありました。
- 今後も若者の婚活を支援するため、出会いの機会を提供するとともに、結婚後に子どもを持つための支援を行う必要があります。

●施策の方向性

- 結婚を支援するイベント等、出会いの機会を提供するとともに、結婚に伴う新生活のスタートアップへの支援を推進します。

●主な取組

39 結婚に伴う新生活の スタートアップへの支援	誕生前・ 幼児期	学童・ 思春期	青年期	子育て
				○
<ul style="list-style-type: none"> ・結婚を希望する人に県や民間企業と連携し、出会いの機会を創出するイベントを実施するとともに、相談支援を行います。 ・新婚世帯に対し、住居費及び引っ越し費用の一部補助を行います。 				
○取組内容 <ul style="list-style-type: none"> ・出会い・結婚サポート事業による結婚支援 ・新婚生活サポート事業による経済的支援 				

基本目標 5 子育て・教育の支援の充実

5-1 教育、保育サービスの充実

●現状と課題

- 幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、安全・安心な環境の中で質の向上を図り、配慮を必要とするこどもを含め、こども一人一人の健やかな成長を支える必要があります。
- すべてのこどもが格差なく質の高い学びへ接続できるよう、学びの連続性を踏まえ幼保こ小の円滑な接続を図る必要があります。
- 女性の就業率の上昇に伴い、子育て家庭のニーズも多様化しており、保護者が必要なときに安全・安心してこどもを預けられるようにするため、様々なサービスの充実が求められています。
- ニーズ調査では、市の子育て施策について、満足度・重要度ともに高い事業は「妊婦に対する健康診査を実施する事業」「地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)」「乳児家庭全戸訪問事業(こんには赤ちゃん事業)の3事業、満足度・重要度ともに低い事業は「利用者支援に関する事業(子育てコンシェルジュ)」「子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)」「育児サポーター派遣事業」の3事業となっており、それぞれの保護者のニーズに応じたサービスを実施していく必要があります。

●施策の方向性

- すべてのこども・若者が誰一人取り残されることなく、健やかに育つ環境をつくり、幼児期から若者までのニーズに合わせた途切れのない支援の充実を図ります。

● 主な取組

40 認定こども園、保育所、幼稚園、地域子育て支援拠点、病児保育などでの支援の充実	誕生前・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て
	○	○		○
<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園、保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点など地域の身近な場において、必要な教育・保育、子育て支援サービスを充実させます。 ・保育所や医療機関等と連携し、病児・病後児保育事業を推進します。 ・保育定員の適正化により、待機児童ゼロを維持するとともに、こども誰でも通園制度の実施に向けて取り組みます。 				
<p>○取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こども家庭センターによる切れ目のない支援の実施（再掲） ・子ども・若者総合サポート会議（発達支援部会）の開催（再掲） ・地域自立支援協議会の開催 ・病児・病後児保育事業の推進 ・使用済みおむつの回収 ・一時預かりの受け入れ態勢の充実 ・業務改善や施設修繕など教育・保育環境の向上支援 ・子育てサポーター認定制度の創設 ・地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業）の充実 ・こども誰でも通園制度の実施 ・乳幼児育成事業への財政的支援 ・幼児教育充実のための財政的支援 ・延長保育等特別保育事業への財政的支援 				

41 特別な配慮を必要とするこどもを含めた支援	誕生前・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て
	○	○		○
<ul style="list-style-type: none"> ・幼児期の教育・保育に関して、障害のあるこどもや医療的ケア児、外国にルーツを持つこども等特別な配慮を必要とするこどもに対して個々の背景に合わせた支援を実施します。 				
<p>○取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・若者総合サポート会議（発達支援部会）の開催 ・発達支援実践セミナーの開催 ・発達障害児者療育支援研修の実施 ・保育所等への巡回相談の実施 ・各支援機関の特色に合わせたサポートの実施 ・親子通園・並行通園の実施 ・障害児通所支援給付費の支給 ・認可保育所における医療的ケア児の受け入れ促進 ・乳幼児育成事業への財政的支援（再掲） ・幼児教育充実のための財政的支援（再掲） ・就学時における外国人の児童・保護者への支援 				

42 幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続	誕生前・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て
	○	○		
<ul style="list-style-type: none"> ・藤枝市幼保こ小架け橋プログラム策定委員会により、幼児教育・保育から小学校入学への接続カリキュラム作成を進めます。 ・発達支援に関し、保護者と関係機関が児童の情報を共有し、児童の成長に合わせて一貫した支援を確保します。 				
<p>○取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園・保育所・こども園・小学校の支援の円滑な接続 ・発達支援コーディネーター連絡会の開催 ・サポートファイルによる途切れのない発達支援 ・幼児教育推進体制を活用した地域の幼児教育の質の向上 				

43 保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の人材育成・確保・処遇改善や現場の負担軽減	誕生前・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て
	○	○		
<ul style="list-style-type: none"> ・保育士等の魅力発信と保育士等の処遇改善を両輪で進めながら、国や県、近隣の保育士養成校等と連携し、保育士等の確保に努めます。 				
<p>○取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育士等の確保と働きやすい環境づくりの推進 ・保育士等のキャリアアップ研修の実施 ・保育所のICT化の推進 ・保育補助者の雇用の促進 ・保育体制強化事業による保育士の負担軽減 				

44 放課後児童クラブの受け皿整備	誕生前・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て
			○	
<ul style="list-style-type: none"> ・余裕教室や既存の社会資源を活用し、場所の確保を行います。また、指導員の確保と資質向上に努めます。 ・民間企業の参入を促し、利用ニーズに対応した受け皿の確保に努めます。 ・放課後児童クラブの活動を補助する地域子育てサポーターを積極的に活用します。 				
<p>○取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校余裕教室等の活用 ・民間活力の活用による受け皿の確保 ・指導員の確保と質の向上 ・市街地再開発事業による受け皿の確保の検討 ・放課後子ども教室の充実 ・規模と指導員配置の適正化 ・地域子育てサポーターの活用 				

45 一時預かり、ファミリー・サポート・センターに関する取組の推進	誕生前・ 幼児期	学童・ 思春期	青年期	子育て
	○			○
<ul style="list-style-type: none"> ・ 育児の援助を受けたい人（依頼会員）の多様な依頼に対応するため、援助を行う人（提供会員）の増加を図り、支援体制の充実に努めるとともに、発達に課題がある子どもについても、一時的な預かり等の育児の援助を行います。 ・ 児童養護施設等、保護を適切に行うことができる施設において一定期間、養育または保護を行います。 				
<p>○取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一時預かりの受け入れ態勢の充実（再掲） ・ 子育て短期支援事業の周知と円滑な実施 ・ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の充実 ・ こども誰でも通園制度の実施（再掲） ・ 延長保育など特別保育事業への支援 				

5-2 子育て相談や支援の充実

●現状と課題

- 核家族化の進行や地域のつながりの希薄化など家庭をめぐる環境が変化している中で、祖父母や近隣の人から、子育てに関する支援や協力を得ることが難しく、子育てに不安を抱える家庭が増加しています。国は、令和6年4月より、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関としてこども家庭センターの設置を市町村の努力義務としました。
- 本市では、令和5年4月に県内で初めてこども家庭センターを設置し、安心してこどもを産み育てられるよう、妊産婦から子育て家庭、こども・若者まで切れ目のない支援を実施しています。
- 本市のニーズ調査では「藤枝市で子育てをされていて、地域で支えられていると感じるか」の問いに対し、『感じる』が42.7%、「どちらともいえない」が17.7%、『感じない』が38.0%となっています。
- 子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、悩んだりすることなく、健康でゆとりを持ってこどもに向き合える環境を推進していく必要があります。

●施策の方向性

- こども家庭センターを中心にすべての妊産婦、子育て世帯、こども・若者へ切れ目のない包括的な支援を実施します。

●主な取組

46 子育て世帯への経済的支援の充実	誕生前・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て
<ul style="list-style-type: none"> ・ 出産子育て応援ギフトの支給や児童手当の支給、こども医療費の助成など、子育て世帯への経済的支援を実施します。 ・ 地域、企業、行政が一体となって、子育て家庭を地域全体で支える気運を高めるため、しずおか子育て優待カードの協賛店舗の拡大に努めます。 ・ 多子世帯に対し、保育料の無償化や、社会教育・体育施設の利用料等を減免し、経済的負担の軽減を図ります。 				
<p>○取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出産子育て応援ギフトの支給 ・ 児童手当の支給 ・ 多子世帯の保育料軽減 ・ こども医療費の助成（再掲） ・ しずおか子育て優待カード事業の推進 				

47 医療費等の負担軽減	誕生前・ 幼児期	学童・ 思春期	青年期	子育て
	○	○		○

・18歳未満のこどもに対し、保護者の経済的負担の軽減を図るため、こどもの医療費の助成や給付を行います。

○取組内容

- ・こども医療費の助成（再掲）
- ・ひとり親家庭への医療費の助成
- ・未熟児養育における医療費の助成

48 子育て世帯への相談支援・情報提供	誕生前・ 幼児期	学童・ 思春期	青年期	子育て
	○	○		○

・SNSや市の子育て支援サイト等を通じて子育て家庭が必要とする情報を提供します。

・健康に関する悩みや疑問をチャットで相談できる、オンライン健康医療相談アプリによる相談支援や、専門職による個別相談指導など、相談体制の充実を図ります。

○取組内容

- ・子育てコンシェルジュによる情報提供
- ・ママフレ藤枝による情報提供
- ・「健康相談」「運動発達相談」など相談指導体制の充実
- ・ふじえだマイアシスト（LINE）を活用した情報提供
- ・個別相談指導の充実
- ・こどもの発達段階に応じた学習機会や情報の提供

49 保護者に寄り添う家庭教育支援の推進	誕生前・ 幼児期	学童・ 思春期	青年期	子育て
		○		○

・乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問、育児サポーター派遣など、子育て家庭へ訪問し、育児相談や支援を行います。

・子育てコンシェルジュにより、幼稚園、保育所、認定こども園、地域の子育て支援事業等の情報提供や相談、助言を行います。

○取組内容

- ・乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）による育児支援
- ・1か月児健康診査の実施（再掲）
- ・育児サポーター派遣事業による育児支援
- ・子育てコンシェルジュによる情報提供（再掲）
- ・こども家庭センターによる切れ目のない支援の実施（再掲）
- ・育児ストレスを抱えている家庭への養育支援訪問（再掲）
- ・家庭教育相談体制の整備

5-3 仕事等と子育ての両立支援

●現状と課題

- 進行する少子化には、我が国のこれまでの社会構造や人々の意識に根差した要因が関わっていることから、男性が長時間労働し、育児負担が女性に集中している実態を変え、夫婦が相互に協力しながら子育てをし、それを職場や地域社会全体で応援する社会をつくる必要があります。
- 本市でも、女性の起業、創業への支援や企業等への情報提供及び支援による仕事と家庭の両立支援を実施しています。
- 本市のニーズ調査では、母親は「フルタイムで働いている」が19.4%、「フルタイム以外で働いている」が31.4%で、「現在は仕事をしていない」が23.2%となっています。父親は「フルタイムで働いている」が82.8%と最も高くなっています。前回、平成30年の調査と比較すると母親が「フルタイム以外で働いている」が11.7ポイント高く、一方で「現在は仕事をしていない」は16.2ポイント低くなっており、就労している母親が増えている状況です。
- 今後は、夫婦が相互に協力し、柔軟に働きながら子育てをする「共働き・子育て」を推進していく必要があります。

●施策の方向性

- それぞれの世帯の働き方や暮らし方を尊重し、仕事と子育てを両立できる環境づくりを推進します。

●主な取組

50 男女ともに働きやすい環境の整備	誕生前・ 幼児期	学童・ 思春期	青年期	子育て
				○
<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの働き方、暮らし方を尊重し、子育てや介護などの家庭生活や地域活動等と仕事を両立しながら働き続けられるよう、企業等に対し、情報提供や支援等を行います。 ・企業等に対し、ICT等の積極的な活用を促し、職場において、柔軟で多様な働き方の浸透を図ります。 ・関係機関等と連携し、女性の起業・創業を支援するとともに、多様な働き方の推進につなげます。 				
<p>○取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・働きやすい職場環境認定事業所制度による支援 ・女性の起業・創業の支援（再掲） ・企業への制度等の周知啓発 ・すべての年代への男女共同参画の推進 				

51 共働き・共育ての推進	誕生前・ 幼児期	学童・ 思春期	青年期	子育て
	○	○	○	○
<ul style="list-style-type: none"> ・男性が積極的に家事、育児、介護へ関わる意識を向上するため、講座開催や情報誌等による情報提供を行います。 ・子育てや介護を行っている市民の負担を軽減し、仕事と両立できるようにするため保育サービスを充実させるなど、支援体制を強化します。 				
<p>○取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男性の家事・育児への参画拡大・家事負担軽減のための情報提供 ・病児・病後児保育事業の推進（再掲） ・一時預かりの受け入れ態勢の充実（再掲） ・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の充実（再掲） ・こども誰でも通園制度の実施（再掲） 				

5-4 ひとり親家庭への支援

●現状と課題

- 厚生労働省の令和3年度全国ひとり親世帯調査の結果によると、母子世帯の母の平均年間就労収入は、増えているものの236万円にとどまっており、ひとり親世帯が経済的に厳しい状況にあることがうかがえます。また、仕事と子育てを一手に担わざるを得ないため、日常生活や就労など、様々な面で困難に直面しやすい状況にあります。
- 本市でも、ひとり親家庭の相談を専門とする家庭児童相談員を配置し、児童扶養手当やひとり親家庭の医療費助成等を行うとともに、問題を抱えている相談者に支援を行い、生活の安定と自立につなげています。あわせて、学習機会を無料で提供するなど、子どもに対する支援も実施しています。
- 令和5年度の本市の調査では、本市のひとり親世帯のうち、約28%が貧困家庭となっています。
- ひとり親家庭の自立と子育てへの支援は、子どもの貧困対策にもつながるため、早期に総合的かつ継続的な支援が必要です。

●施策の方向性

- 支援を必要とするひとり親家庭が早期に安定的な生活を送ることができるよう、個々の家庭が抱える課題に寄り添いながら、誰一人取り残さず自立のための経済的支援や就労支援、相談事業の充実に努めます。

●主な取組

52 生活支援、子育て支援、就労支援等の実施	誕生前・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て
	○	○	○	○
<p>・ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、個々の状況に応じた、生活支援、子育て支援、就労支援を実施します。</p>				
<p>○取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当の支給 ・生活支援の促進 ・自立支援教育訓練給付金の支給 ・母子生活支援施設への適切な措置（再掲） ・勤労者教育資金貸付制度の実施（再掲） ・ひとり親家庭への医療費の助成 ・就労支援の促進 ・高等職業訓練促進給付金の支給 ・母子父子寡婦福祉資金の貸付相談・受付 				

53 こどもに届く生活・学習支援	誕生前・ 幼児期	学童・ 思春期	青年期	子育て
	○	○	○	○
<p>・経済的に困難を抱える家庭のこどもに対し、多様な支援機関と連携を図りながら、生活支援、学習支援を行います。</p>				
<p>○取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こどもの生活・学習支援の実施 ・学習チャレンジ支援事業の充実 ・ひとり親家庭への就学支援 				

54 相談支援の実施	誕生前・ 幼児期	学童・ 思春期	青年期	子育て
	○	○	○	○
<p>・ひとり親家庭の相談を専門とする家庭児童相談員を配置し、適切な支援につなぎます。</p>				
<p>○取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭への相談体制の充実 ・養育費の取り決めに関する事前相談の普及・啓発 				

基本目標 6 配慮が必要な子ども・若者への支援

6-1 虐待の防止、早期対応

●現状と課題

- すべての子どもには、「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られることなどを保障される権利があります。子どもの健やかな成長に影響を及ぼす児童虐待の防止、早期対応は社会全体で取り組むべき重要な課題です。
- 本市では子ども家庭相談センターを中心に、子育て世帯に対し、妊娠期からの丁寧な関わりにより、不適切な養育につながる可能性のある家族の支援ニーズをキャッチし、合同ケース会議やアセスメント会議により、必要な支援につなげています。
- 本市が子どもの虐待として対応している件数は、減少傾向にあるものの高止まりの状況にあり、半数以上が心理的虐待となっています。
- 妊娠・出産・育児期の家庭では、産前産後の心身の不調や子育てに関する悩みを抱え、周囲の支援を必要としている場合があります。こうした家庭に適切な支援が差しのべられるよう、妊娠・出産・子育てに関する相談がしやすい体制の整備や、子育て支援サービスの充実を図る必要があります。

●施策の方向性

- 子どもの虐待を防止し、すべての子どもが健全に成長できるよう、子ども家庭センター、地域、教育委員会等が一体となって児童虐待の防止、早期発見、早期支援に努めます。

●主な取組

55 子育てに困難を抱える世帯に対する包括的な支援体制の強化	誕生前・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て
<p>・子育てに困難を抱える世帯に対し、子ども家庭センターを中心とした関係機関の連携により、包括的な支援体制の充実に努め、虐待の予防に努めます。</p>				
<p>○取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども家庭センターによる切れ目のない支援の実施（再掲） ・子ども・若者総合サポート会議の開催（再掲） ・ペアレント・プログラムの実施（再掲） ・ペアレント・トレーニングの実施（再掲） ・親塾の開催（再掲） ・母子保健連絡会議の開催（再掲） ・家庭・教育・福祉との連携推進（発達支援連携学習会） ・アセスメント会議の開催 				

56 連携による虐待防止や早期発見	誕生前・ 幼児期	学童・ 思春期	青年期	子育て
	○	○		○
<p>・個々のケースに応じ、児童相談所をはじめ、関係機関で情報共有を行い、必要な支援につなげます。</p>				
<p>○取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・若者総合サポート会議の開催（再掲） ・こども家庭センターによる切れ目のない支援の実施（再掲） ・乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）による育児支援（再掲） ・家庭・教育・福祉との連携推進（発達支援連携学習会）（再掲） ・アセスメント会議の開催（再掲） ・母子保健連絡会議の開催（再掲） 				

6-2 ヤングケアラーの支援

●現状と課題

- 令和6年6月、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」において、子ども・若者育成支援推進法が改正され、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーが明記されました。ヤングケアラーは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることで、学業や友人関係に支障が出てしまうなど、個人の権利に重大な侵害が生じているにもかかわらず、家族の問題として扱われ、周囲が気づかないことや、本人に自覚がない場合があります。
- 本市では、毎年、職員が市内すべての保育施設や小中学校、高等学校等を訪問し、気になる子どもや家庭の把握に努めるとともに、民生委員やケアマネジャーなどの研修会を通じ、ヤングケアラーの理解や発見の協力を依頼しています。あわせて、児童福祉部門と教育委員会を庁舎の同じフロアに配置し、迅速かつ包括的な対応や情報共有を行い、支援体制を構築しています。
- ヤングケアラーは顕在化しづらいことから、福祉、介護、医療、教育等各種関係者が情報共有・連携して、早期発見・把握し、こどもの意向に寄り添いながら必要な支援につなげる必要があります。

●施策の方向性

- 過度な負担を強いられ、健全な成長や教育を受ける機会を失うことがないように、SOSを出しにくい子ども・若者を早期に発見し、支援につなげるとともに、支援が必要な場合には、こどもの居場所や家事支援などの利用につなげます。

●主な取組

57 連携による早期発見・早期対応	誕生前・ 幼児期	学童・ 思春期	青年期	子育て
	○	○	○	○
<ul style="list-style-type: none"> ・職員が市内の保育施設、小中学校、高等学校を訪問し、支援が必要な子どもとその家庭の状況を把握に努めます。 ・民生委員やケアマネジャーなどの研修会を通じ、ヤングケアラーの理解や発見の協力を依頼し、支援につなげます。 				
<p>○取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヤングケアラーの周知・啓発 ・子ども家庭センターによる切れ目のない支援の実施（再掲） ・子育て世帯への家事支援 				

6-3 障害のある子ども・若者への支援

●現状と課題

- 障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し合い、理解し合いながら共に生きていく共生社会の実現に向けて、障害や発達に課題のある子ども・若者の地域社会への参加・包摂(インクルージョン)の推進が求められています。子ども基本法、障害者の権利に関する条約の理念を踏まえ、障害の有無にかかわらずすべての子ども・若者が安心・安全に生活できる環境づくりを進めるため、地域における支援体制の強化や、インクルーシブ教育の充実が必要です。
- 本市では、誰一人取り残さない保育や教育環境づくりが重要であるとの考えのもと、子ども発達支援センターを中心に、当事者のライフステージに沿った切れ目のない発達支援を事業実施しているほか、すべての子どもが共に教育を受け、共に育つ環境づくりを、保育、学校現場で進めています。
- 本市が発達支援事業の利用経験がある児童の保護者を対象に実施したアンケートでは、本市の発達支援の取組に対し、学校における福祉教育の推進や発達相談、義務教育以降の切れ目のない支援、家族に対する支援のさらなる充実を求める声が多くありました。
- 障害や発達に課題のある子ども・若者の個性や可能性を最大限に伸ばし、健やかな成長を支援するためには、子ども・若者及びその家族に対し、障害の疑いがある段階からの支援体制の構築を図るとともに、地域の保健、医療、障害福祉、教育、就労支援等の関係機関が連携し、切れ目のない一貫した支援を提供することが必要です。

●施策の方向性

- 障害や発達に特性のある子ども・若者とその関係者に対し、当事者のライフステージにあった的確な支援を実施します。

●主な取組

58 地域における障害児の支援体制の強化	誕生前・幼児期	学童・思春期	青年期	子育て
	○	○		○
<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある子どもと家族に寄り添いながら、個々の状況に応じた質の高い支援を提供します。 ・障害の有無にかかわらずすべての子どもが快適に遊ぶことができる公園づくりを推進します。 				
<p>○取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後等デイサービスの充実 ・発達障害児者療育支援研修会の開催 ・親子通園・並行通園の実施(再掲) ・子ども・若者総合サポート会議(発達支援部会)の開催(再掲) ・家庭・教育・福祉との連携推進(発達支援連携学習会)(再掲) ・公園へのユニバーサルデザイン遊具設置の促進(再掲) ・発達支援実践セミナーの開催(再掲) ・病院との連携による療育医療の充実 ・そらいろ図書館事業の実施 				

59 保育所等における インクルージョンの推進	誕生前・ 幼児期	学童・ 思春期	青年期	子育て
	○			○
<p>・児童発達支援センターの中核的機能の強化に努めるとともに、巡回支援のさらなる充実を進め、地域での障害のあるこどもに対する支援を強化します。</p>				
<p>○取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所等への巡回相談の実施（再掲） ・保育所等への訪問、専門的支援の実施 ・認可保育所における医療的ケア児の受け入れ促進(再掲) ・障害児通所支援給付費の支給（再掲） ・親子通園・並行通園の実施（再掲） 				

60 医療的ケア児への支援体制の強化	誕生前・ 幼児期	学童・ 思春期	青年期	子育て
	○	○		○
<p>・医療的ケア児等の専門的支援が必要なこどもに対し、成長や発達に合わせて関係機関が連携し、切れ目なく支援を行う仕組みづくりを検討します。</p>				
<p>○取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児の早期把握と成長に合わせた支援 ・子ども・若者総合サポート会議(発達支援部会)の開催(再掲) ・認可保育所における医療的ケア児の受け入れ促進(再掲) 				

61 保護者やきょうだい児への相談支援の充実	誕生前・ 幼児期	学童・ 思春期	青年期	子育て
	○	○	○	○
<p>・保護者・家族・支援者を対象に、幼児期から思春期・青年期までの各発達段階に応じた家庭内における支援、きょうだい児支援等について学ぶ研修会を実施します。</p> <p>・障害のあるこどもと家族に寄り添いながら、個々の状況に応じた質の高い支援を提供します。</p>				
<p>○取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後等デイサービスの充実（再掲） ・幼稚園、保育所等における特別支援事業の推進 ・親塾の開催（再掲） ・親子通園・並行通園の実施（再掲） ・病院との連携による療育医療の充実（再掲） ・保育所等への巡回相談の実施（再掲） ・発達相談業務の充実 ・幼児への言語指導 				

62 学校等におけるインクルーシブ教育システムの実現	誕生前・ 幼児期	学童・ 思春期	青年期	子育て
	○	○		○
<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある児童・生徒が個々の状況や特性に配慮した上で、十分な教育を受けられるようにするため、可能な限り障害のない児童・生徒とともに学ぶことができる環境の充実を図ります。 ・ 一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の環境整備や支援体制の整備に向けた取組を進めます。 				
<p>○取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭・教育・福祉との連携推進（学校巡回支援事業）（発達支援連携学習会）（再掲） ・ 特別支援員等による支援の資質向上 ・ こども・若者総合サポート会議の開催（発達支援部会）（再掲） ・ 特別支援教育の充実 ・ 特別支援学級等の就学に対する経済的支援 				

6-4 こどもの貧困の解消に向けた支援

●現状と課題

- 「2022年国民生活基礎調査の概況」によると、こどもの貧困率(17歳以下)は11.5%となっており、そのうちひとり親家庭の貧困率は44.5%と高くなっています。すべてのこども・若者が、貧困により適切な養育・教育・医療を受けられないことや、多様な体験の機会を得られず、権利利益を侵害され、社会的に孤立することがないように、子育てや貧困の問題を家庭のみの責任とするのではなく、社会全体で解決に取り組むことが重要です。
- 本市において、生活保護や就学援助、ひとり親世帯のうち児童手当全額受給などの経済的な支援を受けているこどもは1,000人を超えています。生活に困窮している家庭は、経済的な問題のみならず、様々な課題を抱えている場合が多く、支援が必要なこどもが潜在化していることもあるため、学校や地域等と連携して把握に努めるとともに、それぞれの課題やニーズを整理した上で、ランドセル購入費の助成、学力向上のための学習チャレンジ事業など、多面的な支援を実施しています。
- こども・若者の貧困は、こども・若者の権利利益を侵害するとともに、社会的孤立にもつながる深刻な課題です。貧困が家庭の自己責任ではなく、社会全体で受け止めて取り組むべき課題であるとの認識の下、妊娠期からそのこどもが大人になるまで、各段階での切れ目のない支援を実施することが必要です。

●施策の方向性

- 貧困の状態にあるこども・若者について、それぞれの家庭の状況に応じて妊娠期から大人になるまで切れ目のない支援を行い、現在と将来の生活の安定を図ります。

●主な取組

63 連携による教育支援の推進	誕生前・ 幼児期	学童・ 思春期	青年期	子育て
			○	
<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・若者総合サポート会議等において、制度や組織、年齢の壁を越えた体制で、様々な困難を抱えるこどもを早期に把握し、支援につなげます。 ・スクールソーシャルワーカーと地域における関係機関・団体間で支援が必要なこどもに関する情報を共有し、こどもとその保護者への支援体制を強化します。 				
<p>○取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習チャレンジ支援事業の充実（再掲） ・こどもの生活・学習支援の実施（再掲） ・子ども・若者総合サポート会議におけるネットワークの強化 ・スクールソーシャルワーカーの活用（再掲） 				

64 生活の安定に資するための 経済支援、相談支援等の充実	誕生前・ 幼児期	学童・ 思春期	青年期	子育て
	○	○		○
<ul style="list-style-type: none"> ・ 貧困等の問題を抱える親に対し、妊娠出産期からの相談支援の充実や、経済的負担軽減などの支援を充実させます。 ・ ひとり親家庭の保護者に対し、就労や所得の向上につながる資格取得支援を実施します。 ・ 保護者の状況に合ったきめ細かな就労支援を行います。 				
<p>○取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども育成支援事業の実施 ・ 児童手当の支給（再掲） ・ 地域若者サポートステーションと連携した労働支援（再掲） ・ 就労支援の促進（再掲） ・ こども医療費の助成（再掲） 				

65 就学援助、修学支援による 教育費負担の軽減	誕生前・ 幼児期	学童・ 思春期	青年期	子育て
			○	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 経済的な理由から就学困難と認められる家庭を対象に、学用品費、学校給食費等の援助を行うとともに、小学校入学時や市ホームページ等で制度の周知を行います。 ・ 高等学校や大学等への進学時に必要となる入学金や学費等について、母子父子寡婦福祉資金の貸付を行います。 				
<p>○取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就学援助制度の実施 ・ ひとり親家庭への就学支援（再掲） ・ こどもの生活・学習支援事業の実施（再掲） ・ 母子父子寡婦福祉資金の貸付相談・受付（再掲） 				

第5章 子ども・子育て支援事業計画

1 基本的な考え方

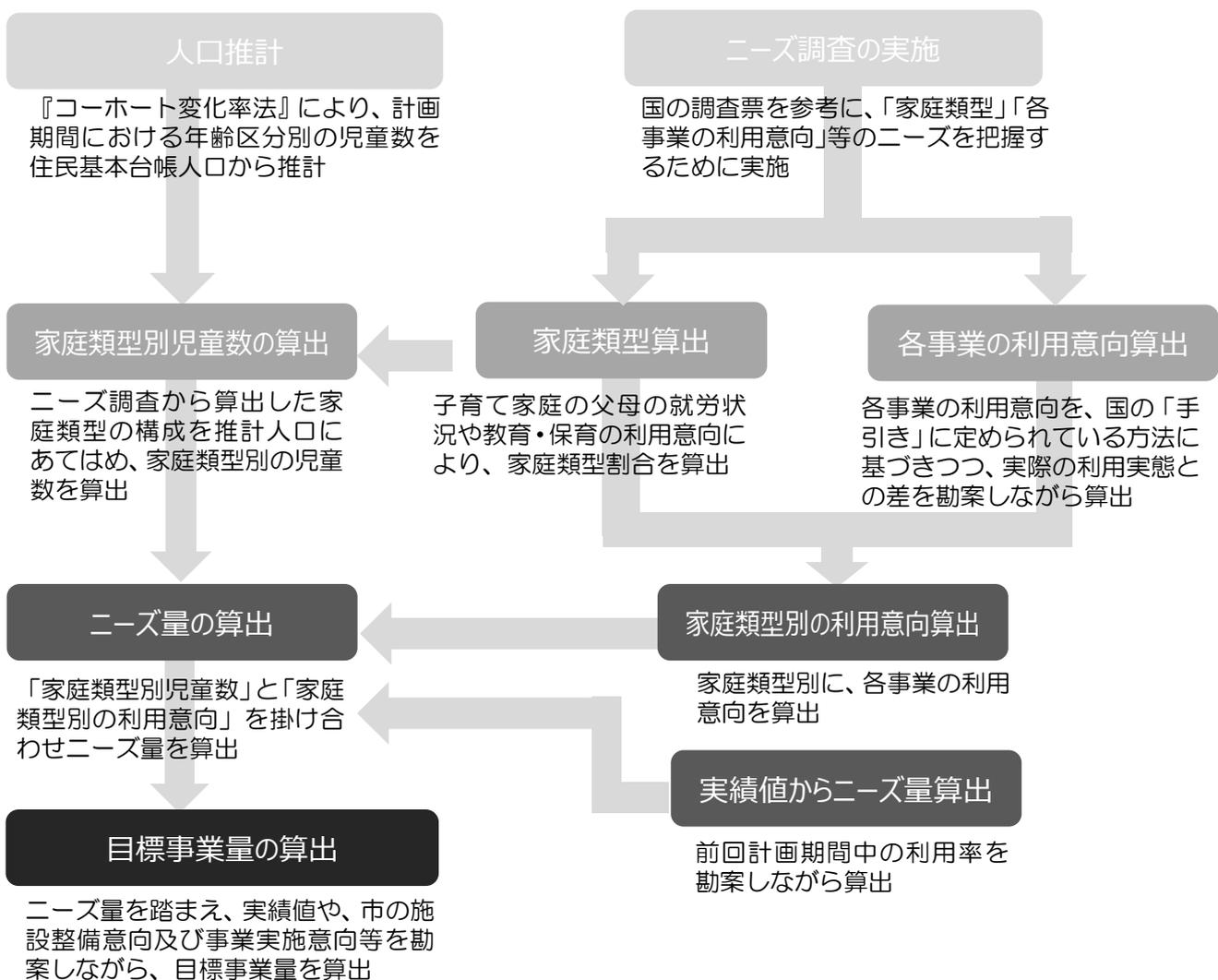
子ども・子育て支援法第61条において、市町村は、国が示す基本指針に即して、5年を1期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定めるものとされています。

国の方針では、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況と潜在的な利用希望を勘案し、5年間の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるとともに、それに対する提供体制の確保の内容及び実施時期等を盛り込むこととされています。

1-1 量の見込みの算出手順

国の「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方」に基づき、就学前児童の保護者を対象としたニーズ調査結果を基に、実績値を踏まえて算出しました。

■ 見込み量算出のプロセス



1-2 設定区分と概要

■ 認定区分と提供施設

認定区分		提供施設
1号認定	3～5歳、幼児期の学校教育(以下「学校教育」という)のみ	幼稚園、認定こども園
2号認定	3～5歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園、地域型(一部)
3号認定	0～2歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園、地域型保育事業

■ 認定別子どもが利用できる施設

		1号認定	2号認定		3号認定
		3歳以上	3歳以上		3歳未満
対象となる子ども		制限なし	保育の必要性があり、教育を受けさせたい	保育の必要性がある	保育の必要性がある
利用可能施設	認定こども園	○	○	○	○
	幼稚園	○	○		
	保育所			○	○
	地域型保育事業			○	○

1-3 教育・保育提供区域の設定

本市における、教育・保育事業、放課後児童健全育成事業の提供区域は、第1期、第2期計画においては、市北東部（葉梨、広幡、岡部）、市中部（藤枝、西益津、瀬戸谷、稲葉）、青島、市南部（高洲、大洲）の4区域に分けて設定をしていましたが、現在、市内全域で定員の弾力的な運用を行っていることから、今回の計画では、全市で1区域として定めます。なお、地域子ども・子育て支援事業については引き続き全市で1区域と設定し、できる限り保護者の希望どおりの保育サービスが提供できるように努めます。

■ 提供区域概要

事業区分		提供区域
教育・ 保育事業	1号認定（3～5歳：幼稚園）	市内全域
	2号認定（3～5歳：保育所）	
	3号認定（0～2歳：保育所）	
地域子ども・ 子育て支援事業	放課後児童健全育成事業	
	利用者支援に関する事業	
	地域子育て支援拠点事業	
	妊婦に対して健康診査を実施する事業	
	乳児家庭全戸訪問事業	
	養育支援訪問事業	
	育児サポーター派遣事業	
	子育て短期支援事業	
	子育て援助活動支援事業	
	幼稚園型一時預かり事業	
	保育所型一時預かり事業	
	時間外保育事業（延長保育事業）	
	病児・病後児保育事業	
	実費徴収に係る補足給付事業	
	産後ケア事業	
	子育て世帯訪問支援事業	
	児童育成支援拠点事業	
親子関係形成支援事業		
多様な事業者の参入促進・能力活用事業		
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）		
妊婦等包括相談支援事業		
“子育てするなら藤枝”推進プロジェクト事業		

1-4 こどもの人口の推計

量の見込みの算定の基礎となる令和7年度～11年度までの人口推計については、令和2年度～6年度の住民基本台帳をもとに、コーホート変化率法により算出しました。

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	748	731	714	696	687
1歳	706	780	762	745	730
2歳	794	718	793	775	761
3歳	881	807	730	805	789
4歳	928	885	811	734	813
5歳	933	937	894	819	747
6歳	1,060	935	940	896	827
7歳	1,106	1,061	937	941	901
8歳	1,134	1,108	1,064	939	948
9歳	1,225	1,134	1,108	1,064	944
10歳	1,195	1,226	1,135	1,109	1,069
11歳	1,301	1,193	1,223	1,133	1,111
合計	12,011	11,515	11,111	10,656	10,327

2 量の見込みと確保の内容

幼児教育・保育施設の整備計画については、待機児童ゼロの維持に向け、ニーズ調査結果等から算出した量の見込みに対して、必要とする定員の確保を図ります。

2-1 教育・保育事業の量の見込みと提供体制の確保

(1) 3～5歳児（1～2号認定こども）

(単位：人)

量の見込み及び確保方策		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	
1号	量の見込み①	1,700	1,630	1,510	1,462	1,457	
	確保方策	特定教育・保育施設	1,028	1,028	1,028	1,028	1,028
		幼稚園	1,089	1,089	1,089	1,089	1,089
		②合計	2,117	2,117	2,117	2,117	2,117
	③充足（②-①）	417	487	607	655	660	
2号	量の見込み①	1,416	1,358	1,257	1,218	1,213	
	確保方策	特定教育・保育施設・地域型保育施設	1,435	1,435	1,435	1,435	1,435
	②						
③充足（②-①）	19	77	178	217	222		

(2) 0歳～2歳児（3号認定こども）

(単位：人)

量の見込み及び確保方策		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	
0歳	①量の見込み	274	273	274	272	268	
	確保方策	特定教育保育施設	154	154	154	154	154
		地域型保育施設	121	121	121	121	121
		②合計	275	275	275	275	275
	③充足（②-①）	1	2	1	3	7	
1歳	①量の見込み	411	454	443	434	425	
	確保方策	特定教育保育施設	306	306	306	306	306
		地域型保育施設	167	167	167	167	167
		②合計	473	473	473	473	473
	③充足（②-①）	62	19	30	39	48	
2歳	①量の見込み	462	418	461	451	443	
	確保方策	特定教育保育施設	354	354	354	354	354
		地域型保育施設	185	185	185	185	185
		②合計	539	539	539	539	539
	③充足（②-①）	77	121	78	88	96	

2-2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

(1) 地域子ども・子育て支援事業の概要

保育が必要なこどものいる家庭だけでなく、すべての家庭を対象とした子育て支援を充実させるため、以下の「地域子ども・子育て支援事業」について、年度別の量の見込みを算出した上で、それぞれの事業を行います。

■ 事業名

- ①放課後児童健全育成事業
- ②利用者支援に関する事業（子育てコンシェルジュ、妊娠・出産包括支援）
- ③地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業）
- ④妊婦に対して健康診査を実施する事業
- ⑤乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
- ⑥養育支援訪問事業
- ⑦育児サポーター派遣事業
- ⑧子育て短期支援事業
- ⑨子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ⑩幼稚園型一時預かり事業（在園児の延長保育）
- ⑪保育所型一時預かり事業（非在園児の一時的保育）
- ⑫時間外保育事業（延長保育事業）
- ⑬病児・病後児保育事業
- ⑭実費徴収に係る補足給付事業
- ⑮産後ケア事業
- ⑯子育て世帯訪問支援事業
- ⑰児童育成支援拠点事業
- ⑱親子関係形成支援事業
- ⑲多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- ⑳乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
- ㉑妊婦等包括相談支援事業
- ㉒“子育てするなら藤枝”推進プロジェクト事業（※量の見込み・確保方策なし）

(2) 量の見込みと確保方策

① 放課後児童健全育成事業

ア 放課後児童クラブの整備

■事業内容■

保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、放課後に小学校の余裕教室等を活用して、基本的な生活習慣や、異年齢の仲間との交流を通じた社会性の習得、発育段階に応じた遊び等ができる生活の場、遊びの場を提供し、その健全な育成を図る事業。

■量の見込み及び確保方策■

将来の人口推計と、これまでの事業実績に基づき、算出しています。関係機関との連携や民間活力の参入を視野に入れながら、確保に努めます。

(単位：人)

量の見込み及び確保方策		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み	1年生	465	416	422	403	372
	2年生	428	419	378	383	364
	3年生	324	343	338	305	308
	4年生	199	175	185	183	166
	5年生	64	71	60	63	62
	6年生	24	24	27	23	24
合計		1,504	1,448	1,410	1,360	1,296
確保方策		1,539	1,539	1,539	1,539	1,539

イ 放課後子ども教室の拡充

■事業内容■

放課後や週末等に、小学校や公共施設等を活用し、地域住民の協力を得て、スポーツ、文化活動などの体験活動や交流活動、学習機会等を提供する事業。

■量の見込み及び確保方策■

これまでの事業実績に基づき算出しています。市内すべての子どもにとって、安全で安心できる居場所づくりを進めるとともに、内容の充実に努めます。

(単位：人)

量の見込み及び確保方策		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
放課後子ども教室	実施か所数	7	7	8	8	8
	利用者数(人)	480	480	510	510	510

ウ 連携または一体型による放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の推進

■事業内容■

放課後児童クラブと放課後子ども教室が連携し、保護者の就労状況を問わず、すべての児童が参加できる学習・体験活動プログラムを実施する事業。

■量の見込み及び確保方策■

これまでの事業実績に基づき算出しています。児童クラブとの連携を図り、市内すべてのこどもたちが参加できる仕組みづくりを推進します。

(単位：人)

量の見込み及び確保方策		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
一体型教室利用	実施か所数	3	3	4	4	4
	利用者数(人)	310	310	340	340	340

② 利用者支援に関する事業（子育てコンシェルジュ、妊娠・出産包括支援）

■事業内容■

・幼稚園、保育所、認定こども園、地域の子育て支援事業等の情報を提供し、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業。

■量の見込み及び確保方策■

- ・【子育てコンシェルジュ】市役所こども課窓口にて2名配置し、保育に関する相談対応、入園案内等にあたり、気軽に子育てに関する相談ができる体制を構築しています。
- ・【こども家庭センター】令和5年度に設置した「藤枝市こども家庭センター」において、引き続きすべての妊産婦、子育て世帯、こども・若者へ一体的に相談支援実施していきます。
- ・【地域子育て相談機関】公設公営の地域子育て支援センター7か所を身近な相談機関として設定しています。こども家庭センターや民設民営の地域子育て支援拠点等と連携しながら必要な支援につなげていきます。

■利用者支援に関する事業（子育てコンシェルジュ）

(単位：か所)

量の見込み及び確保方策		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み		9	9	9	9	9
確保方策	子育てコンシェルジュ	1	1	1	1	1
	こども家庭センター	1	1	1	1	1
	地域子育て相談機関	7	7	7	7	7

③ 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業）

■事業内容■

- ・地区交流センター等の地域の身近な場所で、乳幼児及びその保護者が交流できる場所を提供し、地域の子育て支援の拠点として子育てについての相談、情報提供、その他援助を行う事業。

■量の見込み及び確保方策■

- ・これまでの事業実績に基づき算出しています。市内 13 か所の地域子育て支援センターにおいて、子育て親子の交流の場の提供、子育て等に関する情報提供や相談、援助を行い、地域の子育て支援機能の充実を図ります。
- ・保健センターや関係機関と連携し、情報交換の場を設ける等して、妊娠期から子育て期まで途切れない支援を提供します。
- ・子育て支援センターがさらに身近なものとなるよう、「子育てフェスタ」や「あかちゃん講座」の開催、子育ての相談に専門家が対応する「まちの保健室」等の事業を行います。

■地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業） (単位：延べ人/年)

量の見込み及び確保方策	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み	106,701	105,799	107,697	105,182	103,378
確保方策	107,000	107,000	107,000	105,000	104,000
実施か所数（か所）	13	13	13	13	13

④ 妊婦に対して健康診査を実施する事業

■事業内容■

- ・母子保健法第13条第2項の規定に基づき、安全・安心な出産のために、妊婦の健康診査に係る経済的負担を軽減することにより、医療機関等への受診を勧奨する事業。

■量の見込み及び確保方策■

- ・正期産となる妊娠 37 週からの利用率は徐々に低下しますが、将来の出生見込数に基づき、量の見込みを算出しています。
- ・すべての妊婦が必要とする健診回数を受診できるよう、勧奨します。

■妊婦に対して健康診査を実施する事業 (単位：延べ回/年)

量の見込み及び確保方策	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み	10,444	10,192	9,954	9,688	9,506
確保方策	10,444	10,192	9,954	9,688	9,506

⑤ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

■事業内容■

- ・生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、こどもの発育の確認や育児に関する相談や指導、必要なサービスの情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対して適切な支援を行う事業。

■量の見込み及び確保方策■

- ・将来の出生見込み数に基づき算出しています。長期里帰り中の乳児に対しては、里帰り先の自治体に家庭訪問を依頼します。また、長期入院の乳児は退院後に訪問を実施します。

■乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

(単位：人／年)

量の見込み及び確保方策	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み	748	731	714	696	687
確保方策	748	731	714	696	687

⑥ 養育支援訪問事業

■事業内容■

- ・若年の妊婦、育児ストレス、産後うつ等により、子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭に対し、養育の不安感や負担感を軽減させるため、訪問支援を実施する事業。

■量の見込み及び確保方策■

- ・これまでの実績に基づき算出しています。こどもの数は減少傾向にありますが、特定妊婦・ハイリスク妊婦の人数は減少していない傾向にあります。
- ・育児不安等を抱え、継続的な支援を必要とする家庭に重点を置き、概ね1歳未満の子を持つ養育者に対し、養育支援員が家庭訪問することにより、安定した子育てができるように支援します。

■養育支援訪問事業

(単位：人／年)

量の見込み及び確保方策	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み	86	84	81	79	78
確保方策	86	84	81	79	78

⑦ 育児サポーター派遣事業

■事業内容■

- ・育児サポーター（保育士）が、出産後間もない時期（概ね1年程度）の乳児をもつ家庭に訪問し、育児相談や子育てに関する情報提供や離乳食の作り方の指導、遊びや体操の助言、沐浴の手伝い、健診への付き添い等、母親が安心して子育てができるように育児支援をする事業。

■量の見込み及び確保方策■

- ・今後、産後ケア事業（助産師の支援）の充実が進み、育児サポーターの利用が減少することも見込まれるため人口推移値から20%程度の利用を見込んで算出しています。
- ・育児サポーター（保育士）が、育児の援助や相談に応じ、赤ちゃんの日々の成長、発達の喜びを母親と共有しながら、育児への不安や負担感を軽減していくことで、母親としての自信が持てるような支援を行います。

■育児サポーター派遣事業

（単位：人／年）

量の見込み及び確保方策	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み	150	150	140	140	140
確保方策	150	150	140	140	140

⑧ 子育て短期支援事業

■事業内容■

- ・保護者が、疾病等の身体上、精神上、環境上の理由により家庭においてこどもを養育することが一時的に困難となった場合や、経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設等保護を適切に行うことができる施設において一定期間、必要な養育または保護を行う事業。

■量の見込み及び確保方策■

- ・これまでの実績に基づき算出しています。こどもの数は減少傾向ですが、こどもと家庭を取り巻く課題が複雑・多様化する中、親子入所支援や入所希望児童支援による事業が拡充していることも踏まえ、制度の周知と受け皿の確保に向けた委託先の拡大に努めていきます。

■子育て短期支援事業

（単位：延べ人／年）

量の見込み及び確保方策	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み	29	28	27	26	26
確保方策	30	30	30	30	30

⑨ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

■事業内容■

- ・子育て世帯における一時的な保育等を援助するため、藤の里ファミリー・サポート・センターを設置し、こどもの一時的な預かりや移動支援等、育児の援助を受けることを希望する人（依頼会員）と、これらの援助を行うことを希望する人（提供会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

■量の見込み及び確保方策■

- ・これまでの実績と推定児童人口から算出していますが、新型コロナウイルス感染拡大時に利用者が激減し、利用者の戻りは緩やかになっています。
- ・年2回の新規提供会員向けの講習会の開催により、提供会員の確保に努めるとともに、依頼・提供会員の交流会を開催し、会員同士の交流の場を提供します。

■子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

（単位：延べ回／年）

量の見込み及び確保方策	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み	2,730	2,589	2,491	2,365	2,255
確保方策	2,730	2,589	2,491	2,365	2,255

⑩ 幼稚園型一時預かり事業（在園児の延長保育）

■事業内容■

- ・在園児の保護者の要請に応じて、教育課程に係る教育時間の前後や夏休み等の長期休業期間に幼児教育を行う事業で、従来の「預かり保育事業」のこと。

■量の見込み及び確保方策■

- ・これまでの実績に基づき算出しています。今後のこどもの人数減少も踏まえつつ、今後開始される「こども誰でも通園制度」等他事業と機能や役割を整備し、体制を構築しながら継続的に事業を実施します。

■一時預かり事業（幼稚園、認定こども園1号）

（単位：延べ人／年）

量の見込み及び確保方策	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み	100,998	96,836	89,690	86,854	86,522
確保方策	100,998	96,836	89,690	86,854	86,522

⑪ 保育所型一時預かり事業（非在園児の一時的保育）

■事業内容■

- ・保護者の病気等により家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間、保育所や認定こども園等で一時的な保育を行う事業。

■量の見込み及び確保方策■

- ・これまでの実績に基づき算出しています。緊急、また一時的に保育を必要とする子育て家庭にとって、必要な事業であることから、今後開始される「こども誰でも通園制度」等他事業と機能や役割を整備しながら、継続的に事業を実施します。

■一時預かり事業

(単位：延べ人／年)

量の見込み及び確保方策		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
一時預かり事業 (保育所、認定こども園)	量の見込み	4,995	4,789	4,436	4,295	4,279
	確保方策	4,995	4,789	4,436	4,295	4,279
一時預かり事業 (その他)	量の見込み	5,552	5,405	5,234	5,089	5,037
	確保方策	5,552	5,405	5,234	5,089	5,037

※その他：幼稚園で行っている非在園児の2歳児の一時預かり事業

⑫ 時間外保育事業（延長保育事業）

■事業内容■

- ・保育所・認定こども園（2号・3号認定）の在園児に対して、保育時間を超えて概ね午後7時までの保育を実施する事業。

■量の見込み及び確保方策■

- ・これまでの実績に基づき算出していますが。現在延長保育を希望するすべてのこどもを受け入れてきている状態であり、現在の保育所等で行われている延長保育事業でニーズ量は充足されます。
- ・こどもの人数が減少していくことを踏まえつつ、保護者の多様な就労形態を支援できるよう、今後も継続的に事業を実施します。

■時間外保育事業（延長保育事業）

(単位：延べ人／年)

量の見込み及び確保方策	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み	656	639	618	601	595
確保方策	656	639	618	601	595

⑬ 病児・病後児保育事業

■事業内容■

- ・病児保育事業は、こどもが発熱等の急な病気になった際、病院、保育所等に付設された専用スペースにおいて看護師等が一時的に保育を実施する事業。
- ・病後児保育事業は、病気等からの回復期にある乳幼児を、保育所に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育を行う事業。

■量の見込み及び確保方策■

- ・各施設の定員数を勘案し算出しています。保護者の負担軽減と乳幼児の健全育成を図るため、今後も継続して事業を行います。

■病児・病後児保育事業

(単位：延べ人／年)

量の見込み及び確保方策	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み	1,717	1,649	1,584	1,523	1,492
確保方策	1,920	1,920	1,920	1,920	1,920

⑭ 実費徴収に係る補足給付事業

■事業内容■

- ・特定教育・保育施設を利用する生活保護世帯に対して、幼児教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業。
- ・幼稚園を利用する年収360万円未満相当世帯及び小学校から数えて第3子の世帯に対して副食費の費用を助成する事業。

■量の見込み及び確保方策■

- ・これまでの実績やニーズ調査の結果に加えて、今後、私学助成を受ける幼稚園が新制度へ移行する予定も踏まえて算出しています。日用品文房具等、副食費ともに対象世帯に対し必要な支援を実施し、こどもの健やかな成長と保護者負担の軽減に努めます。

■実費徴収に係る補足給付事業

(単位：延べ人／年)

量の見込み及び確保方策	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み	40	40	40	40	40
確保方策	40	40	40	40	40

⑮ 産後ケア事業

■事業内容■

- ・出産後1年未満の母子に対し、心身の安定及び育児不安の解消を図るため、心身の状態に応じた保健指導や、療養に伴う育児等に関する指導、相談その他の援助を行う事業。

■量の見込み及び確保方策■

- ・令和6年度の実績見込みと、0歳児の将来推計人口を基に算出しています。令和5年度から、事業対象者が「ハイリスク者」から「産後ケアを必要とするもの」に広がり、事業所直接申請としたことで実績が伸びています。今後、さらに利用しやすいよう事業を整えていきます。

■産後ケア事業

(単位：延べ人／年)

量の見込み及び確保方策		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
短期入所（ショートステイ）型	量の見込み	80	80	80	80	80
	確保方策	80	80	80	80	80
通所（デイサービス）型	量の見込み	480	500	500	500	500
	確保方策	480	500	500	500	500
居宅訪問（アウトリーチ）型	量の見込み	130	150	150	150	150
	確保方策	130	150	150	150	150

⑯ 子育て世帯訪問支援事業

■事業内容■

- ・家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業。

■量の見込み及び確保方策■

- ・これまでのネグレクトのケース数を基に算出しています。対象者の中では介入を拒否することも考えられるため、少しずつ周知を図りながら、利用につなげていきます。

■子育て世帯訪問支援事業

(単位：延べ人／年)

量の見込み及び確保方策	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み	12	14	16	18	20
確保方策	12	14	16	18	20

⑰ 児童育成支援拠点事業

■事業内容■

- ・養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行う事業。また、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行うなど、個々の児童の状況に応じた包括的な支援の提供を図る。

■量の見込み及び確保方策■

- ・これまでのNPO法人への委託実績を基に算出しています。引き続きNPO法人の体制整備を図りながら、確保数を維持します。

■児童育成支援拠点事業

(単位：延べ人／年)

量の見込み及び確保方策	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
確保方策	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300

⑱ 親子関係形成支援事業

■事業内容■

- ・児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなど、その他の必要な支援を行う事業。

■量の見込み及び確保方策■

- ・これまでの実績に基づき算出しています。子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ります。

■親子関係形成支援事業

(単位：延べ人／年)

量の見込み及び確保方策	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み	106	106	106	106	106
確保方策	106	106	106	106	106

⑱ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

■事業内容■

- ・教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の量を拡大するため、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園において特別な支援が必要なこどもの受入体制構築の支援を行う事業。

■量の見込み及び確保方策■

- ・現在のところ計画期間中に実施の予定はありませんが、今後、国の指針等に基づき、検討していきます。

⑳ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

■事業内容■

- ・保育所等に通所していない0歳6か月から2歳までの未就園児を対象に、保育所等において一時的な預かりを行い、適切な遊びや生活の場を与えるとともに、保護者との面談を通じて、乳児・児童及び保護者の心身の状況や養育環境を把握し、子育てに関する助言や情報提供等の援助を行う事業。

■量の見込み及び確保方策■

■乳児等通園支援事業

(単位：延べ人／年)

量の見込み及び確保方策	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み					
確保方策					

記入方法等について調整中

②1 妊婦等包括相談支援事業

■事業内容■

- ・妊婦やその配偶者に対して面談を行い、妊婦等の心身の状況や置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業。

■量の見込み及び確保方策■

- ・0歳児の将来推計人口をもとに算出しています。すべての妊産婦、子育て世帯に対し、保健師等が子育て等についての相談や子育て支援サービス等の情報提供や相談支援を行います。

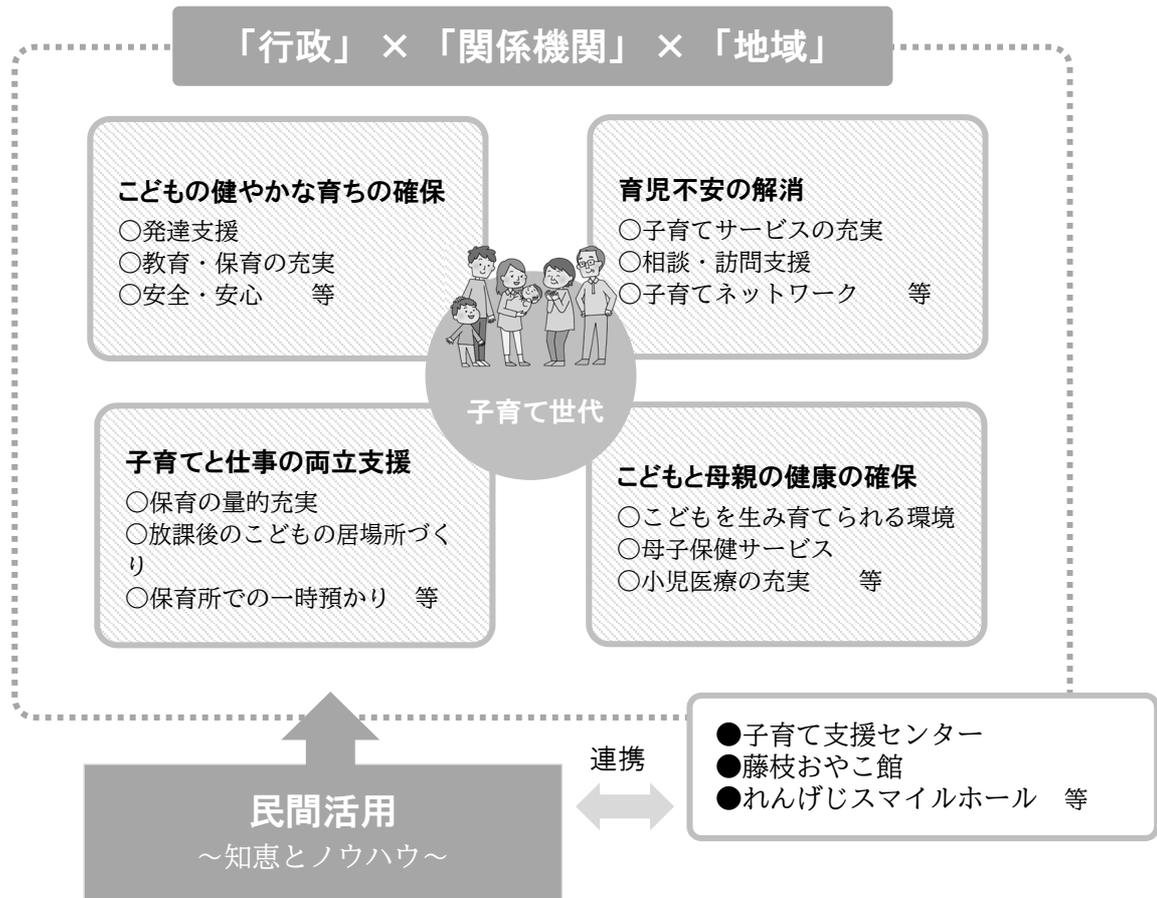
■妊婦等包括相談支援事業

(単位：延べ人／年)

量の見込み及び確保方策	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み	746	728	711	692	679
確保方策	746	728	711	692	679

② “子育てするなら藤枝” 推進プロジェクト事業

・子育てに不安を感じている若い世代が、子育てに対し尊さや幸せを感じることができる環境づくりをさらに推進するため、民間（子育て支援団体等）のアイデアやノウハウを活用したセミナーや各種講座、イベント等の開催による出産や育児不安の解消につなげる事業。これにより、子育て世帯や支援団体間のネットワークを構築するとともに、地域における子育て支援の力を底上げし、「子育てするなら藤枝」の新たなモデルを構築し、市内外へ効果的なPRを行います。



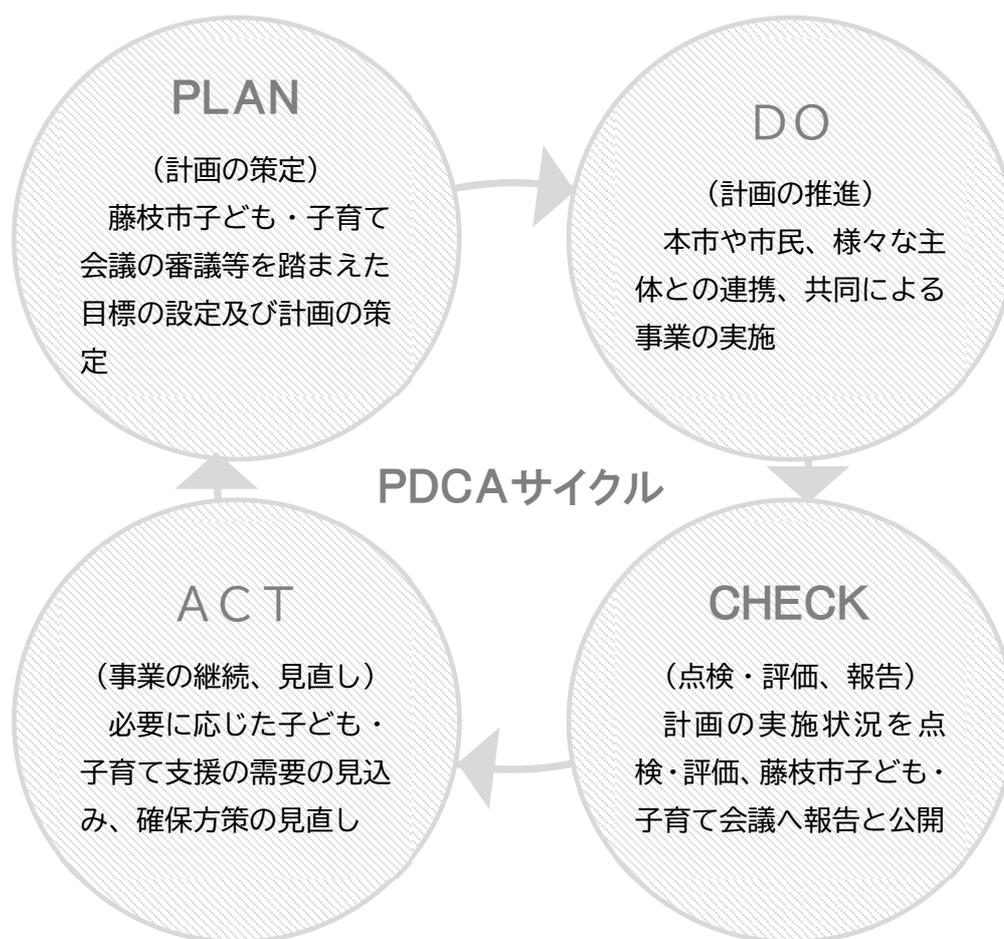
第6章 計画の推進にあたって

1 施策の推進体制

本計画の推進にあたっては、藤枝市子ども・子育て会議による施策の実施状況に関する進捗管理、評価を行います。また、こども課をはじめ、保健、医療、福祉、教育、就労等の幅広い分野の関係課と連携を図りながら施策を推進します。

2 進捗管理

計画の進捗管理にあたっては、PDCAサイクルのプロセスを踏まえ、施策の進捗状況を検証し、必要に応じて改善を行い、効果的に計画を推進していきます。また、本計画の最終年度には、計画の目標の達成状況の確認を行います。



第7章 資料編

1 藤枝市子ども基本条例

目次

前文

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 こどもの権利の保障(第3条—第6条)

第3章 こどもの権利を保障するための責務(第7条—第11条)

第4章 こどもにやさしいまちづくりの推進(第12条—第22条)

第5章 保護者等への周知及び啓発(第23条)

第6章 施策の評価(第24条・第25条)

第7章 こどもの権利侵害からの救済(第26条)

第8章 雑則(第27条)

附則

こどもは、次代を担うかけがえのない存在であり、計り知れない可能性を秘めた宝であります。

全てのこどもは、貴重な社会の一員であり、一人一人が異なる環境の中で育ち、権利の主体として尊重され、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」が保障されなければなりません。そのために全ての市民は、連携し、及び協働してこどもに寄り添い、誰一人取り残すことなく、全てのこどもが将来へ希望をもち、心と体が健やかに育つ環境づくりを推進する必要があります。

さらに、こども自身がこれらの権利を理解し、行使し、守られることが、こどもにやさしいまちの実現につながっていきます。

今を生きるこどもたちが、夢と希望を抱きながら幸せに暮らし、安全・安心で心身ともに健やかに成長することは、全ての市民にとって切なる願いであります。その成長を地域社会で相互に連携し、かつ、協働して支え、明るい未来へ導き、生まれ育った自然豊かで魅力あふれるまちにいつまでも住み続けたいと思えるような、こどもにやさしいまちの実現を目指し、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、全てのこどもを尊重し、こどもの権利並びに保護者、市、学校等、地域住民等及び事業者(以下「市等」という。)の責務その他の市が行うこども基本法(令和4年法律第77号。以下「法」という。)に規定するこども施策(以下「こども施策」という。)の推進のための基本となる事項を定めることにより、こどもたちが安全に、かつ、安心して健やかに育つまち及びこどもにやさしいまちの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) こども 18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当と認められる者をいう。
- (2) 若者 中学生年代から40歳未満の者をいう。
- (3) 保護者 親及びこどもを現に養育する者をいう。
- (4) 学校等 学校、幼稚園、保育所、認定こども園その他こどもが学び、育つための施設並びにこれらの関係者及び組織をいう。
- (5) 地域住民等 市民及び団体をいう。
- (6) 事業者 市内に事務所又は事業所を有し、事業を営む全ての事業者及び団体をいう。
- (7) 関係機関 他の地方公共団体、警察及び医療機関をいう。

第2章 こどもの権利の保障

(安心して健康に生きる権利の保障)

第3条 市等は、こどもが安全に、かつ、安心して健康に生きるために、次に掲げることを保障するための配慮をしなければならない。

- (1) 命が守られ、尊重されること。
- (2) 差別又は不当な扱いを受けないこと。
- (3) 虐待、体罰、いじめなどあらゆる暴力を受けないこと。

(4) 健康が保たれ、適切な医療を受けられること。

(個性が尊重され自分らしく生きる権利の保障)

第4条 市等は、子どもがその個性が尊重され、自分らしく生きるために、次に掲げることを保障するための配慮をしなければならない。

(1) 自分の存在を認められ、個性が尊重されること。

(2) 自分の考えを年齢、成長及び発達に応じて自由に表現し、尊重されること。

(3) プライバシー及び名誉が守られること。

(自ら守り、守られ、育まれる権利の保障)

第5条 市等は、子どもが自分を守り、又は自分が守られ、若しくは育まれるために、次に掲げることを保障するための配慮をしなければならない。

(1) 学び、遊び、及び心身ともに休息することができること。

(2) 文化、芸術及びスポーツに触れ、親しむこと。

(3) 社会全体から必要な支援を受けられること。

(4) 成長が妨げられる状況から保護されること。

(5) 悩み又は困りごとに係る相談をし、又は助言その他必要な支援を受けられること。

(6) 愛情と理解をもって大切に育まれること。

(社会に参加する権利の保障)

第6条 市等は、子どもが自分に関わることについて意見を述べ、社会に参加するために、次に掲げることを保障するための配慮をしなければならない。

(1) 自分の意見を表明する機会が与えられること。

(2) 社会に参加するために、必要な知識及び情報を得るための支援を受けられること。

(3) 自由に仲間を作り、集い、又は活動すること。

第3章 こどもの権利を保障するための責務

(保護者の責務)

第7条 保護者は、こどもの養育及び権利の保障について最も重要な責任があることを認識し、必要に応じて市等及び関係機関に相談し、支援を求め、こどもの年齢及び発達に応じた養育に努めるものとする。

2 保護者は、子どもが自らの権利を正しく理解するとともに、自らの権利と同様に、他者の権利を尊重できるように支援に努めるものとする。

3 保護者は、こどもとの時間を大切にし、子どもが健やかに育つ環境の整備に努めるものとする。

(市の責務)

第8条 市は、こどもの権利を保障するため、保護者、学校等、地域住民等、事業者及び関係機関(以下「保護者等」という。)と連携し、協働により子ども施策を推進するものとする。

2 市は、保護者、学校等、地域住民等及び事業者がそれぞれの責務を果たすことができるよう、必要な支援を行うものとする。

(学校等の責務)

第9条 学校等は、子ども一人一人の発達に応じて、子どもが主体的に学び、健やかに育つことができる環境を整備するとともに、必要な支援に努めるものとする。

2 学校等は、子どもが自らの権利を正しく理解するとともに、他者の権利を尊重し、ともに学ぶことができるよう、必要な支援に努めるものとする。

3 学校等は、子どもが様々な経験を通して成長できるよう、必要な支援に努めるものとする。

(地域住民等の責務)

第10条 地域住民等は、市及び学校等と協働して、子どもが安全に、かつ、安心して豊かな心と体を育むことができる環境の整備に努めるものとする。

(事業者の責務)

第11条 事業者は、保護者である従業員が子育てと仕事を両立できるよう、子育てしやすい職場の環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、ともに働く従業員の子育てに対する理解を深め、意識向上に努めるものとする。

第4章 こどもにやさしいまちづくりの推進

(こども本位の環境の整備の推進)

第12条 市は、保護者等と協働して、子どもが健やかに育ち、こどもの気持ちを受け止め、かつ、こどもの権利が尊重されるこども本位の環境の整備を推進するものとする。

(健やかな成長の支援)

第13条 市は、こどもの健やかな成長に必要な支援を推進するものとする。

(伴走型支援)

第14条 市は、伴走型支援(妊産婦の段階及び新生児から若者に至るまでの各段階に応じ、一貫した包括的できめ細かな切れ目のない支援をいう。)を推進するものとする。

(誰一人取り残さない教育の推進)

第15条 市は、全てのこどもたちが誰一人取り残されることなく、ともに教育を受け、一人一人が夢や希望を持ち、生き生きと学び、健やかに育つ環境の整備に努めるものとする。

(こどもにやさしいまちづくりの推進)

第16条 市は、第12条から前条までの規定を踏まえ、こども施策の幅広い展開及びより一層の充実並びに医療、教育、福祉その他こどもに関連する分野との連携及び調整を図りつつ、法第10条第2項に規定する計画を定め、総合的かつ計画的に施策を推進するものとする。

2 市は、こども施策の推進に当たっては、こども及び保護者その他の関係者の意見を聴くものとする。

(虐待及び体罰の防止)

第17条 市は、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)の規定に基づき虐待及び体罰を防止及び予防するために必要な対策を講じるとともに、保護者等と連携し、虐待及び体罰の防止及び早期発見のための対策を講じるよう努めるものとする。

2 市は、虐待及び体罰の連絡があった場合は、虐待及び体罰を受けたこどもを適切かつ速やかに守るため、関係機関、保護者(虐待及び体罰を行っているものを除く。)、学校等及び地域住民等(以下「関係機関等」という。))と情報を共有し、連携して必要な支援を行わなければならない。

3 関係機関等は、虐待及び体罰を受けたこどもに対し、こどもが施設等に保護され、又は入所している間においてもこどもの権利が保障されるよう、市との情報の共有その他必要な配慮に努めるものとする。

(いじめの防止)

第18条 市は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)の規定に基づきいじめ防止基本方針を定め、いじめの防止及び早期発見に努めるものとする。

2 学校等は、いじめを受けたこども及び保護者に適切な支援を行うとともに、いじめを行ったこどもに対してその背景に配慮した上で指導し、又はその保護者に対して助言を行うものとする。

(貧困の防止)

第19条 市は、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律(平成25年法律第64号)の規定に基づき計画を定め、こどもが安心して健やかに成長し、及び発達するために、こどもの貧困防止のための対策に取り組むものとする。

(こどもの社会参加及び意見表明)

第20条 市等は、こどもが社会の一員として自分の考え及び意見の表明を行うことにより社会に参画する機会を設けるよう努めるものとする。

2 市は、こども施策について、こどもが意見を表明し、参画する機会を確保するものとする。

3 学校等及び地域住民等は、学校等の行事及び地域活動に関して、こどもが意見を表明し、参画する機会の確保に努めるものとする。

(こどもの居場所の整備)

第21条 市等は、こどもが自分らしく安心して過ごすことができ、かつ、様々な体験を通し、豊かな人間性を育むことができる場(以下「こどもの居場所」という。)の整備に努めるものとする。

2 市等は、こどもの居場所の整備に当たって、こどもが豊かな自然及び様々な人と触れ合い、多様な体験ができるよう助言又は必要な支援に努めるものとする。

(多様性の尊重)

第22条 市等は、こどもが国籍、性別及び宗教の違い、障害の有無その他の違いについて、その多様性を尊重されるよう配慮するものとする。

2 市等は、こどもに対し、偏見及び差別その他不当な扱いが生まれないようにするために、その多様性に対する理解を深め、広めるよう努めるものとする。

第5章 保護者等への周知及び啓発

(保護者等への周知及び啓発)

第23条 市は、こどもの権利に関する保護者等の理解を深めるため、必要な周知及び啓発を行うものとする。

第6章 施策の評価

(報告)

第24条 市は、こどもの権利を守り、こども施策の充実を図るため、こども施策の推進状況について、藤枝市子ども・子育て会議(藤枝市子ども・子育て会議条例(平成25年藤枝市条例第27号)第1条に規定する藤枝市子ども・子育て会議をいう。以下同じ。)に報告するものとする。

(評価・検証)

第25条 藤枝市子ども・子育て会議は、こども施策の推進状況その他こども施策に関連する事項について評価及び検証をし、その結果を市が公表するものとする。

第7章 こどもの権利侵害からの救済

(こどもの権利侵害からの救済)

第26条 市は、こどもの権利侵害に関する相談又は救済に当たっては、保護者等との連携を図るとともに、こどもの特性及び権利侵害の実情に配慮し対応するものとする。

第8章 雑則

(委任)

第27条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

2 藤枝市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、藤枝市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 藤枝市子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (3) 特定教育・保育施設に関すること。
- (4) 特定地域型保育事業に関すること。
- (5) その他児童福祉関連施策の推進に関すること。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関する団体に所属する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 子育て会議に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、児童福祉を所掌する課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 子育て会議の最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則(令和5年3月20日条例第4号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月21日条例第9号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

3 藤枝市子ども・子育て会議委員名簿

選出区分毎、敬称略（令和5年4月1日～令和7年3月31日）

No.	選出区分	所属等	氏名	備考
1	1号	藤枝市教育委員	永田 恵実子	教育委員代表
2	1号	藤枝市立高洲南小学校校長	山下 由花 (～令和6年3月31日)	校長会代表
		藤枝市立朝比奈第一小学校校長	村松 一伸 (令和6年4月1日～)	校長会代表
3	2号	藤枝市保育協会 会長	井原 佳明	保育協会代表
4	2号	藤枝託児ボランティアサークル 代表	高山 由美	市民活動団体代表
5	2号	藤枝市私立幼稚園・認定こども 園協会	伊村 恵美	私立幼稚園・認定こども 園協会代表
6	2号	えだっこ児童クラブ主任指導員	内藤 奈美	社会福祉協議会推薦
7	3号	藤枝市社会福祉協議会 常務理事	小澤 一成	社会福祉協議会代表
8	3号	藤枝市民生委員・児童委員協議会 児童福祉部会長	藤田 智司	民生委員・児童委員協議 会代表
9	3号	藤枝市青少年健全育成推進会議 大洲支部長	白井 郁夫 (～令和6年3月31日)	青少年健全育成推進会議 代表
		藤枝市青少年健全育成推進会議 理事	村田 政之 (令和6年4月1日～)	
10	4号	幼稚園児を持つ親代表	田村 紅実 (～令和6年3月31日)	私立幼稚園・認定こども 園協会推薦
		幼稚園児を持つ親代表	前田 真琴 (令和6年4月1日～)	
11	4号	放課後児童クラブを 利用する親代表	山田 亜由美	社会福祉協議会推薦
12	4号	保育園児を持つ親代表	大津 景子	保育協会推薦
13	4号	藤枝商工会議所副会頭	飯田 敏之	商工会議所推薦
14	4号	志太地区労働者福祉協議会 副会長	石田 圭	志太地区労働者福祉協議 会推薦
15	4号	NPO法人わかもののまち 代表理事	土肥 潤也	こども家庭庁 こども家庭審議会委員

1号委員 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

2号委員 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

3号委員 子ども・子育て支援に関する関係団体に所属する者

4号委員 その他市長が必要と認める者

藤枝市こども計画

発行年月：令和 年 月

発行：藤枝市

編集：藤枝市 健康福祉部 こども未来応援局 こども課

住所：〒426-8722 静岡県藤枝市岡出山 1-11-1

TEL：054-643-3246 FAX：054-643-3260